

令和7年度第1回弘前市地域包括支援 センター運営協議会 会議資料

	頁
資料1 令和6年度介護予防支援事業の実績	1～6
資料2 令和6年度包括的支援事業の実績	7～11
資料3 令和6年度在宅介護支援センター活動実績	12
資料4 令和6年度地域包括支援センター事業実績（全体）	13～15
資料5 令和6年度各地域包括支援センター事業計画・報告書	16～57
資料6 令和6年度に把握した地域課題・取組方針	58～59
資料7 令和6年度地域包括支援センター収支決算	60
資料8 令和7年度地域包括支援センター事業計画（全体）	61～62
資料9 令和7年度各地域包括支援センター事業計画	63～104
資料10 令和7年度各地域包括支援センター収支予算	105

令和6年度の実績報告について

1. ケアマネジメントの実績

ア 介護予防支援計画の実績

※介護予防支援計画とは…要支援者に対する支援計画のうち、介護予防サービス(通所リハ、訪問看護、福祉用具の貸与等)の利用も計画されているもの。

地域包括 支援 センター 名	4月分		5月分		6月分		7月分		8月分		9月分		上 期 計(のべ件数)	
	プラン 件 数	委託した居 宅介護支援 事業所数	プラン 件 数	委託した居 宅介護支援 事業所数	プラン 件 数	委託した居 宅介護支援 事業所数	プラン 件 数	委託した居 宅介護支援 事業所数	プラン 件 数	委託した居 宅介護支援 事業所数	プラン 件 数	委託した居 宅介護支援 事業所数	プラン 件 数	(うち 委託件数)
第一	129	(22)	12	(21)	12	(21)	125	(22)	14	(22)	132	(23)	762	(131)
第二	126	(29)	16	(27)	15	(28)	130	(30)	16	(31)	129	(28)	777	(173)
第三	142	(54)	13	(51)	14	(53)	139	(47)	13	(52)	148	(51)	863	(308)
東部	88	(58)	29	(65)	32	(62)	93	(60)	30	(56)	82	(50)	540	(351)
西部	68	(0)	0	(0)	0	(0)	67	(0)	0	(0)	63	(0)	401	(0)
南部	131	(20)	11	(22)	12	(26)	125	(20)	9	(19)	131	(18)	783	(125)
北部	83	(10)	10	(9)	9	(8)	83	(8)	8	(8)	87	(8)	501	(51)
合 計	767	(193)	774	(195)	782	(198)	762	(187)	770	(188)	772	(178)	4,627	(1,139)

地域包括 支援 センター 名	10月分		11月分		12月分		1月分		2月分		3月分		令和6年度計(のべ件数)	
	プラン 件 数	委託した居 宅介護支援 事業所数	プラン 件 数	委託した居 宅介護支援 事業所数	プラン 件 数	委託した居 宅介護支援 事業所数	プラン 件 数	委託した居 宅介護支援 事業所数	プラン 件 数	委託した居 宅介護支援 事業所数	プラン 件 数	委託した居 宅介護支援 事業所数	プラン 件 数	(うち 委託件数)
第一	124	(23)	14	(20)	15	(19)	119	(15)	119	(16)	114	(16)	1,493	(240)
第二	134	(32)	15	(27)	17	(26)	117	(24)	119	(28)	126	(27)	1,520	(337)
第三	151	(48)	15	(48)	13	(44)	130	(38)	137	(39)	139	(42)	1,720	(567)
東部	84	(51)	27	(54)	28	(54)	71	(46)	73	(47)	84	(56)	1,022	(659)
西部	63	(0)	2	(0)	0	(0)	54	(0)	51	(0)	50	(0)	731	(0)
南部	135	(21)	9	(20)	9	(20)	125	(19)	131	(25)	127	(33)	1,559	(263)
北部	94	(8)	8	(8)	8	(7)	77	(6)	78	(6)	82	(6)	1,005	(92)
合 計	785	(183)	777	(177)	738	(170)	693	(148)	708	(161)	722	(180)	9,050	(2,158)

イ 介護予防ケアマネジメントの実績

※介護予防ケアマネジメントとは…事業対象者に対する支援計画及び、要支援者に対する支援計画のうち総合事業サービスのみの計画されているもの。

地域包括支援センター名	4月分		5月分		6月分		7月分		8月分		9月分		上期計(のべ件数)							
	プラン 件数	委託した居宅介護支援事業所数 (うち委託件数)	プラン 件数	委託した居宅介護支援事業所数 (うち委託件数)	プラン 件数	委託した居宅介護支援事業所数 (うち委託件数)	プラン 件数	委託した居宅介護支援事業所数 (うち委託件数)	プラン 件数	委託した居宅介護支援事業所数 (うち委託件数)	プラン 件数	委託した居宅介護支援事業所数 (うち委託件数)	プラン 件数	委託した居宅介護支援事業所数 (うち委託件数)						
第一	369	(26)	5	366	(21)	4	370	(22)	4	366	(19)	2	360	(20)	4	362	(20)	4	2,193	(128)
第二	219	(14)	11	216	(12)	10	215	(12)	10	217	(11)	10	214	(12)	11	215	(13)	11	1,296	(74)
第三	464	(87)	20	455	(84)	20	464	(87)	20	462	(85)	21	459	(84)	22	462	(81)	21	2,766	(508)
東部	268	(92)	27	271	(90)	27	278	(92)	28	274	(91)	29	275	(91)	29	276	(90)	28	1,642	(546)
西部	171	(7)	2	164	(7)	2	159	(8)	2	158	(7)	0	151	(7)	2	156	(7)	2	959	(43)
南部	385	(26)	14	382	(28)	16	382	(27)	16	378	(26)	16	371	(24)	15	375	(29)	15	2,273	(160)
北部	166	(4)	4	176	(5)	5	166	(3)	3	164	(4)	4	156	(4)	4	148	(4)	4	976	(24)
合 計	2042	(256)		2030	(247)		2034	(251)		2019	(243)		1986	(242)		1994	(244)		12,105	(1,483)

地域包括支援センター名	10月分		11月分		12月分		1月分		2月分		3月分		令和6年度計のべ件数							
	プラン 件数	委託した居宅介護支援事業所数 (うち委託件数)	プラン 件数	委託した居宅介護支援事業所数 (うち委託件数)	プラン 件数	委託した居宅介護支援事業所数 (うち委託件数)	プラン 件数	委託した居宅介護支援事業所数 (うち委託件数)	プラン 件数	委託した居宅介護支援事業所数 (うち委託件数)	プラン 件数	委託した居宅介護支援事業所数 (うち委託件数)	プラン 件数	委託した居宅介護支援事業所数 (うち委託件数)						
第一	368	(21)	4	370	(23)	5	380	(25)	5	364	(23)	5	370	(25)	4	371	(26)	6	4,416	(271)
第二	217	(14)	11	218	(15)	12	224	(15)	12	232	(16)	12	225	(17)	12	234	(16)	11	2,646	(167)
第三	463	(76)	19	450	(72)	20	459	(74)	19	458	(82)	21	447	(79)	19	445	(73)	20	5,488	(964)
東部	274	(90)	30	267	(88)	28	279	(92)	31	283	(96)	30	278	(96)	28	271	(89)	28	3,294	(1,097)
西部	152	(7)	0	155	(7)	2	173	(6)	2	155	(5)	2	183	(5)	2	169	(5)	2	1,946	(78)
南部	375	(24)	14	374	(24)	14	384	(25)	14	387	(31)	16	382	(33)	16	392	(50)	18	4,567	(347)
北部	150	(3)	3	149	(3)	3	165	(6)	4	176	(4)	4	175	(5)	4	175	(4)	4	1,966	(49)
合 計	1999	(235)		1983	(232)		2064	(243)		2055	(257)		2060	(260)		2057	(263)		24,323	(2,973)

ウ 包括的支援業務における介護予防ケアマネジメントの実績

※介護予防ケアマネジメントのうち、事業対象者に対する支援計画(三職種による支援計画)

(単位:件)

地域包括支援センター名	4月分			5月分			6月分			7月分			8月分			9月分			上期計(のべ件数)		
	プラン 件数	うち 委託件数	うち新規 対象者	プラン 件数	うち 委託件数	うち新規 対象者	プラン 件数	うち 委託件数	うち新規 対象者	プラン 件数	うち 委託件数	うち新規 対象者	プラン 件数	うち 委託件数	うち新規 対象者	プラン 件数	うち 委託件数	うち新規 対象者	プラン 件数	うち 委託件数	うち新規 対象者
第一	207	(0)	(12)	213	(0)	(8)	213	(0)	(5)	212	(0)	(1)	216	(12)	(2)	206	(0)	(2)	1,267	(12)	(30)
第二	98	(0)	(5)	97	(0)	(1)	97	(0)	(2)	95	(0)	(2)	53	(1)	(3)	92	(1)	(0)	532	(2)	(13)
第三	235	(4)	(11)	232	(4)	(6)	232	(4)	(7)	233	(4)	(10)	229	(3)	(8)	232	(3)	(7)	1,393	(22)	(49)
東部	130	(3)	(6)	134	(3)	(7)	136	(3)	(2)	137	(4)	(6)	140	(4)	(3)	140	(4)	(5)	817	(21)	(29)
西部	62	(0)	(0)	61	(0)	(1)	58	(0)	(0)	58	(0)	(2)	57	(0)	(1)	58	(0)	(4)	354	(0)	(8)
南部	239	(3)	(11)	240	(4)	(5)	229	(3)	(6)	233	(3)	(7)	227	(3)	(3)	224	(3)	(6)	1,392	(19)	(38)
北部	74	(0)	(0)	78	(0)	(4)	78	(0)	(0)	75	(0)	(0)	73	(0)	(0)	70	(0)	(0)	448	(0)	(4)
合計	1045	(10)	(45)	1055	(11)	(32)	1043	(10)	(22)	1043	(11)	(28)	995	(23)	(20)	1022	(11)	(24)	6,203	(76)	(171)

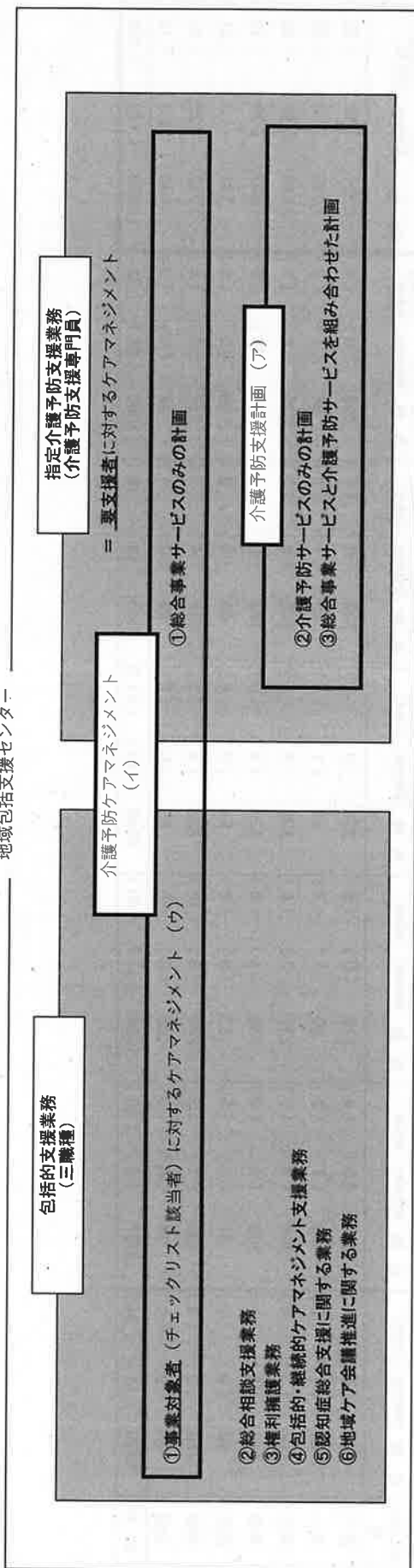
(単位:件)

地域包括支援センター名	10月分			11月分			12月分			1月分			2月分			3月分			令和6年度計(のべ件数)			三職種1人 当たりの 担当件数 (件/月)
	プラン 件数	うち 委託件数	うち新規 対象者	プラン 件数	うち 委託件数	うち新規 対象者	プラン 件数	うち 委託件数	うち新規 対象者	プラン 件数	うち 委託件数	うち新規 対象者	プラン 件数	うち 委託件数	うち新規 対象者	プラン 件数	うち 委託件数	うち新規 対象者	プラン 件数	うち 委託件数	うち新規 対象者	
第一	206	(0)	(5)	211	(0)	(4)	216	(0)	(6)	206	(0)	(2)	206	(0)	(1)	209	(0)	(4)	2,521	(12)	(52)	42.0
第二	93	(1)	(0)	90	(1)	(3)	90	(1)	(4)	95	(1)	(4)	95	(1)	(2)	98	(1)	(3)	1,093	(8)	(29)	22.8
第三	242	(3)	(8)	236	(2)	(7)	237	(3)	(5)	230	(4)	(4)	232	(6)	(3)	236	(4)	(7)	2,806	(44)	(83)	33.4
東部	140	(4)	(1)	135	(4)	(4)	138	(4)	(6)	136	(4)	(0)	133	(5)	(3)	133	(28)	(5)	1,632	(70)	(48)	22.7
西部	60	(0)	(2)	61	(0)	(3)	67	(0)	(6)	61	(0)	(4)	60	(0)	(3)	68	(0)	(5)	731	(0)	(31)	15.2
南部	228	(3)	(8)	230	(2)	(9)	234	(3)	(13)	232	(4)	(5)	225	(4)	(2)	228	(3)	(6)	2,769	(38)	(81)	33.0
北部	70	(0)	(0)	74	(0)	(0)	82	(0)	(0)	88	(0)	(8)	89	(0)	(1)	94	(0)	(2)	945	(0)	(15)	19.7
合計	1039	(11)	(24)	1037	(9)	(30)	1064	(11)	(40)	1048	(13)	(27)	1040	(16)	(15)	1066	(36)	(32)	12,497	(172)	(339)	28.1

(参考)

地域包括支援センター業務概略図

地域包括支援センター



2. 訪問型サービス(第1号訪問事業)及び通所型サービス(第1号通所事業)の紹介率最高法人に関する実績

上段：紹介率最高法人の件数 / 全件数

中段：紹介率最高法人のケアプラン割合

下段：紹介率最高法人名

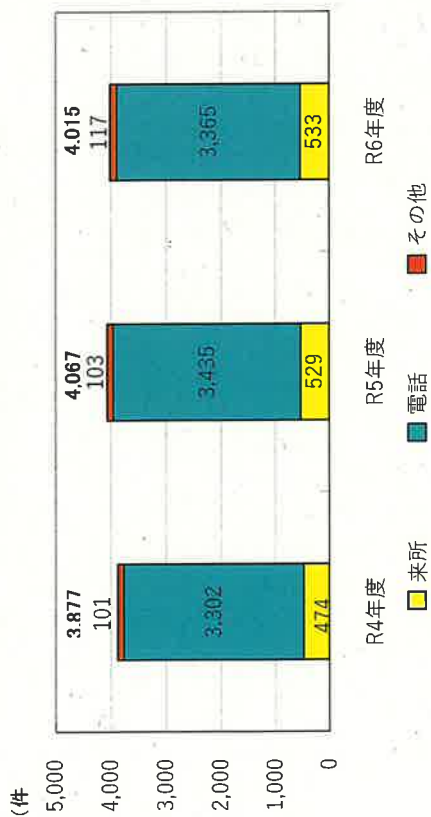
地域包括支援 センター名 (法人名)	4月分			5月分			6月分			7月分			8月分			9月分		
	訪問型 サービス	通所型 サービス	訪問型 サービス	訪問型 サービス	通所型 サービス	訪問型 サービス	訪問型 サービス	通所型 サービス	訪問型 サービス	訪問型 サービス	通所型 サービス	訪問型 サービス	訪問型 サービス	通所型 サービス	訪問型 サービス	訪問型 サービス	通所型 サービス	訪問型 サービス
第一 (津軽保健生活協同組合)	14/103 13.6%	81/352 23.0%	(株) ケアライフ青森 (株) 日本健康開発	14/99 14.1%	77/355 21.7%	(株) ケアライフ青森 (株) 日本健康開発	13/95 13.7%	85/363 23.4%	15/96 15.6%	81/360 22.5%	(有) ケアサービス弘前 (株) 日本健康開発	14/103 13.6%	82/355 23.1%	(有) ケアサービス弘前 (株) 日本健康開発	14/109 12.8%	85/353 24.1%	(株) 日本健康開発	
第二	13/72 18.1%	40/201 19.9%	(株) ケアサービス弘前 (株) 日本健康開発	13/73 17.8%	41/199 20.6%	(株) ケアサービス弘前 (株) 日本健康開発	13/72 18.1%	40/199 20.1%	14/73 19.2%	42/210 20.0%	(株) 日本健康開発	14/72 19.4%	41/196 20.9%	14/73 19.2%	44/198 22.2%	44/198 22.2%	(株) 日本健康開発	
(弘前豊徳会)	41/215 19.1%	44/396 11.1%	(株) ケアサービス弘前 (株) 日本健康開発	36/202 17.8%	45/389 11.6%	(株) ケアサービス弘前 (株) 日本健康開発	41/212 19.3%	47/395 11.9%	42/208 20.2%	44/391 11.3%	(株) 日本健康開発	45/209 21.5%	52/387 13.4%	44/210 21.0%	47/391 12.0%	47/391 12.0%	(株) 日本健康開発	
第三 (愛成会)	21/81 25.9%	40/267 15.0%	(株) ケアサービス弘前 (株) 日本健康開発	22/78 28.2%	42/273 15.4%	(株) ケアサービス弘前 (株) 日本健康開発	21/79 26.6%	42/286 14.7%	18/78 23.1%	43/280 15.4%	(株) 日本健康開発	18/75 24.0%	44/277 15.9%	17/68 25.0%	42/276 15.2%	42/276 15.2%	(株) 日本健康開発	
東部 (一葉会)	14/25 56.0%	63/200 31.5%	(株) 桃仁会 (株) 日本健康開発	14/23 60.9%	63/195 32.3%	(株) 桃仁会 (株) 日本健康開発	15/26 57.7%	59/186 31.7%	13/24 54.2%	60/187 32.1%	(株) 日本健康開発	15/28 53.6%	56/177 31.6%	14/28 50.0%	59/179 33.0%	59/179 33.0%	(株) 日本健康開発	
西部 (嶺陽会)	30/122 24.6%	51/363 14.0%	(株) 嶺陽会 (株) 日本健康開発	30/116 25.9%	52/365 14.2%	(株) 嶺陽会 (株) 日本健康開発	29/118 24.6%	49/365 13.4%	31/121 25.6%	46/360 12.8%	(株) 日本健康開発	31/111 27.9%	47/352 13.4%	30/111 27.0%	49/361 13.6%	49/361 13.6%	(株) 日本健康開発	
南部 (博陽会)	3/15 20.0%	36/180 20.0%	(株) 博陽会 (株) 日本健康開発	3/15 20.0%	37/184 20.1%	(株) 博陽会 (株) 日本健康開発	5/20 25.0%	39/180 21.7%	5/19 26.3%	38/177 21.5%	(株) 日本健康開発	4/17 23.5%	36/166 21.7%	4/17 23.5%	35/157 22.3%	35/157 22.3%	(株) 日本健康開発	
北部 (七峰会)	(株) のどか	(株) つがる三和会	(株) のどか	(株) 大与	(株) つがる三和会	(株) のどか	(株) のどか	(株) つがる三和会	(株) のどか	(株) のどか	(株) つがる三和会	(株) のどか	(株) のどか	(株) のどか	(株) のどか	(株) のどか	(株) のどか	(株) のどか

※ 西部地域包括支援センターの担当圏域の大部分が、特定事業所集中減算の対象外地区となる振興山村指定地域である。

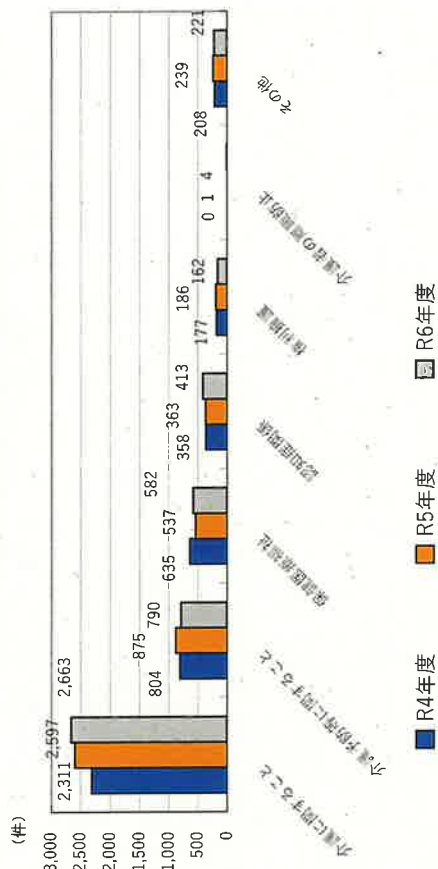
地域包括支援センター名 (法人名)	10月分		11月分		12月分		1月分		2月分		3月分	
	訪問型 サービス	通所型 サービス	訪問型 サービス	通所型 サービス	訪問型 サービス	通所型 サービス	訪問型 サービス	通所型 サービス	訪問型 サービス	通所型 サービス	訪問型 サービス	通所型 サービス
第一 (津軽保健生活協同組合)	13/109 11.9%	79/361 21.9%	12/102 11.8%	83/367 22.6%	12/107 11.2%	84/374 22.5%	12/101 11.9%	83/353 23.5%	12/103 11.7%	80/353 22.7%	12/101 11.9%	85/360 23.6%
第二 (弘前豊徳会)	15/75 20.0%	44/202 21.8%	15/76 19.7%	40/204 19.6%	14/76 18.4%	40/204 19.6%	13/78 16.7%	46/210 21.9%	13/73 17.8%	46/206 22.3%	14/76 18.4%	45/211 21.3%
第三 (愛成会)	46/212 21.7%	47/394 11.9%	44/209 21.1%	46/391 11.8%	46/213 21.6%	43/392 11.0%	39/206 18.9%	45/384 11.7%	46/199 23.1%	45/382 11.8%	40/201 19.9%	45/390 11.5%
東部 (一葉会)	18/71 25.4%	44/277 15.9%	19/72 26.4%	40/273 14.7%	21/75 28.0%	40/277 14.4%	22/78 28.2%	39/273 14.3%	22/78 28.2%	41/266 15.4%	21/74 28.4%	42/271 15.5%
西部 (嶺陽会)	14/29 48.3%	58/179 32.4%	13/27 48.1%	56/182 30.8%	15/27 55.6%	58/187 31.0%	14/26 53.8%	57/178 32.0%	14/27 51.9%	61/180 33.9%	14/26 53.8%	61/190 32.1%
南部 (博陽会)	31/113 27.4%	50/366 13.7%	30/112 26.8%	48/365 13.2%	30/110 27.3%	45/369 12.2%	31/110 28.2%	45/364 12.4%	30/110 27.3%	44/365 12.1%	30/112 26.8%	45/381 11.8%
北部 (七峰会)	4/19 21.1%	34/152 22.4%	4/20 20.0%	36/159 22.6%	4/19 21.1%	36/172 20.9%	5/22 22.7%	36/178 20.2%	4/20 20.0%	37/182 20.3%	4/19 21.1%	39/186 21.0%
	(株) のどか	(社) つがる三和会	(医) 仙知会	(社) つがる三和会	(医) 仙知会	(社) つがる三和会	(株) のどか	(社) つがる三和会	(株) のどか	(社) つがる三和会	(株) のどか	(社) つがる三和会

※ 西部地域包括支援センターの担当圏域の大部分が、特定事業所集中減算の対象外区となる振興山村指定地域である。

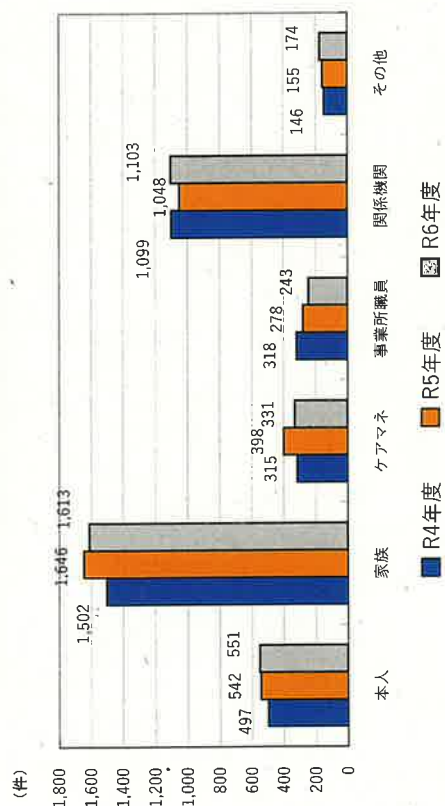
グラフ1 相談件数の推移【包括全体】 延件数



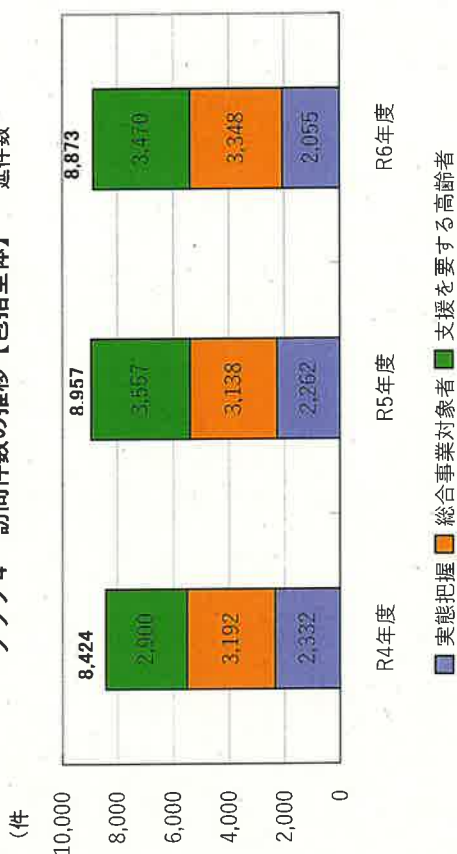
グラフ3 相談内容別件数の推移【包括全体】 延件数



グラフ2 相談者別件数の推移【包括全体】



グラフ4 訪問件数の推移【包括全体】



令和4～6年度包括的支援事業実績比較

(単位:件)

【相談件数】

	来所						電話						その他						合計					
	R4年度		R5年度		R6年度		R4年度		R5年度		R6年度		R4年度		R5年度		R6年度		R4年度		R5年度		R6年度	
	実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数
第一	111	169	114	181	116	169	429	474	421	487	433	489	21	22	12	12	6	6	561	665	547	680	555	664
第二	39	44	65	69	56	60	339	361	312	329	317	329	6	8	5	5	5	5	384	413	382	403	378	394
第三	51	56	62	69	66	68	698	741	734	786	653	711	8	8	15	16	17	17	757	805	811	871	736	796
東部	36	49	47	67	58	106	374	546	371	563	424	645	11	11	6	6	11	12	421	606	424	636	493	763
西部	47	63	55	62	35	43	258	299	266	294	294	299	18	19	12	12	8	8	323	381	333	368	337	350
南部	27	29	22	25	35	38	510	542	573	655	548	611	21	23	29	34	39	42	558	594	624	714	622	691
北部	47	64	51	56	41	49	244	339	296	321	248	281	7	10	16	18	26	27	298	413	363	395	315	357
合計	358	474	416	529	407	533	2,852	3,302	2,973	3,435	2,917	3,365	92	101	95	103	112	117	3,302	3,877	3,484	4,067	3,436	4,015

【相談者区分】

	本人						家族						介護支援専門員						介護サービス事業所職員					
	R4年度		R5年度		R6年度		R4年度		R5年度		R6年度		R4年度		R5年度		R6年度		R4年度		R5年度		R6年度	
	実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数
第一	81	107	82	126	79	107	194	239	186	247	198	246	46	49	66	74	48	57	35	40	45	47	32	32
第二	48	52	31	34	51	53	145	159	158	173	145	151	41	43	55	56	50	51	33	33	31	32	20	21
第三	112	117	106	117	103	108	256	270	264	287	233	249	74	82	100	110	69	85	72	81	84	84	65	66
東部	43	74	50	74	64	97	178	262	191	326	230	392	25	36	33	36	28	43	36	48	18	25	26	31
西部	25	38	29	41	30	32	136	157	140	156	119	125	28	34	26	26	23	23	23	26	32	32	40	41
南部	64	70	106	113	93	110	232	247	253	292	267	290	34	37	53	58	42	49	50	51	29	33	29	30
北部	26	39	33	37	40	44	135	168	154	165	137	160	23	34	35	38	20	23	27	39	18	25	20	22
合計	399	497	437	542	460	551	1,276	1,502	1,346	1,646	1,329	1,613	271	315	368	398	280	331	276	318	257	278	232	243

	関係機関						その他						合計					
	R4年度		R5年度		R6年度		R4年度		R5年度		R6年度		R4年度		R5年度		R6年度	
	実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数
第一	174	194	146	161	177	198	31	36	22	25	21	24	561	665	547	680	555	664
第二	107	116	99	100	104	110	10	10	8	8	8	8	384	413	382	403	378	394
第三	211	222	222	235	230	250	32	33	35	38	36	38	757	805	811	871	736	796
東部	124	170	120	159	118	164	15	16	12	16	27	36	421	606	424	636	493	763
西部	94	108	81	87	89	89	17	18	25	26	36	40	323	381	333	368	337	350
南部	162	171	163	191	174	191	16	18	20	27	17	21	558	594	624	714	622	691
北部	78	118	108	115	91	101	9	15	15	15	7	7	298	413	363	395	315	357
合計	950	1,099	939	1,048	983	1,103	130	146	137	155	152	174	3,302	3,877	3,484	4,067	3,436	4,015

【相談内容】(延べ数)

(単位:件)

	介護に関すること(介護保険に関することを含む)			介護予防・生活支援サービスに関すること			保健医療福祉			認知症関係		
	R4年度	R5年度	R6年度	R4年度	R5年度	R6年度	R4年度	R5年度	R6年度	R4年度	R5年度	R6年度
第一	449	517	504	55	71	36	102	66	75	59	37	56
第二	276	274	267	203	178	155	37	35	57	50	44	50
第三	459	480	444	200	343	313	247	216	218	66	81	102
東部	401	425	559	111	98	123	94	102	105	54	76	91
西部	167	198	189	88	66	57	59	51	31	61	65	61
南部	341	443	465	116	101	78	10	30	40	30	33	30
北部	218	260	235	31	18	28	86	37	56	38	27	23
合計	2,311	2,597	2,663	804	875	790	635	537	582	358	363	413

	権利擁護						介護者の離職防止			その他			合計		
	(再掲)高齢者虐待														
	R4年度	R5年度	R6年度	R4年度	R5年度	R6年度	R4年度	R5年度	R6年度	R4年度	R5年度	R6年度	R4年度	R5年度	R6年度
第一	33	26	38	10	5	8	0	0	0	11	1	6	709	718	715
第二	16	17	8	9	6	4	0	0	0	7	10	9	589	558	546
第三	32	48	46	16	18	8	0	1	0	1	0	6	1,005	1,169	1,129
東部	17	15	22	12	6	9	0	0	2	38	43	35	715	759	937
西部	23	20	8	11	5	2	0	0	1	46	61	84	444	461	431
南部	27	40	25	13	14	9	0	0	0	70	67	53	594	714	691
北部	29	20	15	3	2	6	0	0	1	35	57	28	437	419	386
合計	177	186	162	74	56	46	0	1	4	208	239	221	4,493	4,798	4,835

【訪問件数】

(単位:件)

	実態把握						総合事業の対象者						支援を要する高齢者						合計					
	R4年度		R5年度		R6年度		R4年度		R5年度		R6年度		R4年度		R5年度		R6年度		R4年度		R5年度		R6年度	
	実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数
第一	362	362	369	369	400	400	124	380	143	378	156	374	24	240	34	223	510	982	556	988	590	997		
第二	288	288	260	260	261	261	126	288	127	281	98	330	154	254	149	264	568	830	526	779	508	855		
第三	194	194	198	198	188	188	248	965	249	918	281	861	296	1,056	364	1,206	738	2,215	859	2,539	833	2,255		
東部	277	277	277	277	231	231	86	335	107	364	166	532	138	356	260	599	501	968	570	1,147	657	1,362		
西部	539	539	518	518	407	407	101	332	88	318	97	352	75	187	122	220	715	1,058	718	1,024	626	979		
南部	292	292	267	267	230	230	274	736	291	702	302	700	332	634	394	811	898	1,662	935	1,687	926	1,741		
北部	380	380	373	373	338	338	76	156	71	177	107	199	74	173	33	147	530	709	525	793	478	684		
合計	2,332	2,332	2,262	2,262	2,055	2,055	1,035	3,192	1,076	3,138	1,207	3,348	1,093	2,900	1,351	3,557	4,460	8,424	4,689	8,957	4,618	8,873		

令和6年度包括的支援事業実績

【相談件数】 ()内は独居高齢者数

(単位:人,件)

地域包括支援センター	人口 R7.3.31現在	高齢者数 R7.3.31現在	65歳以上 単身世帯数 R7.3.31現在	来所		電話		その他		R6年度計		R5年度計	
				実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数
第一	25,188	8,325	2,922	116 (30)	169 (42)	433 (114)	489 (133)	6 (1)	6 (1)	555 (145)	664 (176)	547 (144)	680 (193)
第二	18,002	6,495	2,271	56 (14)	60 (15)	317 (102)	329 (109)	5 (1)	5 (1)	378 (117)	394 (125)	382 (102)	403 (109)
第三	29,679	10,215	4,150	66 (19)	68 (21)	653 (289)	711 (317)	17 (5)	17 (5)	736 (313)	796 (343)	811 (372)	871 (407)
東部	31,804	8,884	3,058	58 (8)	106 (18)	424 (113)	645 (173)	11 (3)	12 (3)	493 (124)	763 (194)	424 (113)	636 (164)
西部	13,778	5,247	1,582	35 (6)	43 (7)	294 (74)	299 (78)	8 (1)	8 (1)	337 (81)	350 (86)	333 (64)	368 (78)
南部	27,451	10,088	3,500	35 (5)	38 (6)	548 (196)	611 (235)	39 (16)	42 (19)	622 (217)	691 (260)	624 (216)	714 (262)
北部	12,085	5,009	1,479	41 (5)	49 (5)	248 (43)	281 (45)	26 (5)	27 (5)	315 (53)	357 (55)	363 (62)	395 (69)
合計	157,987	54,263	18,962	407 (87)	533 (114)	2,917 (931)	3,365 (1,090)	112 (32)	117 (35)	3,436 (1,050)	4,015 (1,239)	3,484 (1,073)	4,067 (1,282)
延べ数の構成比(%)					13.3%		83.8%		2.9%		100%		

【相談者の区分】 ()内は独居高齢者数

(単位:件)

地域包括支援センター	本人		家族		介護支援専門員		介護サービス事業所職員		関係機関		その他		R6年度計		R5年度計	
	実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数
第一	79 (32)	107 (42)	198 (30)	246 (39)	48 (10)	57 (13)	32 (9)	32 (9)	177 (55)	198 (62)	21 (9)	24 (11)	555 (145)	664 (176)	547 (144)	680 (193)
第二	51 (22)	53 (24)	145 (32)	151 (33)	50 (10)	51 (10)	20 (7)	21 (8)	104 (43)	110 (47)	8 (3)	8 (3)	378 (117)	394 (125)	382 (102)	403 (109)
第三	103 (52)	108 (56)	233 (66)	249 (70)	69 (33)	85 (41)	65 (32)	66 (33)	230 (110)	250 (121)	36 (20)	38 (22)	736 (313)	796 (343)	811 (372)	871 (407)
東部	64 (19)	97 (33)	230 (42)	392 (69)	28 (7)	43 (13)	26 (3)	31 (5)	118 (40)	164 (55)	27 (13)	36 (19)	493 (124)	763 (194)	424 (113)	636 (164)
西部	30 (10)	32 (11)	119 (18)	125 (18)	23 (5)	23 (5)	40 (10)	41 (10)	89 (31)	89 (31)	36 (7)	40 (11)	337 (81)	350 (86)	333 (64)	368 (78)
南部	93 (44)	110 (60)	267 (52)	290 (67)	42 (16)	49 (18)	29 (13)	30 (14)	174 (85)	191 (93)	17 (7)	21 (8)	622 (217)	691 (260)	624 (216)	714 (262)
北部	40 (9)	44 (10)	137 (14)	160 (14)	20 (6)	23 (6)	20 (5)	22 (5)	91 (18)	101 (19)	7 (1)	7 (1)	315 (53)	357 (55)	363 (62)	395 (69)
合計	460 (188)	551 (236)	1,329 (254)	1,613 (310)	280 (87)	331 (106)	232 (79)	243 (84)	983 (382)	1,103 (428)	152 (60)	174 (75)	3,436 (1,050)	4,015 (1,239)	3,484 (1,073)	4,067 (1,282)
延べ数の構成比(%)		13.7%		40.2%		8.2%		6.1%		27.5%		4.3%		100%		

【相談内容】(延べ数) ()内は独居高齢者数

(単位:件)

地域包括支援センター	介護に関する こと(介護保険 給付)を含む)	介護予防・生 活支援サ ービスに 関する こと	医療	保健 福祉	認知症 関係	権利擁護				介護者の 離職防止	その他	R6年度計	R5年度計
						高齢者虐待	成年後見 制度	措置支援	困難事例 対応				
第一	504 (120)	36 (7)	26 (11)	49 (19)	56 (17)	8 (0)	15 (8)	0 (0)	13 (2)	2 (1)	6 (2)	715 (187)	718 (210)
第二	267 (75)	155 (49)	9 (2)	48 (22)	50 (15)	4 (0)	4 (2)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	9 (4)	546 (169)	558 (154)
第三	444 (171)	313 (134)	33 (14)	185 (101)	102 (38)	8 (2)	27 (22)	0 (0)	10 (7)	1 (0)	6 (3)	1,129 (492)	1,169 (531)
東部	559 (125)	123 (33)	90 (21)	15 (4)	91 (27)	9 (0)	10 (5)	0 (0)	2 (0)	1 (1)	35 (20)	937 (236)	759 (200)
西部	189 (41)	57 (11)	30 (11)	1 (1)	61 (8)	2 (1)	5 (5)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	84 (31)	431 (109)	461 (102)
南部	465 (144)	78 (37)	5 (2)	35 (14)	30 (11)	9 (0)	9 (8)	0 (0)	7 (5)	0 (0)	53 (39)	691 (260)	714 (262)
北部	235 (29)	28 (4)	35 (4)	21 (4)	23 (4)	6 (0)	7 (3)	0 (0)	0 (0)	2 (1)	28 (9)	386 (58)	419 (74)
合計	2,563 (705)	790 (275)	228 (65)	354 (165)	413 (120)	46 (3)	77 (53)	0 (0)	33 (14)	6 (3)	221 (108)	4,835 (1,511)	4,798 (1,533)
構成比(%)	55.1%	16.3%	4.7%	7.3%	8.5%	1.0%	1.6%	0%	0.7%	0.1%	4.6%	100%	

【訪問件数】 ()内は独居高齢者数

(単位:人,件)

地域包括支援センター	人口 R7.3.31現在	高齢者数 R7.3.31現在	実態把握		総合事業の対象者		支援を要する高齢者		R6年度計		R5年度計	
			実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数
第一	25,188	8,325	400 (110)	400 (110)	156 (55)	374 (144)	34 (9)	223 (132)	590 (174)	997 (386)	556 (166)	988 (366)
第二	18,002	6,495	261 (73)	261 (73)	98 (37)	330 (81)	149 (56)	264 (104)	508 (166)	855 (258)	526 (157)	779 (237)
第三	29,679	10,215	188 (91)	188 (91)	281 (140)	861 (475)	364 (165)	1,206 (720)	833 (396)	2,255 (1,286)	859 (395)	2,539 (1,446)
東部	31,804	8,884	231 (60)	231 (60)	166 (43)	532 (159)	260 (59)	599 (165)	657 (162)	1,362 (384)	570 (168)	1,147 (394)
西部	13,778	5,247	407 (70)	407 (70)	97 (27)	352 (96)	122 (37)	220 (74)	626 (134)	979 (240)	718 (124)	1,024 (193)
南部	27,451	10,088	230 (103)	230 (103)	302 (128)	700 (323)	394 (163)	811 (422)	926 (394)	1,741 (848)	935 (359)	1,687 (691)
北部	12,085	5,009	338 (60)	338 (60)	107 (22)	199 (41)	33 (10)	147 (98)	478 (92)	684 (199)	525 (94)	793 (197)
合計	157,987	54,263	2,055 (567)	2,055 (567)	1,207 (452)	3,348 (1,319)	1,356 (499)	3,470 (1,715)	4,618 (1,518)	8,873 (3,601)	4,689 (1,463)	8,957 (3,524)
延べ数の 構成比(%)				23.2%		37.7%		39.1%		100%		

令和6年度在宅介護支援センター活動実績

(在宅介護支援センターは、住民の利便性を考慮し、地域の住民から相談を受け付け、集約した上で地域包括支援センターにつなぐ窓口である。)

委託業務の内容

- ・総合相談
- ・実態把握
- ・地域におけるネットワーク構築

包括支援センター	委託先の数	①相談件数		②訪問件数	
		合計	在介分再掲	合計	在介分再掲
第一	2か所	664	0	997	193
第二	2か所	394	4	855	77
第三	2か所	796	22	2,255	211
東部	2か所	763	67	1,362	131
西部	2か所	350	32	979	275
南部	1か所	691	69	1,741	316
北部	4か所	357	19	684	206
合計	15か所	4,015	213	8,873	1,409
		占有率	5.3%	占有率	15.9%

令和6年度 地域包括支援センター事業実績(全体)

地域課題	目 標	目標に対する取組の評価
①支援を必要とする高齢者の多くは他者とのつながりが希薄であり、相談先へのアクセスが困難であることから、早期に相談につながるような取り組みが必要である。	①高齢者名簿から地域状況を分析し、効率的なアウトリーチ活動を実施する。 ②町内会や民生委員との連携を強化し、気になる方へのかかわりを早期に実施する。	①相談窓口としての地域包括支援センターを周知し、問題の早期発見・早期介入を目的に、高齢者リストを元に、75歳以上で介護認定を受けていない方に絞って個別訪問を実施した。在宅介護支援センターと連携し、田町1・2丁目を対象に状況把握を行い、38件中在宅は29件、不在が3件、ドア越しでの会話や居留守と思われる方が6件であった。その後、相談のため来所された方が1件、継続して見守りを実施している方が1件あり、早期介入の一助となったと考えている。下期にも取り組みを検討したが、多重課題化した相談事例が立て続けにあり、実施することができなかった。三職種職員配置の見直しを検討していただきたい。 ②町内会総会への参加や年度初めに4地区の民生委員会長を訪問し、地域の状況について共有している。下期には地域の保健衛生委員や町会長を対象に情報交換を行い、連絡がつかない高齢者の対応などについて意見交換することができた。また、民児協会定例会に積極的に参加し情報交換の機会を大切にすることで、早期に情報提供される関係性が構築され、早期介入が可能となっている。さらに、地域ケア推進会議で地域課題や専門職の立場を繰り返し共有することで、相互理解が進みスムーズな連携につながったと考えている。
・地域で全世代的に介護を身近なものとして考えていく必要がある。	・地域へ発信できる場を多くもつ事で介護予防の知識を浸透させる。 ・互助体制の視点で支援者を増やし、協同する事で高齢者支援に対する理解を深め対応力を強化する。	・保健師によるMCI講座が好評であり、地域住民からの依頼により4回行った。来年度の依頼もあり、対応する予定である。フレイル予防に関しても町田地区ふれあいセンター、中央公民館より依頼があり、地域住民を対象とした講座を行った。認知症サポーター養成講座に関しては、地域住民からの依頼に対して小学生から高齢者まで合同の講座、弘前学院大学看護学部を対象にした講座も行い、全世代的に行うことができた。認知症カフェは藤代公民館、町田ふれあいセンターと連携して開催。老人福祉センターで介護なんでも相談会を定期的に行っている。高齢者支援に携わっている事業者や民生委員を招集して関係機関合同研修会を開催。多機関、多職種と意見交換できる場を設定し、連携強化や情報共有を図っている。 ・地域に対して発信できる場は増えてきており、引き続き若い世代も含めて認知症への関心、理解、フレイル予防の重要性を周知し、介護の総合的な知識普及に努め、支援者の増加、支援者支援を継続して行う必要がある。
①地域住民に認知症予防、介護予防の重要性が周知されていないと、症状が重症化・深刻化し在宅生活が困難となる。 ②地域住民等に対して地域包括支援センターが相談窓口、特に支援機関であることの周知が不足。 ③身寄りのない方への支援や多頭飼育世帯等の様々な課題をもつ世帯があることから、支援者の対応力の向上を図る必要がある。	①地域の公民館等で介護予防教室を開催し、介護予防の重要性を周知する。認知症カフェ(事業名『橙燦カフェ』)を開催、より地域へ理解を広めるため公民館等でも開催し、認知症への正しい理解、対応方法の周知を図る。早期に専門職と関わる機会を持つことで、介護予防や認知症予防を推進し、在宅生活を継続できる地域を目指す。 ②地域住民やマンション住民、地域住民組織等の各関係機関に対して地域包括支援センターの広報活動を行い、センターの機能等周知を図り、早期相談を促す。各関係機関と連携し、課題の深刻化を防ぐ。 ③様々な課題に沿った研修会等を開催することで支援者の対応力が向上する。	①6月に地域住民の集いに対し介護予防教室を実施。昨年と引き続き今年度で2回目となる。参加者は熱心に体力測定に取り組み、自身の歩行能力について知り、フレイルやロコモ等、自身のこととして予防の重要性を理解してもらうことができた。 認知症カフェ(事業名『橙燦カフェ』)を弘前学院大学、地域の公民館で行っている。毎回11名～17名程度の地域住民が参加されている。認知症に関するテーマをもとに学生と高齢者が意見を交わす等、お互いにより刺激となり、認知症の理解を促進している。 ②圏域内の民児協、町内連合会等の組織、金融機関、医療機関等の関係機関、町内回覧版、マンション住民への広報を実施。広報をみて18件の相談が寄せられている。今年度の広報紙内容は当センターで実施している介護予防教室を紹介し、地域住民から介護予防教室の問い合わせあり、介護予防の啓発を行うことができた。 ③圏域の介護支援専門員のニーズに基づき、『多頭飼育』『成年後見制度』『身寄りのない方の住まい』に関する研修会を企画・実施。動物関連業種や不動産業種等、多職種多方面の職種の方から取り組みや制度等を知ることができ、今後のケアマネジメントに活かしていくことができる知識習得の機会となった。また『民生委員』との意見交換会では、民生委員、介護支援専門員双方の役割を知る機会となり、業務に活かせるような意見交換会となった。

地域課題	目 標	目標に対する取組の評価
東部包括 ①支援を要する高齢者の情報共有と支援者間の連携を強化する必要がある。 ②高齢者が安心して通いつづけられる交流の場所がない。 ③介護予防、健康増進、自立支援、認知症についての理解が不足している。	①地域課題の詳細なニーズの確認と多職種他機関との連携を強化する為、意見交換の場をもうける。 ②生活支援コーディネーターと協働し高齢者の交流の場づくりを推進する。 ③地域の全世代を対象に介護予防、健康増進、自立支援、認知症への理解を促す。	①地域包括支援センターの外出に関する相談対応を行ったケースの理由や背景、対応結果を精査し、作成した資料を基に多職種他機関(薬剤師、作業療法士、理学療法士、居宅介護支援事業所、訪問介護、地域型ヘルパー)との意見交換会を開催した。地域課題の把握と連携強化に繋がった。 ②上半期にて1箇所高齢者ふれあいの居場所が立ち上げられた。地域包括支援センターが主催する活動や広報活動内で第2層生活支援コーディネーターの参加、同行を継続し、高齢者ふれあいの居場所の立ち上げ、継続について引き続き協働していく。 ③地域包括支援センターの役割、活用と併せ、認知症介護者教室、地域の方の座談会、高齢者ふれあいの居場所、認知症カフェ、認知症サポーター養成講座の開催について広報活動を行い周知を図った。開催時、体組成計、骨密度計を用いた健康チェック、健康相談も行った。上半期で参加した泉野まつりでも、広報活動と併せ、同様に体組成計、骨密度計を用いた健康チェック、健康相談を行った。認知症サポーター養成講座は高齢者ふれあいの居場所や企業、大学、中学校等で実施した。多世代に対し、介護予防、健康増進、自立支援、認知症への理解を促す機会となった。 ・地域の関係機関、関係組織との連携、ネットワーク強化に努め、全世代に向け介護予防、健康増進、自立支援、認知症への理解を促していきたい。
西部包括 ①地域住民へ認知症の理解を促し、専門職とつながる機会を作る必要がある。 ②集いの場を広報し孤立防止していく必要がある。 ③ただいまサポート事業を早期利用できるように普及啓発が必要である。 ④介護予防・自立支援(フレイル予防)に対する意識づけが必要となっている。	①西部圏域の事業所一覧や包括広報誌を作成し、集いの場の周知や民生委員、町会長、地域の方が相談しやすい環境づくりをする。 ②各種研修、連絡会等でただいまサポート事業の説明や認知症サポーター養成講座の広報をする。 ③地域へ介護予防、フレイル予防に対する情報発信、意識の啓発をする。	①包括支援センターの包括だよりで、集いの場の様子や地域ケア会議の様子、出前講座や研修の様子、出前講座の案内や詐欺について、包括、在介の案内を載せて発行できた。今年度の計画では、上半期、下半期で2回発行予定であったが、1回の発行となってしまった。来年度は、2回発行できるようにし包括をさらに周知できるようにしていきたい。 ・年度初めには、各地区民生委員や町会長へガソスタネットワーク(ガソリンスタンドへ貼っているポスター)の趣旨を説明できた。 ②東目屋民児協児童委員から、東目屋小学校生徒を対象に高齢者疑似体験学習の依頼を受け実施できた。生徒が興味深く説明を聞き、体験し、高齢者に優しくしなければいけないという感想が聞かれていた。学校との繋がりがもう少しずつではあるができてきている。 ③認知症サポーター養成講座については、各大学の実習生に対し随時実施している。市からの依頼も受けて市民も参加しての実施もできた。なかなか、圏域の企業や町会、学校などへ説明周知を行うが依頼はない状況ではある。案内や周知を来年度も継続実施していく。 ④包括内でチームオレンジの勉強会を開催し、今後に向けた計画を立て、各地区民生委員へチームオレンジのPRを行った。包括内で、どのように開催していけるか検討を繰り返している状況である。 ⑤相馬地区郡町会の「昇月曜会」で、作業療法士会平川先生と共同で介護予防、フレイル予防について、岩木地区「万年青会終講式」「赤十字団体」「高屋地区高齢者イベント」でも、介護予防、フレイル予防、ダンベル体操など国保年金課の出前講座も交えながら講話を実施した。参加者からは、自分たちが自立に向けた味わい深い生活をどのように考え、どうしていかなければいけないかを学ぶことができてよかったと感想が聞かれた。また、健康教室の中でも、参加者へ、フレイルの出前講座や自立に向けた生活についてお話することができた。
南部包括 ①相談窓口が分からない事で支援が必要な方や多くの問題を抱える世帯等、相談や支援に繋がっていない。 ②認知症の理解不足や対応方法が分からない事で早期受診や治療に繋がっていない。	①地域包括支援センターの役割を周知するため広報誌を作成し町会へ回覧する。出前講座や定例会、各会議で包括の役割を情報発信していく。 ②認知症サポーター養成講座の周知活動を行い幅広い世代で対応を学ぶ機会に繋げる。またチームオレンジと協力して認知症カフェを開催し認知症予防や居場所に繋がる取組を行う。	①地域包括支援センターの役割を周知するため広報誌を作成し、圏域全町会へ回覧した。昨年周知できなかった町会へも情報発信する事ができた。町会とのやり取りでは地域包括支援センターを「知らない」「聞いた事がない」と言う声が聞かれ、継続的に周知活動に取り組む必要性を感じた。また8月18日に圏域の障がい者施設と一緒に原ヶ平祭りで相談ブースを設置し、相談窓口の周知に繋がった。出前講座や定例会ではパンフレットを配布しセンターの役割を説明して情報発信している。8月と3月には弘前市の見守り体制づくりのモデル事業として、弘前大学の看護学生と一緒に茂森町会の独居高齢者宅を訪問したことで、包括のパンフレットを配布し相談窓口を伝える事ができた。 ②昨年から小学校へ出向き、認知症サポーター養成講座の周知活動を行ってきた事で千年小学校、朝陽小学校から依頼があり、両校で計4回開催する事ができた。また地域住民や関係機関を対象にステップアップ講座を開催し、内5名がチームオレンジに加入となった。認知症カフェは毎回チームオレンジと協力して開催している。今年度は開催場所を2か所(清水地区、千年地区)に増やして開催したことで新たな参加者が増え、居場所に繋げる事ができた。

地域課題	目 標	目標に対する取組の評価
・誰でも歩いて行ける場所での活動を実施していくことが必要。 ・介護をはじめとする認知症及び健康などに関する情報提供や実体験を通し、自分の体を知る機会を作ることが必要。 ・地域住民が活用できる社会資源を知り、住民同士が行動できるような体制作りが必要。 北部包括	・住民同士が交流できる居場所を作り、地域ニーズに合わせた講座を開催し知識啓発を図る。 ・介護や認知症、健康などに関する相談会を実施し、重症化及び早期発見・予防に繋げる。 ・幅広い年齢層へ認知症サポーター養成講座を実施し、興味関心を持ってもらい知識啓発を図る。 ・地域包括支援センターの活動内容や地域資源を周知活動を通して地域に認識してもらう。	・住民主体の通いの場(事業名:小友カフェソレイジュ)は月1回開催が地域に定着しており住民の要望や希望に合わせて余暇活動(ゲーム、茶話、地域散歩、地域の歴史を振り返るなど)を実施、地域包括支援センターからは介護予防やフレイル予防、健康についての講座を開催したことで知識啓発となり、通いの場へ参加する住民の生きがいや楽しみに繋がっている。住民同士が協働し居場所での取り組みについて話し合いを行い活動し住民同士のネットワーク構築にもなっている。 ・地区の集会所単位で介護保険制度について講座を開催し相談会を併せて実施。普段から悩みを抱えてどこに相談したら良いか困っていた住民から地域での講座開催及び相談会は支援を必要とする当事者や家族の早期発見、早期支援にも繋がった。また健康や認知症予防についての講座開催でも住民の学びの機会となり受診する前の体の不調を相談するきっかけにつながり、具体的なアドバイスから健康意識の高まりとなり理解促進を図ることができた。 ・小学生から高齢者まで世代に合わせた認知症サポーター養成講座を開催することで、高齢者の心身状況や認知症の症状や寄り添い方などについての理解・知識啓発を図ることができた。 ・広報誌において北部地域包括支援センターの活動内容や取り組み、地域活動、弘前市北部圏域4地区在宅介護支援センターの実態訪問活動などを掲載し年3回回覧板にて周知、また北部地域包括支援センター取り組みとして出前講座パンフレットを年1回地域関係機関へ設置、講座や通いの場などのパンフレットを回覧板周知することで地域理解に繋がった。

令和 6 年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市第一地域包括支援センター

職員配置 (R.6.4.1現在)	保健師	2 人	予防給付プラン担当	3 人	プランチ数
	社会福祉士	2 人	その他(センターの他職種兼務以外のもの)	1 人	2
	主任ケアマネ	1 人			箇所

令和 6 年度の活動方針(地域課題・目標)		令和 6 年度目標に対する取り組みの評価	
地域の実態		① 相談窓口としての地域包括支援センターを周知し、問題の早期発見・早期介入を目的に、高齢者リストを元に、75歳以上で介護認定を受けていない方に絞り個別訪問を実施した。在宅介護支援センターと連携し、田町1・2丁目を対象に状況把握を行い、38件中在宅は29件、不在が3件、ドア越しでの会話や居留守と思われの方が6件であった。その後、相談のため来所された方が1件、継続して見守りを実施している方が1件あり、早期介入の一助となったと考えている。下期にも取り組みを検討したが、多重課題化した相談事例が立て続けにあり、実施することができなかった。三職種職員配置の見直しを検討していた。 ② 町内会総会への参加や年度初めに4地区の民生委員会長を訪問し、地域の状況について共有している。下期には地域の保健衛生委員や町会長を対象に情報交換を行い、連絡がつかない高齢者の対応などについて意見交換することができた。また、民児協会定例会に積極的に参加し情報交換の機会を大切にする中で、早期に情報提供される関係性が構築され、早期介入が可能となっている。さらに、地域ケア推進会議で地域課題や専門職の立場を繰り返し共有することで、相互理解が進みスムーズな連携につながったと考えている。	
地域課題			
目標			
① 高齢者名簿から地域状況を分析し、効率的なアウトリーチ活動を実施する。 ② 町内会や民生委員との連携を強化し、気になる方へののかかわりを早期に実施する。			

1 第1号介護予防支援事業(居宅要支援被保険者に係るものを除く)(介護保険法第115条の45第1項第1号二)					
項目	令和 6 年度計画	R 6 年度計画内容		課題・評価	
		実施内容	回数等	実施内容	回数等
基本 チャットクリ スト該当 者に係る ケアマネ ジメント	総合事業のスムーズな利用に向け た支援を行う。	① 制度説明や基本チャットクリストを実施し、地域の社会資源の活用も含めたマネージメントを実施する。	① 2週間以内に対応	① 相談者に説明を行い必要なサービスにつなぐことができた。また、必要時総合事業の説明を行いチャットクリストを実施し適切なサービス利用につながっている。	① 60件
ア				① アセスメント・スクリーニングを丁寧に行いながら、自立支援を視野に多様なサービスの情報提供を行っていく。	

令和 6 年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市第一地域包括支援センター

2 総合相談支援業務(介護保険法第115条の45第2項第1号)					
項目	令和 6 年度計画	R 6 年度計画内容 実施内容 回数等	R 6 年度実績 実施内容 回数等	課題・評価	R 7 年度の計画、取組
ア 地域におけるネットワーク構築	地域・各関係機関との関係づくり、ネットワーク構築に努める。	①民生委員定例会への参加や、地区会長と情報交換を行う。 ②商業施設や金融機関との情報交換を行う。 ③津軽地域ケアネットワーク定例会等への参加と情報提供を行う。 ④圏域グループホーム等運営推進会議へ参加する。 ⑤第2層協議体活動に参加する。	①年1回以上 ②年1回以上 ③年2回以上 ④開催時 ⑤年2回以上	①和徳南地区定例会に参加。4地区会長訪問し情報交換を行う。 ②ドラッグストア他商業施設と情報交換する。 ③健生病院退院支援看護師対象に、テーマ「退院支援」について学習会を開催。 ④グループホームやナーシングホーム・小規模多機能事業所の会議へ参加。 ⑤1回参加。	①②④⑤引き続き計画する。 ③津軽地域ケアネットワークに賛助会員として加入しており27病院の連携体制についての最新情報を毎年提供いただき連携関係は構築できたと考えるため今年度で終了とする。
イ 実態把握	地域住民や民生委員、その他関係機関と連携を強化し、実態把握に努める。	①在宅介護支援センターと連携し高齢者の実態を把握する。 ②町内会や民生委員と連携を強化し実態把握を行う。	①連携会議 月1回開催 ②町内会や民生委員との情報交換の件数：年4回以上	①オンラインで確実に開催できている。 ②東部仲所総会・和徳南地区定例会に参加。4地区会長訪問し情報交換を行う。	①②継続して計画する。 強盗や詐欺などの危険性が増しており、高齢者の訪問に対する警戒心が高まっている。このような状況に対応できるよう、訪問方法について検討し、対応する。
ウ 総合相談	①三職種が切れ目なく対応できるように情報共有を強化し、他機関への情報提供や関係機関への紹介をスムーズに行う。 ②窓口周知に取り組む。	①毎朝のミーティングとデータを活用し情報や支援の方向性を包括内で共有し対応する。 ②圏域内事業所・地域関係者等へパンフレットを配布し情報提供を呼び掛ける。	①毎日 ②随時	①計画通り実施できている。そのため、担当不在時でもスムーズに対応できている。 ②計画通り実施できている。民生委員からの相談が増え、窓口周知の効果が現れている。	①②継続して計画する。 相談窓口の周知については、紙媒体の活用を継続しながら、ホームページの見直しやSNSの活用も行う。

令和 6 年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市第一地域包括支援センター

3 権利擁護業務(介護保険法第115条の45第2項第2号)						
項目	令和 6 年度計画	R 6 年度計画内容		R 6 年度実績		課題・評価
		実施内容	回数等	実施内容	回数等	
ア 成年後見制度の活用促進		①成年後見制度について普及啓発を図る。 ②成年後見制度に関する相談・申立て支援を、必要時圏域権利擁護センターと連携して行う。	①年4回以上 ②随時	①定例会や運営推進会議で後見制度について情報提供できた。 ②申し立ては5件実施。	①8回 ②5件	①認知症カフェやグループホーム運営推進会議など、地域住民に意識的に啓発することができた。 ②迅速に相談対応し権利擁護センターの助言を受けながら進めることができている。
		措置を要するケースが発生した場合、は、市の関係部署と連携し対応する。	①随時	①該当ケースなし	①該当なし	①発生時には市に対応を求めている。
イ 老人福祉施設等への措置の支援		養護者による高齢者虐待に関わる通報を受けた場合は、速やかに対応する。	①随時 ②随時	①虐待通報は12件。うち虐待有は4件であった。 ②該当なし。	①随時 ②20件	①②継続して計画する。
		事実確認後、課題を整理し支援の方向性を関係者で協議する。	①随時	①日常的な意見交換に加え、三職種カンファレンスを月1回開催し支援方法を検討できた。	①12回	①三職種の意見交換やカンファレンスを基軸に置きながら、関係者間で担当者会議を実施し、整理できない事例は事例検討会や地域ケア個別会議で検討する。
ウ 高齢者虐待への対応		消費者被害に関する最新情報を把握し、住民に伝達する体制を構築する。	①年1回以上 ②随時	①圏域内民生委員にパンフレットを配布し情報提供した。 ②1件あり。弘前市相談窓口紹介ネットワークの会議に出席。地域住民に向け出前講座を実施。	①資料配布:1回 ②1件 会議1件 出前講座:1件	①②継続して計画する。
		消費者被害に関する最新情報を把握し、住民に伝達する体制を構築する。	①年1回以上 ②随時	①民生委員や地域住民に対し資料提供することができた。 ②38万円の腹巻を買わされた事例あり、市民生活センターと連携して対応できた。地域住民に向け出前講座を最近の消費者被害の状況について実施した。	①民生委員や地域住民に対し資料提供することができた。 ②38万円の腹巻を買わされた事例あり、市民生活センターと連携して対応できた。地域住民に向け出前講座:1件	①②継続して計画する。

令和 6 年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市第一地域包括支援センター

4 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務(介護保険法第115条の45第2項第3号)

項目	令和 6 年度計画		令和 6 年度実績		課題・評価	R 7 年度の計画、取組
	実施内容	回数等	実施内容	回数等		
ア 包括的・継続的なケア体制の構築	①他職種・他機関と連携し、地域ケア個別会議や推進会議を開催する。	① 個別：年4回以上 推進：年2回	①個別会議・推進会議共に参集で開催できた。	① 個別：4回 推進：2回	①推進会議では「認知症高齢者を地域でどう支えるか」をテーマに「助け合い体験カード」を活用し検討することで、新たな視点から地域課題を抽出することができ、議論を深めることができた。また、下期では「雪対策」をテーマに議論したが、実践に基づき具体的な議論がなされ、地域とのつながりの重要性が再認識された。	①継続して計画する。 推進会議の在り方として、課題整理や対応方針、政策提言の議論の部分が弱いと感じている。次年度は会議内容について見直しを行い、充実した内容にしたい。
イ 地域における介護支援専門員のネットワークの活用	①リーダー会議を実施し、介護支援専門員のニーズにあった学習会や意見交換会を企画する。	①会議：年2回以上	①2回開催し、意見交換会や学習会のテーマを決定し、内容の検討を行うことができた。	①会議：2回	①リーダー会議を中心に介護支援専門員の意見を集約し、意見交換会や学習会が開催できる仕組みづくりができ順調に機能している。	①リーダー会議が順調に機能しているため、継続して計画する。
ウ 日常的個別指導・相談	介護支援専門員への個別指導・相談に対応し、円滑に業務が行えるよう支援する。	①随時 ②年2回	①新規相談：57件あり。随時対応している。 ②介護支援専門員の意見を反映し、意見交換会を開催することができた。	①相談：57件 ②意見交換会1回	①②介護支援専門員から意見をいただく機会が増えている。今後も連携を深めながら介護支援専門員の活躍の場を提供できるように支援していきたいと考えている。	①②継続して計画する。
エ 支援困難事例等への指導・助言	介護支援専門員への効果的な支援を行う。	①随時 ②随時	①同行訪問、関係機関とのネットワークを生かした具体的な支援方針の検討や後方支援を行う。 ②困難事例については地域ケア個別会議の活用を提案し実施する。	①同行訪問：6件 ②担当者会議：1件	①同行訪問し、後方支援をすることができた。 ②個別会議を提案するが担当者が会議で課題整理できている。地域ケア個別会議を気軽に実施できるよう提案していきたい。	①②継続して計画する。 困難事例については積極的に個別会議を提案する。

令和 6 年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市第一地域包括支援センター

5 認知症総合支援に関する業務(介護保険法第115条の45第2項第6号)									
項目	令和 6 年度計画	R 6 年度計画内容		R 6 年度実績		課題・評価		R 7 年度の計画、取組	
		実施内容	回数等	実施内容	回数等				
ア	市内認知症地域支援推進員と連携し地域住民による高齢者の見守り活動(第一包括わんわんバトリオン隊)を実施する。	①市内認知症地域支援推進員との情報交換を行う ②事前学習として認知症サポーター養成講座を位置づけ実施する。 ③第一包括わんわんバトリオン隊登録者の名簿管理をする。 ④フォローアップ研修を実施する。	①年1回以上 ②年1回以上 ③登録者30名以上 ④年1回以上	①8/29連絡会にて情報提供できた。 ②7/27・10/26実施。 ③3/31現在登録者44名愛犬41頭の名簿を管理している。 ④未実施。	①1回 ②7名受講 ③登録者44名愛犬41頭 ④未実施	①～③継続的に実施できている。4月から11月まで月1回ゴミ拾いをしながらバトリオンを実施することができ、登録者間の交流や周囲へのアピール、地域貢献ができる活動として周知されてきた。年度初めには広報ひろさきにて周知を図り、9月にはアップルウェーブに出演しPRできた。 ④フォローアップ研修の時期について検討を重ね調整を繰り返したが、日程の調整が難しく実施できなかった。4月に実施している出発式にて、認知症に関するミニ学習の機会と活動状況について共有することになった。		①～③継続して実施する。 弘前市ボランティアポイントの対象として登録し、新たなボランティアとなる機会を創出した。また、新たに圏域内の障害者施設と連携した取り組みを計画する。多様な団体とのつながりを広げ、活動を発展させた。 ④4月開催の発表式で活動状況の共有と認知症に関するミニ学習を実施しており、フォローアップ研修の内容と同等のため新たに設定はしない方向とし、今年度で計画は終了とする。	
		①認知症カフェを青森県作業療法士会の指導助言をいただき開催する。 ②参加者拡大に向け、認知症カフェを周知する。	①年10回 ②SNSへの投稿:年10回以上 チラシ配布:20か所以上	①10回実施。うち2回は、作業療法士会から講師を派遣していただくことができた。 ②投稿:10回 チラシ配布:24カ所のドックストアなどに配布。	①10回実施 ②投稿:10回 チラシ配布:24カ所	①積極的に広報に努めることができ参加者も増えている。 ②口コミで参加者も増えてきている。今年度も認知症啓発のシンボルカラーであるオレンジ色の花を咲かせる「オレンジガーデンプロジェクト」に取り組むことができた。カフェの参加者の協力を得て、プラントーにマリーゴールドなどを育て啓発に努めた。		①②継続して計画する。 大学と連携し、認知症カフェへの参加を授業の一環として位置付けについて次世代の地域活動の担い手の育成の機会としたい。また、弘前市ボランティアポイントの対象として登録し、新たなボランティアとなつた機会をとしたい。	
イ	認知症の 人や家族 への支援	①認知症サポーター養成講座を開催しサポーターを増やす。	①年間投稿数5回以上 ②年2回以上 ③年1回以上	①わんわんバトリオンや認知症カフェの活動状況を投稿し、参加者に直接声がけしている。また、大関係のイベントでも直接声がけをしている。 ②5回開催 97名参加。 ③7/27・10/26に声がけ訓練実施。7名参加。	①30回投稿 ②5回実施 97名参加。 ③7回実施	①～③商業施設や企業からの依頼もあり、97名に認知症サポーター養成講座を実施することができた。複数地域で受講されている方から、分かりますぐとも参考になったとお褒めをいただくことができた。		①～③継続して計画する。 わんわんバトリオンの取り組みと連携して実施する。	
ウ	知識の 普及	①認知症サポーター養成講座を開催しサポーターを増やす。	①年間投稿数5回以上 ②年2回以上 ③年1回以上	①わんわんバトリオンや認知症カフェの活動状況を投稿し、参加者に直接声がけしている。また、大関係のイベントでも直接声がけをしている。 ②5回開催 97名参加。 ③7/27・10/26に声がけ訓練実施。7名参加。	①30回投稿 ②5回実施 97名参加。 ③7回実施	①～③商業施設や企業からの依頼もあり、97名に認知症サポーター養成講座を実施することができた。複数地域で受講されている方から、分かりますぐとも参考になったとお褒めをいただくことができた。		①～③継続して計画する。 わんわんバトリオンの取り組みと連携して実施する。	

令和 6 年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市第一地域包括支援センター

6 地域ケア会議推進に関する業務(介護保険法第115条の48第1項)

項目	令和 6 年度計画		令和 6 年度実績		課題・評価	R 7 年度の計画、取組
	実施内容	回数等	実施内容	回数等		
①地域ケア個別会議は定期開催を基本とするが、要望があった際は随時開催し、個別支援と地域課題の抽出を行う。 ②自立支援型のケア会議を開催し本人の自立支援や重度化防止を図る。	①地域ケア個別会議を開催する。	①年4回	①2回実施できた。 ②1回実施でき「認知症」について専門職に加え地域の様々な立場の方が参加された。	①個別:4回 ②推進:2回	①②定期開催することができた。個別会議4回とも自立支援型で開催することができた。また、推進会議では上期は「認知症高齢者を地域でどう支えるか」をテーマに「助け合い体験カード」を活用し検討することで、新たな視点から地域課題を抽出することができ、議論を深めることができた。	①②継続して実施する。
	②地域ケア推進会議を開催する。	①年2回	②自立支援型のケア会議を4回開催することができた。	②4回		
	③圏域の介護支援専門員に呼び掛ける自立支援型ケア会議を開催する。	②年1回以上				

7 地域包括支援センターで把握した地域課題

【地域の実態】

子世代に病気や精神的な障害があることで、親の病気の認識や状況の理解が難しく家庭内で抱え込み、適切な支援につなげることが難しい。
他者とながりがりを持たない高齢者が増加している。
自然災害が増加することで、今後の生活に対する不安が強くなり、高齢者の意欲低下を助長している。
子世代が仕事と介護の両立について悩みながらも、親の介護を優先することで生活破綻せざるを得ない状況がある。
高齢になり職を失うが、自己の欲求と収支のバランスを保つことができず、生活破綻後に相談に至る事例が増えている。

【地域課題】

認知症高齢者や自然災害の増加をきっかけに、「地域で支える」ことの重要性が再認識されたが具体的な動きにつながらないことから、地域で支えあうための新たな地域活動の発掘や創設、ボランティア活動の担い手となつたための手段の検討といった、地域とのつながりの再構築が必要である。
地域性として大学生が多いというポテンシャルがありながらも、ボランティア活動の担い手となる人材育成や参加促進が充分に進んでいないため、前進させる必要がある。
子世代が親の介護のため、現状の企業の支援体制や介護休暇では離職を選択することもあり、企業の組織的な体制整備や介護休暇の充実が必要である。

【地域での対応方針】

既存のわんわんパトロール隊等を中心に、ボランティアと協働した取り組みを実施し、多様なボランティア団体とつながる機会を増やす。
高齢者と学生ボランティアの「出会いの機会」の創設を検討する。
要介護者の個別避難計画の作成を積極的支援するとともに、現状把握に努めるため、民生委員等との意見交換を行う。
介護休暇についての理解と周知に努める。

【市、関係団体への提言】

地域活動やボランティア活動の担い手となる人材育成や参加促進、新たな担い手となつたためのツールの開発が必要。
介護休暇の有給化と、地方企業の仕事と介護の両立支援体制の充実に対する支援が必要。

令和 6 年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市第二地域包括支援センター

職員配置 (R.6.4.1現在)	保健師	2 人	予防給付プラン担当	3 人	プランチ数
	社会福祉士	1 人	その他(センターの他職種兼務以外のもの)		
	主任ケアマネ	1 人		人	2 箇所

令和 6 年度の活動方針(地域課題・目標)		令和 6 年度目標に対する取り組みの評価	
地域の実態	・高齢者、介護をする家族の生活の意向を達成できるだけの家庭、地域の介護力が足りてない。 ・高齢者が課題を抱える子供の主介護者となっており、生活の継続性に困難さがある。 ・地域住民の介護予防に対する意識が低い。 ・必要な医療、介護サービスがあっても、本人が拒否的であつたことができない。	保健師によるMCI講座が好評であり、地域住民からの依頼により4回行った。来年度の依頼もあり、対応する予定である。フレイル予防に関しても町田地区ふれあいセンター、中央公民館より依頼があり、地域住民を対象とした講座を行った。認知症サポーター養成講座に関しては、地域住民からの依頼に対して小学生から高齢者まで合同の講座、弘前学院大学看護学部を対象にした講座も行い、全世代的に行うことができた。認知症カフェは藤代公民館、町田ふれあいセンターと連携して開催。老人福祉センターで介護なんでも相談会を定期的に行っている。高齢者支援に携わっている事業者や民生委員を招集して関係機関合同研修会を開催。多機関、多職種と意見交換できる場を設定し、連携強化や情報共有を図っている。	
	地域課題 ・地域で全世代的に介護を身近なものとして考えていく必要がある。	地域に対して発信できる場は増えてきており、引き続き若い世代も含めて認知症への関心、理解、フレイル予防の重要性を周知し、介護の総合的な知識普及に努め、支援者の増加、支援者支援を継続して行う必要がある。	
目標	・地域へ発信できる場を多くもつ事で介護予防の知識を浸透させる。 ・互助体制の視点で支援者を増やし、協同する事で高齢者支援に対する理解を深め対応力を強化する。		

1 第1号介護予防支援事業(居宅要支援被保険者に係るものを除く)(介護保険法第115条の45第1項第1号二)					課題・評価		R 7 年度の計画、取組	
項目	令和 6 年度計画	R 6 年度計画内容	実施内容	回数等	登録者数	実施内容	回数等	
基本 ・介護予防日常生活支援総合事業について趣旨を説明し、本人の自立支援と重度化防止、セルフケアの重要性が認識できるような支援システムな利用を図る。	・介護予防日常生活支援総合事業について趣旨を説明し、本人の自立支援と重度化防止、セルフケアの重要性が認識できるような支援システムな利用を図る。	介護予防・日常生活支援総合事業を推奨し、希望者には基本チェックリストを実施し該当者には適切、円滑な介護予防サービス支援計画書を作成する。	①事業対象者	随時	121名(3月末時点での利用者)⇒登録者数	対象者には、充分な説明をし、ご了承を得た上で意向確認をし一連の流れに沿って実施した。機会を捉えてはセルフケアの重要性が認識できるような説明をした。		引き続き自立支援と重度化防止のため目標を設定し取り組んで行けるよう支援する。特に通所型サービスCの利用が終了した方には身体機能維持できるようなフォローアップを行い、利用者の状態を踏まえた目標に対し、適切なサービスが主体的に利用され、平行してセルフケアとして習慣化されるよう支援していく。
ア								

令和 6 年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市第二地域包括支援センター

2 総合相談支援業務(介護保険法第115条の45第2項第1号)					
項目	令和 6 年度計画	R 6 年度計画内容		R 6 年度実績	
		実施内容	回数等	実施内容	回数等
ア 地域におけるネットワーク構築	地域・各関係機関との関係づくり、ネットワークづくりに努める。	①民生委員定例会への参加。 ②公民館や町会など地域行事への参加。 ③圏域内、地域密着型サービスの運営推進会議に参加する。	①定例会各地区年：1回 (藤代・城西・西地区) ②随時 ③地域密着型サービス運営推進会議 計54回	①民児協定例会に参加 ②藤代公民館運営委員会、介護サービス何でも相談会に参加 ③運営推進会議に参加	①定例会 藤代1回 城西1回 西 1回 計3回 ② 5回 ③ 43回
イ 実態把握	地区住民・民生委員・在宅介護支援センター、その他の関係機関からの情報提供により地域の実態把握に努める。	在宅介護支援センターと連携しながら、地区住民やその他の関係機関からの情報提供により実施する。 また必要時安心カードの配布やエンディングノートの活用等も併せて周知する。	①在宅介護支援センター連络年：4回 ②実態把握年間：250件	①定期的に在宅介護支援センターとの連絡会を開催 ②定期的に連絡会を開催し情報を共有することで、地域の実態を知る良い機会となっている。 ③実態把握件数はほぼ昨年同様であり、令和6年度の目標数は達成できている。	①定期的な連絡会を開催し、在宅介護支援センターとの連絡会開催を計画。 ②在宅介護支援センターや民生委員等と連携して取り組んでいく。
ウ 総合相談	総合相談窓口としての役割を周知していく。 多様な相談内容に対して、適宜状況把握を行い、相談内容に即したサービスまたは、各種制度に関する状況提供、適切な機関への紹介を行う。	地域の行事や集会などに積極的に参加し、包括支援センターの活動を周知していく。 多様な相談内容に対して、速やかに対応していく。 必要時、職員間で情報を共有し調整していく。	随時	新規相談や、懸案事項に関して、各専門職の専門性を生かして協議し、情報を共有しながら対応した。	必要時、職員間で情報共有を行い、適切な機関への紹介ができた。 相談依頼に対して職員間で情報共有をしながら、相談内容に応じた支援、適切な機関への紹介に努める。

令和 6 年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市第二地域包括支援センター

3 権利擁護業務(介護保険法第115条の45第2項第2号)

項目	令和 6 年度計画	R 6 年度計画内容		R 6 年度実績		課題・評価	R 7 年度の計画、取組
		実施内容	回数等	実施内容	回数等		
ア 成年後見 制度の活 用促進	民生委員定例会、地域包括支援センター主催の行事、即会等主催の行事、地域密着型サービスの運営推進会議等で成年後見制度の説明を行う。	各関係機関との連携、正しい情報の提供、必要の際の申立の援助を行う。	随時	①相談 ②行事等での周知 ③本人申立 ④市長申立	① 4件 ② 6件 ③ 1件 ④ 2件	①成年後見制度の内容から申立方法まで相談があり対応した。 ②運営推進会議、民生委員定例会、認知症カフェにて周知することが出来た。 ③④申立支援を行った。	引き続き、必要時の相談対応、申立の支援を行っていく。
イ 老人福祉 施設等へ の措置の 支援	緊急対応が必要な高齢者に対しては市に状況を報告し、協議しながら対応する。	老人福祉施設等への措置が必要な場合は市に報告し実施を求める。	随時	措置対応	0回	措置に至るケースはなかった。	必要時には市に実施を求める。
ウ 高齢者虐待への対応	養護者による高齢者虐待が疑われる際には速やかにマニュアルに沿って対応する。	養護者による高齢者虐待が疑われる際には市に報告し、協議しながらマニュアルに沿って対応していく。	随時	虐待対応	4件	認知症高齢者に対して主介護者からの虐待が2件。どちらも介護負担が原因となっている。養護者にあたらないということなどで虐待認定に至らなかったものが2件。	金銭的に介護保険サービスの導入が困難である世帯に対する支援に苦慮することが多い。
エ 困難事例への対応	速やかに事実を確認、関係者間で協議し、対応する。	地域ケア会議等を活用し、個別課題の解決、対応力強化を図る。	随時	困難事例対応	0件	困難事例はなかった。	困難事例がある場合は地域ケア会議等を活用し解決、対応力の強化を図っていく。
オ 消費者被害の防止	市民生活センター、青森県消費者センターと連携を図り、予防に努める。	各関係機関との情報共有を行い予防に努める。被害が疑われた場合は速やかに対応する。	随時	①消費者被害の対応 ②消費者被害予防のための周知	① 0件 ② 6回	①消費者被害への対応はなかった。 ②消費者被害予防のための周知を民生委員定例会、認知症カフェで行った。	引き続き消費者被害が疑われる際には迅速に対応していく。

令和 6 年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市第二地域包括支援センター

4 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務(介護保険法第115条の45第2項第3号)									
項目	令和 6 年度計画	R 6 年度計画内容		R 6 年度実績		課題・評価		R 7 年度の計画、取組	
		実施内容	回数等	実施内容	回数等	R 6 年度実績		R 7 年度の計画、取組	
ア 包括的・継続的なケア体制の構築	地域の介護支援専門員が多職種・多機関との連携や協働しやすい体制を構築する。	多職種・多機関合同の研修会や地域ケア会議を開催し、意見交換のできる場を設定する。	①合同研修会 年:1回 ②地域ケア会議 年:6回(個別4回、推進2回)	①関係機関合同研修会『地域型ヘルパー事業について』 ②地域ケア会議	①年:1回 ②地域ケア個別会議 年:4回 地域ケア推進会議 年:2回	圏域内での関係機関を招集した合同研修会を開催。多職種での意見交換のできる場を設定。		多職種・多機関合同での研修会を計画し、相互に意見交換できる場を設定する。	
イ 地域における介護支援専門員のネットワークの活用	地域の介護支援専門員相互の情報交換が行える場を設定し、介護支援専門員の連携強化を図る。	地域の介護支援専門員を招集して定期的に連絡会を開催する。又、資質向上を目的として研修会の実施や制度、施策等に関する情報提供を行う。	連絡会 年:5回	介護支援専門員が相互に意見交換ができる場を設定。	①開催回数 年:5回(5月7月9月11月3月)	介護支援専門員相互の意見交換の出来る場を設定する事で連携や情報共有が図られている。		連携強化や情報共有を目的として今後も定期的に開催を計画する。	
ウ 日常的個別指導・相談	専門的な見地から個別指導や相談対応を行い、介護支援専門員の業務が円滑に実施できるように支援する。	日常的な連携に加え、定期的な連絡会等を通して、相談しやすい環境を整える。	①連絡会 年:5回 ②地域ケア個別会議 年:4回	圏域介護支援専門員を対象とした連絡会を開催。	①開催回数 年:5回(5月7月9月11月3月) ②地域ケア個別会議 年:4回	介護支援専門員の連絡会や地域ケア会議などを通して、相談しやすい環境を整えることで、定期的に連携が図られている。		介護支援専門員の業務が円滑に実施できるよう、連絡会や研修会を計画する。	
エ 支援困難事例等への指導・助言	支援困難事例を抱える介護支援専門員の不安を軽減し、効果的な支援を行う。	①相談内容に応じて各専門職の専門性を生かして対応する。 ②各専門職や関係機関と連携のもとに具体的な支援方針を検討し、必要に応じて地域ケア個別会議を開催する。	①随時 ②必要時	①介護支援専門員からの相談。 ②地域ケア個別会議の開催。 ③支援困難ケースに対し、居宅介護支援専門員と同行訪問。	①51回 ②4回 ③7件	相談内容に応じて三職種で協議し、各専門職の専門性を生かして課題解決に努めている。		相談内容に応じて三職種の専門性を生かした助言や提案を行い、課題解決に努める。又、必要に応じて同行訪問や地域ケア個別会議を開催し、多機関と連携しながら具体的な支援方針を検討する。	

令和 6 年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市第二地域包括支援センター

5 認知症総合支援に関する業務(介護保険法第115条の45第2項第6号)

項目	令和 6 年度計画		R 6 年度実績		課題 評価	R 7 年度の計画、取組
	実施内容	回数等	実施内容	回数等		
ア 関係機関との連携	①認知症患者や認知症協力医療機関、認知症初期集中支援チーム等と連携しながら、本人・家族への相談支援を行う。 ②ケアパス等の情報連携ツールや認知症初期集中支援チームについて地域住民や関係機関へ周知し連携していく。	①随時 ②随時	①相談内容に応じて認知症患者や認知症協力医療機関と情報共有して支援を行った。 ②初期集中支援チーム検討委員会出席。民生委員定例会に出席。	①認知症の相談：50件 ②5回	①認知症初期集中支援チームへの相談には至らなかったが、認知症協力医療機関と情報を共有しながら連携をとって対応することが出来た。 ②認知症に関する情報提供・情報共有を行いながら連携をとることが出来た。	①②引き続き認知症患者医療センターや認知症協力医療機関と連携しながら対応していく。
イ 認知症の人や家族への支援	家族や本人の支援については介護に関する相談や支援を行い、認知症の人やその家族が、地域の中で交流や情報を共有できるような場を提供する。	①1回 ②認知症カフェ：年3回 ③相談は随時	①「認知症の人と家族のつどい」に参加。 ②認知症カフェ(事業名：いっぶく茶屋心愛)を開催。 ③認知症に関する相談は随時行っている。	①2回 ②藤代公民館：2回 ③町田地区ふれあいセンター：1回 計年：3回 ④50件	①認知症高齢者の家族へ参加の声掛けしたところ、1名の参加がみられた。 ②少人数でゆったり話したり、個別に相談を行うことが出来た。今後は参加者同士交流できるような機会を提供できるよう工夫が必要。 ③家族や地域住民からの認知症に関する相談については、相談後速やかに対応できるよう努めた。	①②③引き続き継続して実施する。
ウ 知識の普及	①認知症サポーター養成講座を開催し、サポーター増を目指す。 ②地域住民へ認知症についての知識の普及を図る。	①広報活動・藤代地区・西地区・城西地区目標サポーター数：50名 ②年：2回	①広報活動を民生委員定例会や、藤代公民館運営委員会、健康教育へ参加した方へ働きかけた。 ②町田地区ふれあいセンターや集会所・公民館にて地域住民を対象としてMCIに関する講座を開催。	①サポーター数：55人 開催回数：2回 ②年：4回	①民生委員や地域住民、園域事業所、大学生などに「認知症サポーター養成講座」について働きかけを行ったところ、今年度は小中学生を含む親子からの依頼や、城西地区民生委員からの依頼があった。12月には大学生を対象に実施することが出来た。 ②町田地区ふれあいセンターと連携し、共同開催にて実施。また口コミにより講座依頼が増え、昨年より多くの場で認知症予防について働きかけを行うことが出来た。	①引き続き認知症に関する広報活動を行っていく。

令和 6 年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市第二地域包括支援センター

6 地域ケア会議推進に関する業務(介護保険法第115条の48第1項)						
項目	令和 6 年度計画		R 6 年度実績		課題・評価	R 7 年度の計画、取組
	実施内容	回数等	実施内容	回数等		
個別支援と地域課題の把握	①地域ケア個別会議は定例開催と支援困難事例への対応としての随時開催を行う。	①地域ケア個別会議：年：4回 その他年度	①地域ケア個別会議	①年：4回	①個別課題解決、地域課題発見のための会議を行った。 ②地域課題抽出を目的とした会議を行った。	①定期的な地域ケア個別会議開催予定。加えて必要時、地域ケア個別会議を開催する。 ②年間計画に則り地域ケア推進会議を開催する。地域住民のニーズの把握ができるよう地域課題を整理、検討する。
	②地域密着型サービスの運営推進会議や地域の行事、会合等日頃の活動を通して住民からニーズの把握を行う。	②地域ケア推進会議：年：2回	②地域ケア推進会議	②年：2回		
7 地域包括支援センターで把握した地域課題						
【地域の実態】						
・地域で暮らしていきたい高齢者に対して既存のサービスでは不足がある。 ・将来を予見して、生活できている人が少ない。 ・独居の認知症高齢者に対するリスク管理等を含めた支援への対応が困難である。 ・自己中心的な生活を送る高齢者に対して行う支援には限界があり支援者が疲弊している現状がある。						
【地域課題】						
・身元引受人がいない方に対する支援の取り組みが必要である。 ・支援方法がわからないため支援者が疲弊している現状がある。 ・加齢により起因する問題等に関して、高齢者以外でも理解していく必要がある。						
【地域での対応方針】						
・若い世代も含めて認知症や介護予防に対する正しい知識の普及、相談窓口の周知を図る。 ・高齢者支援を全世代的に地域で考えていく必要がある。 ・多機関、多職種との連携を図り情報共有する機会を設定する。 ・支援者同士が交流できる機会を設定する。						
【市、関係団体への提言】						
・在宅生活を継続するためのニーズを充足するサービスが不足している状況がある。 ・地域の見守りを担う民生委員の高齢化や担い手不足、サービスを提供する介護職員の不足により必要な支援を受けるために支障がでてきている。 ・身元引受人がいない方に対する支援の仕組み作りが必要。						

令和 6 年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市第三地域包括支援センター

職員配置 (R6.4.1現在)	保健師	2 人	予防給付プラン担当	3 人	プランチ数
	社会福祉士	4 人	その他(センターの他職種業務以外のもの)	2 人	2
	主任ケアマネ	2 人			箇所

令和 6 年度の活動方針(地域課題・目標)					令和 6 年度目標に対する取り組みの評価				
地域の実態					①6月に地域住民の集いに対し介護予防教室を実施。昨年と引き続き今年度で2回目となる。参加者は熱心に体力測定に取り組み、自身の歩行能力について知り、フレイルやロコモ等、自身のこととして予防の重要さを理解してもらうことができた。				
①地域住民へ介護予防の重要性や認知症の正しい理解や対応方法が周知されていない。					②地域と孤立化した世帯は、支援機関等の情報が届きにくく、セルフネグレクト等の課題が深刻化しやすい。				
③身寄りのない世帯や多頭飼育等、多種多様な課題を持つ世帯が増えている。					③認知症カフェ(事業名『燈燦カフェ』)を弘前学院大学、地域の公民館で行っている。毎回11名～17名程度の地域住民が参加されている。認知症に関するテーマをもとに学生と高齢者が意見を交わす等、お互いにより刺激となり、認知症の理解を促進している。				
地域課題					②圏域内の民児協、町内連合会等の組織、金融機関、医療機関等の関係機関、町内回覧版、マンション住民への広報を実施。広報をみて18件の相談が寄せられている。今年度の広報紙内容は当センターで実施している介護予防教室を紹介し、地域住民から介護予防教室の問い合わせあり、介護予防の啓発を行うことができた。				
①地域住民に認知症予防、介護予防の重要性が周知されていないと、症状が重症化・深刻化し在宅生活が困難となる。					③圏域の介護支援専門員のニーズに基づき『多頭飼育』成年後見制度』身寄りのない方の住まい』に関する研修会を企画・実施。動物関連業種や不動産業種等、多職種多職種の職種の方から取り組みや制度等を知ることができ、今後のケアマネジメントに活かしていくことができる知識習得の機会となった。また『民生委員』との意見交換会では、民生委員、介護支援専門員双方の役割を知る機会となり、業務に活かせるような意見交換会となった。				
②地域住民等に対して地域包括支援センターが相談窓口、特に支援機関であることの周知が不足。									
③身寄りのない方への支援や多頭飼育世帯等の様々な課題をもつ世帯があることから、支援者の対応力の向上を図る必要がある。									
目標									
①地域の公民館等で介護予防教室を開催し、介護予防の重要性を周知する。認知症カフェ(事業名『燈燦カフェ』)を開催、より地域へ理解を広めるため公民館等でも開催し、認知症への正しい理解、対応方法の周知を図る。早期に専門職と関わる機会を持つことで、介護予防や認知症予防を推進し、在宅生活を継続できる地域を目指す。									
②地域住民やマンション住民、地域住民組織等の各関係機関に対して地域包括支援センターの広報活動を行い、センターの機能等周知を図り、早期相談を促す。各関係機関と連携し、課題の深刻化を防ぐ。									
③様々な課題に沿った研修会等を開催することで支援者の対応力が向上する。									

1 第1号介護予防支援事業(居宅要支援被保険者に係るものを除く)(介護保険法第115条の4第1項第1号2)

項目	令和 6 年度計画	令和 6 年度計画内容		令和 6 年度実績		課題・評価	R 7 年度の計画、取組
		実施内容	回数等	実施内容	回数等		
基本 チャエックリ スト該当 者に係る ケアマネ ジメント	総合事業のスムーズな利用に向け た支援を行う。	制度の説明、基本チャ エックリストを実施、地域の 社会資源を含む情報を提 供し、マネジメントをす る。	2週間以内 回数等	制度の説明、基本 チャエックリストを実施、 地域の社会資源を含む 情報を提供し、マネジメ ントを行った。	事業対象 者数 311名	地域住民の総合事業についての認 知は変わらず低く、周知する機会も 少ない。事業対象者でのサービス利 用をし、認知症や大腿骨折などを 理由に介護量が増え、介護保険申 請へと移行する方が多い。	アセスメント、スクリーニングを丁寧 に行う。また、介護予防の視点から も総合事業も含め、余力のあるうち から自立支援に向けて一般介護予 防事業などのサービスに繋がること ができるよう情報提供を行っていく。

令和 6 年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市第三地域包括支援センター

2 総合相談支援業務(介護保険法第115条の45第2項第1号)					
項目	令和 6 年度計画	R 6 年度計画内容		R 6 年度実績	
		実施内容	回数等	実施内容	回数等
ア 地域におけるネットワーク構築 策	①関係機関、住民組織と連携し、協働して地域住民へ支援できるような関係作りを行う。 ②介護予防についての知識を広げ、地域高齢者に関心を持ってもらえる取り組みを実施する。	①民生委員児童委員協議会、協議会定例会、町会連合会など地域の集いへ生活支援コーディネーターと参加し、連携強化を図る。 ②地域住民の集い等を活用し、公民館等において介護予防教室を行う。	①年4回以上 ②2回	①圏域内4地区の民児協定例会へ参加。 ②6月に住民主体の集まりの場にて介護予防教室を開催。口コミ度の測定を行い、自身について振り返る機会となった。介護予防教室について町内回覧版で広報を行い、地域住民からの問い合わせ等があった。	①年4回 ②年1回
イ 実態把握	高齢者の地域からの孤立・孤独死防止、重度化防止、支援を要する高齢者の早期発見・早期対応を行う。	高齢者の心身の状況や家族の状況等について実態把握を行う。	随時	相談対応した方を中心継続的に実施していく。	188件うち 独居91件
ウ 総合相談	①的確な状況把握を行い、相談内容に応じた情報提供や関係機関の紹介を行う。 ②地域の関係機関、市営住宅、マンション、金融機関、郵便局、医療機関などに広報活動を行い、認知症高齢者や要支援者の早期発見や虐待防止を図るため、相談しやすい窓口を目指す。	①関係機関と連携、必要な支援に繋ぐ。 ②ア・民児協定例会、町会連合会にてパンフレット配布や地域包括支援センターの活動紹介を行う。 イ・広報紙を町内会回覧板にて広報する。 ウ・回覧板が回らない市営住宅やマンション等へ広報する。 エ・金融機関や医療機関等へパンフレットの設置協力を依頼する。	①随時 ②ア・年4回以上 イ・年1回 ウ・年1回 エ・年30カ所	①訪問等での確にアセスメントし、適切な関係機関や支援へ繋いでいる。 ②ア・民児協定例会、町会連合会にてパンフレット配布。 イ・11～1月に圏域内全町会へ町内会回覧板にて当センター広報紙の回覧を実施。 ウ・4～5月に7ヶ所のマンションへ広報紙配布。 エ・5月、10月に金融機関や医療機関等35カ所へパンフレットの配布、設置。	①随時 ②ア・年7カ所 イ・年1回 ウ・年1回 エ・年1回 5カ所
				①より相談しやすい窓口として、適切な対応を重ねていく必要がある。 ②ア・民生委員からの相談に繋がっている。 イ・保管していた広報紙を見て相談して下さる方もおり、継続して広報を続けていくことが相談に繋がっている。 ウ・マンション住民や管理人からの相談に繋がっており、認知症に関する相談が多い。 エ・金融機関窓口で対応に苦慮している高齢者等について、金融機関からの相談に繋がっている。	①民生委員児童委員協議会定例会、町会連合会など地域の集いへ生活支援コーディネーターと参加し、連携強化を図っていく。民生委員からの相談もあり、連携しながら解決に向けて支援していく。 ②介護予防についての啓発を広報などの工夫を試みながら、今後も介護予防教室を開催していく。今後は他地区での開催も町内会などに相談しながら検討していく。 相談時は速やかに訪問し、適切にアセスメントを行い、必要な支援を行っていく。 これからも広報紙や当センターのパンフレットを用いて、町内会やマンション、医療機関、薬局、金融機関等への広報活動を続けながら、相談しやすい関係作りを行っていく。早期発見、早期介入ができるような体制を整えていく。

令和 6 年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市第三地域包括支援センター

3 権利擁護業務(介護保険法第115条の45第2項第2号)

項目	令和 6 年度計画	R 6 年度計画内容		R 6 年度実績		課題・評価	R 7 年度の計画、取組
		実施内容	回数等	実施内容	回数等		
ア 成年後見 制度の活 用促進	①成年後見制度の広報活動を行い、制度の普及啓発を図る。 ②成年後見制度の活用が必要な場合は、相談、申立てにつながるよう支援する。	①地域高齢者集会、民児協定例会等にて広報 ②相談、申立ての支援を行う。	①年4回 ②随時	①圏域内4地区民児協、認知症カフェ(事業名『橙燦カフェ』)で3回 ②知識活動する。 ③親族の意向や必要性を整理した上で、申立て支援を行う。	①年7回 ②相談27件、申立て支援14件	①制度に対する認知度は高くなっている。 ②介護支援専門員からの相談が20件と多く、周知されている。制度に当てはまらず、ケース会議に関係機関として参加し、役割分担や今後の支援方針等を検討している。	①引き続き地域住民へ周知活動を行う。来年度は認知症カフェにて講話予定とする。 ②制度利用が必要か整理しながら支援していく。また制度に当てはまらないケース等は、関係機関と連携を図り支援する。
		措置を要するケースが発生した場合には、弘前市の関係部署と連携を図り、対応する。	随時	措置により分離したケースはなかった。	0件	措置により分離したケースはなかった。	関係機関と連携し、緊急性が高い場合は速やかに分離できるように連携を図るように努める。
イ 老人福祉施設等への措置の支援	養護者による高齢者虐待に係る通報等を受けた後は、速やかに対応する。また高齢者虐待防止の周知を図る。	①弘前市の虐待マニュアルに基づき、関係部署と連携を図り対応する。 ②必要に応じて、虐待対応ケース会議を開催、支援方法を検討する。 ③民児協定例会等にて高齢者虐待防止の啓発を行う。	①②随時 ③年4回	①虐待通報8件。虐待有りとなったのが3件、経済的1件、身体的が2件、うち1件が心理的虐待と重複。 ②実施なし。 ③圏域内4地区の民児協定例会、二大、三大、文京町会連合会で実施。	①随時 ②0回 ③年7回	①例年に比べ通報件数が半減。虐待無しとなった。本人や養護者に対して関係機関との連絡調整、今後の生活への調整、助言等の対応が必要なケースも多く、対応に苦慮した。 ②必要時ケース会議開催できように関係機関と連携を図っている。 ③町会組織に対しても高齢者虐待防止の啓発、早期相談を促すことができた。	①虐待対応マニュアルに基づき関係機関と連携を図り対応する。緊急性があるケース等は、関係機関と早期に協議対応する。 ③早期発見、早期対応のため、住民組織等への啓発を行う。
		事実確認後、課題を把握し、援助の方向性(支援策)を関係者間で協議する。	随時	過去に虐待通報、虐待無しだが、分離したケースでは、家族が本人との同居を強く希望、DV等のリスク、緊急性が高くなる可能性があったため、家族も含め関係機関で今後の方針を協議。	年1回	虐待無しでも家族が精神疾患のためDVのリスクが高く、緊急性が予測されるケースでは、虐待対応と同等の対応が求められた。その他、認知症により緊急で保護が必要なケースホテル暮らしで未払い無銭宿泊のケース等があった。緊急で関係機関と連絡調整しながら支援方針を検討、中には長期間対応が必要となったケースもあった。	今後も緊急性が予測されるケースは、関係機関で支援方針を統一し、必要時役割分担しながら支援できるように連携を図っていく。
エ 困難事例への対応	弘前市市民生活センターや警察から情報収集や連携を図り対応する。また電話や窓口にて消費者被害に関する情報を把握したら、民生委員、介護支援専門員、在宅介護支援センターなどへ情報提供を行う。	地域高齢者集会、民児協定例会などで情報提供、予防啓発する。	年4回	圏域内4地区民児協、二大、三大、文京町会連合会、ひなたぼっこの会へ実施。また在介等関係機関と情報共有している。	年8回	関係機関、住民組織等へ消費者被害の啓発や相談窓口の周知をすることができた。在介と情報共有、市民生活センターや警察と連携できた。	市民生活センターや警察と連携を図り、地域住民へ啓発していく。

令和 6 年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市第三地域包括支援センター

4 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務(介護保険法第115条の45第2項第3号)					
項目	令和 6 年度計画	R 6 年度計画内容	R 6 年度実績	課題・評価	R 7 年度の計画、取組
ア	包括的・継続的なケア体制の構築	① 地域包括支援センターのニーズに基づき、『多頭飼育』『成年後見制度』『身寄りのない方の住居』に関する研修会を企画・実施する。	動物愛護センター、ペットシッターの方を講師として『多頭飼育』、権利擁護センターの社会福祉士を講師として『成年後見制度』、居住支援法人の方を講師として『身寄りのない方の住居』の研修会をそれぞれオンラインにて実施。	多頭飼育については問題となっている事を詳しく知ることができ、どこに相談したらいいのかという事を学ぶ機会となった。成年後見制度については制度の具体的な利用場面や出来る事、出来なない事等、実践的な学びとなった。身寄りのない方の住まいについては、居宅支援法人と何なのか、どのような支援をしているのか等を知ることができ、今後活かしていける知識習得の機会となった。	① 圏域内の介護支援専門員のニーズから「福祉用金について」「ストレスケアについて」「終活について」の研修会を企画実施し、介護支援専門員の実践力が向上できるよう支援する。
イ	地域における介護支援専門員のネットワークの活用	① 介護支援専門員及び主任介護支援専門員の人数を把握する。② 地域課題や介護支援専門員からの要望に基づき『民生委員』との意見交換会を企画・実施する。	① 圏域介護支援専門員32名(うち主任介護支援専門員18名)② 民生委員との意見交換会では、圏域内4地区の民生委員と意見交換を実施。	① 介護支援専門員及び主任介護支援専門員の人数を把握することとで地域課題の整理や会議への参加等、協力を得ることができている。② 意見交換では、民生委員、介護支援専門員双方の役割を知る機会となり、業務に活かせるような意見交換会となった。	① 圏域の介護支援専門員や主任介護支援専門員と連携しながら活動していく。② フォーマルサービスマルサービス事業所との意見交換会を行い社会資源の活用ができるよう支援する。
ウ	日常的個別指導・相談	地域ケア個別会議を活用し、個別支援の中で、気づきや学びが得られるよう支援する。	自立支援に向けた定期開催を実施することができた。	地域ケア個別会議を通して他職種からの多角的な視点での助言を頂くことで、新たな気づきを得たり、汎用性の高い支援方法を学ぶことができたと思われ。	定期開催のほか、介護支援専門員から依頼があれば必要に応じて随時開催する。
エ	支援困難事例等への指導・助言	介護支援専門員への効果的な支援を行う。	① 同行訪問、関係機関とのネットワークを活かし、具体的な支援方針を検討、後方支援を実施する。② 困難事例については、地域ケア個別会議の活用を提案、実施する。	① ケースの状況に応じて、後方支援の方法を検討している。介護支援専門員と包括と役割分担をしながら支援することができている。② 随時開催し介護支援専門員の視点で多職種からアドバイスをもらうことで、別の視点からも支援する事に活かすことができてい	① ケースの状況に応じ、同行訪問等の支援をしていく。② 必要時、介護支援専門員が多角的な視点での支援ができるよう、地域ケア個別会議を提案、実施する。

令和 6 年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市第三地域包括支援センター

5 認知症総合支援に関する業務(介護保険法第115条の45第2項第6号)

項目	令和 6 年度計画	R 6 年度計画内容		R 6 年度実績	課題・評価	R 7 年度の計画、取組
		実施内容	回数等	実施内容		
ア 関係機関との連携	①認知症地域支援推進員として、地域の関係機関、認知症患者医療センターと連携・ネットワーク作りを行う。 ②認知症初期集中支援チームと連携する。	①地域住民組織等に対して認知症施策、ケアパス、認知症初期集中支援チーム、認知症カフェ(事業名:『燈燐カフェ』)等について広報する。 ②必要時、チームに支援を相談。訪問支援対象者について、課題を整理し、情報共有、支援協力をする。	①年4回 ②随時	①各地区民見協定例会、認知症カフェ(事業名:『燈燐カフェ』)参加者に対して、認知症施策などの広報を行っている。 ②初期集中支援チームへ介入できるかとの問い合わせはあったが、介入までには至らず、情報共有と情報の整理するに留まった。	①認知症患者医療センターと協働で認知症カフェ(事業名:『燈燐カフェ』)を実施し、円滑な連携を図ることができている。また、必要時医療機関や金融機関、警察等の関係機関と連携を図るケースも多い。 ②必要時認知症初期集中支援チームへ繋げていく。	①各地区民見協定例会、認知症カフェ(事業名:『燈燐カフェ』)にて広報を行う。また、引き続き認知症患者医療センターと連携を図っていく。 ②支援困難ケースと連携については、地域ケア個別会議等を活用し、必要に応じて認知症初期集中支援チームへ相談する。
イ 認知症の人や家族への支援	①認知症の人やその家族、地域住民が集い、学びや情報交換、気軽に相談できる場を提供する。	①ア・弘前学院大学で認知症カフェ(事業名:『燈燐カフェ』)を定期開催する。 イ・認知症カフェの振り返り・評価を実施する。 ウ・より広く地域住民に認知症を正しく理解してもらうために、公民館等を利用して認知症カフェを開催する。	①ア・年3回 イ・年3回 ウ・年1回以上	①ア・イ・ウ、若い世代と一緒に認知症について知る場となり、多世代での交流を楽しむことができた場となっている。回覧板の広報を見て、初めて参加する方も多かった。	①認知症カフェ(事業名:『燈燐カフェ』)を年3回開催予定。認知症について様々な専門職の視点から、多世代へ話題提供することで身近な存在として認知症についての理解を深めてもらえるよう働きかけていく。また、地域住民が足を運びやすく、地域住民主体の集いの場のある公民館での出張型の認知症カフェを年1回開催予定とする。	①認知症カフェ(事業名:『燈燐カフェ』)を年3回開催予定。認知症について様々な専門職の視点から、多世代へ話題提供することで身近な存在として認知症についての理解を深めてもらえるよう働きかけていく。また、地域住民が足を運びやすく、地域住民主体の集いの場のある公民館での出張型の認知症カフェを年1回開催予定とする。
ウ 知識の普及	①認知症サポーター養成講座等について、広報・開催の働きかけを実施。要請に応じて計画・実施する。 ②若い世代に認知症の理解を広げ、地域の高齢者に関心を持ってもらえる取り組みを企画・実施する。	①認知症サポーター養成講座を開催する。 ②ア・圏域内教育機関や民生委員等の地域住民へ認知症サポーター養成講座等の広報、周知を行う。 イ・学生と認知症カフェ(事業名:『燈燐カフェ』)の企画運営等を協働で実施する。	①ア・年2回以上 イ・目標人数20人 ②ア・4回 イ・随時	①ア・弘前学院大学ボランティアサークル、弘前実業高校、弘前東ロータリークラブ、特別養護老人ホーム職員へ実施。 ②ア・民見協定例会、圏域内の小学校、中学校へ広報活動を行っている。 イ・学生と認知症カフェ(事業名:『燈燐カフェ』)の企画運営等を協働で実施。	①サポーター養成講座に関して、例年通り学生へ実施。市を通して民間団体からの開催要望もあり、対応し多種多様な職種の方へ知識や理解の普及ができた。 ②ア・文京小学校では改めて時間を設けて説明することができた。 イ・大学生の視点からの気づきや認知症についての考え方など、若い世代の協力を得ることで多世代が参加できる認知症カフェの運営に繋がった。	①認知症の正しい理解・対応方法の周知に努めていく。 ②ア・引き続き認知症サポーター養成講座の広報、周知に努める。 イ・今後も引き続き弘前学院大学のボランティアサークルの学生と協働で認知症カフェ(事業名:『燈燐カフェ』)の企画運営等を実施する。

令和 6 年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市第三地域包括支援センター

6 地域ケア会議推進に関する業務(介護保険法第115条の48第1項)					
項目	令和 6 年度計画	R 6 年度計画内容	R 6 年度実績	課題・評価	R 7 年度の計画、取組
①地域ケア個別会議は定期開催と随時開催を設定。個別支援と地域課題の抽出を図る。 ②地域ケア推進会議は、目的別に関係者を招集し実施する。 ③地域住民、民生委員等関係組織に会議参加の呼びかけを行う。 ④積極的に自立支援に向けたケアの検討を促す。	①地域ケア個別会議 ②地域ケア推進会議 ③地域の関係組織、会議参加者に趣旨説明を丁寧に行う。 ④圏域の介護支援専門員へ呼びかけを行う。	①年6回 ②年5回 ③随時 ④年6回	①定期開催実施。 ②地域課題の整理や対応策を検討する会議を実施。 ③会議の参加依頼文書と共に地域ケア会議の趣旨や目的を示した運営方針を送付している。 ④事例提供の際にお願いしている。	①多種多様な専門職の参加協力も得られ、地域課題の整理にもつながっている。 ②地域課題の整理をし解決に向けて事業運営に繋がっている。 ③④今後も継続的に周知依頼をしていく。	①計画通りに実施、随時開催も積極的に開催していく。 ②地域課題を整理、対応方法を検討し事業運営に反映していく。 ③④同様実施していく。
7 地域包括支援センターで把握した地域課題					
【地域の実態】					
①認知症の方の増加に伴い、幅広い世代で認知症高齢者の対応をする機会が増え、認知症に対する理解不足等から対応に苦慮する地域住民等がいる。 ②介護予防の必要性が周知されず、重度化してからの相談となる。					
【地域課題】					
①認知症高齢者と接することがある多分野多機関の方、幅広い世代の方が、認知症の正しい理解や対応方法について学ぶ機会が少ない。 ②介護予防の必要性を自分のこととして、主体的に取り組むように周知されていない。					
【地域での対応方針】					
①関係機関や幅広い世代へ認知症サポーター養成講座等を実施する。 ②介護予防の必要性の周知や介護予防教室を実施する。					
【市、関係団体への提言】					
①身寄りのない方の支援の仕組みづくり ②セルフネグレクトに対する支援体制構築					

令和 6 年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市東部地域包括支援センター

職員配置 (R.6.4.1現在)	保健師	3 人	予防給付プラン担当	1 人	プラン手数
	社会福祉士	2 人	その他(センターの他職種業務以外のもの)		
	主任ケアマネ	1 人			
					箇所 2

令和 6 年度の活動方針(地域課題・目標)		令和 6 年度目標に対する取り組みの評価	
地域の実態 ・利便性から公共交通機関を利用できない為に買い物や通院、他者との交流など外出に困難を感じている高齢者がいる。 ・支援を要する高齢者が自ら助けを求められず、また支援者もキーパーソンを把握できない等不安を抱えているケースがみられる。キーパーソンの把握や主介護者不在時の対応に支援者が苦慮している。 ・意欲や心身状態、移動手段などの様々な要因によって他者との交流機会がない高齢者がいる。 ・介護予防、健康増進、自立支援の普及啓発において、高齢者世帯だけでなく全世代に対し発信する必要がある。 ・認知症の人に対する理解が地域住民に不十分と感じる。認知症の方が地域で継続して暮らす為に、高齢者世帯だけでなく全世代に対し認知症への理解を促す必要がある。 地域課題 ①支援を要する高齢者の情報共有と支援者間の連携を強化する必要がある。 ②高齢者が安心して通いつづけられる交流の場所がない。 ③介護予防、健康増進、自立支援、認知症についての理解が不足している。 目標 ①地域課題の詳細なニーズの確認と多職種他機関との連携を強化する為、意見交換の場をもつていく。 ②生活支援コーディネーターと協働し高齢者の交流の場づくりを推進する。 ③地域の全世代を対象に介護予防、健康増進、自立支援、認知症への理解を促す。	①地域包括支援センターの外出に関する相談対応を行ったケースの理由や背景、対応結果を精査し、作成した資料を基に多職種他機関(薬剤師、作業療法士、理学療法士、居宅介護支援事業所、訪問介護、地域型ヘルパー)との意見交換会を開催した。地域課題の把握と連携強化に繋がった。 ②上半期にて1箇所高齢者ふれあいの居場所が立ち上げられた。地域包括支援センターが主催する活動や広報活動内で第2層生活支援コーディネーターの参加、同行を継続し、高齢者ふれあいの居場所の立ち上げ、継続について引き続き協働していく。 ③地域包括支援センターの役割、活用と併せ、認知症介護者教室、地域の方の座談会、高齢者ふれあいの居場所、認知症カフェ、認知症サポーター養成講座の開催について広報活動を行い周知を図った。開催時、体組成計、骨密度計を用いた健康チェック、健康相談も行った。上半期で参加した泉野まつりで、広報活動と併せ、同様に体組成計、骨密度計を用いた健康チェック、健康相談を行った。認知症サポーター養成講座は高齢者ふれあいの居場所や企業、大学、中学校等で実施した。多世代に対し、介護予防、健康増進、自立支援、認知症への理解を促す機会となった。 地域の関係機関、関係組織との連携、ネットワーク強化に努め、全世代に向け介護予防、健康増進、自立支援、認知症への理解を促していきたい。	①地域包括支援センターの役割、活用と併せ、総合事業について説明し必要となる方が利用できるよう周知を図った。希望者には改めて説明し理解を得たうえで適切に対応した。 ②地域包括支援センターの役割、活用と併せ、総合事業について説明し必要となる方が利用できるよう周知を図った。希望者には改めて説明し理解を得たうえで適切に対応した。	①継続。 ②地域包括支援センターの役割、活用と併せ、介護予防・日常生活支援総合事業の広報活動を継続する。

1 第1号介護予防支援事業(居宅要支援被保険者に係るものを除く)(介護保険法第115条の45第1項第1号二)							
項目	令和 6 年度計画	R 6 年度計画内容		R 6 年度実績		課題・評価	R 7 年度の計画、取組
		実施内容	回数等	実施内容	回数等		
基本 チェックリ スト該当 者に係る ケアマネ ジメント	介護予防・日常生活支援総合事業の普及啓発を図る。基本チェックリスト該当者には適切なサービスが包括的かつ効果的に提供されるよう介護予防ケアマネジメントを行う。	①対象者に基本チェックリストを実施し該当者には適切な支援を行う。 ②介護予防・日常生活支援総合事業について圏域内で周知活動を行う。	①随時 ②年1回以上	①希望者には速やかにチェックリストを実施し必要な支援に繋げた。 ②広報活動の中で総合事業について説明しパンフレットを配布、周知を図った。	①随時。 133件。 ②232件	①②地域包括支援センターの役割、活用と併せ、総合事業について説明し必要となる方が利用できるよう周知を図った。希望者には改めて説明し理解を得たうえで適切に対応した。	①継続。 ②地域包括支援センターの役割、活用と併せ、介護予防・日常生活支援総合事業の広報活動を継続する。

令和 6 年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市東部地域包括支援センター

2 総合相談支援業務(介護保険法第115条の45第2項第1号)						
項目	令和 6 年度計画	R 6 年度計画内容		R 6 年度実績		R 7 年度の計画・取組
		実施内容	回数等	実施内容	回数等	
ア 地域におけるネットワーク構築	地域の関係機関、住民組織と連携し、地域の社会資源の活用、開発し、ネットワークの強化を図る。	①民生委員・児童委員定例会への参加。 ②高齢者ふれあいの居場所を開催する。 ③関係機関と共に住民主体の活動に参加する。	①豊田地区、東地区、堀越地区、石川地区に年1回以上 ②年12回以上 ③随時	①圏域内の民生委員・児童委員定例会への参加。 ②高齢者ふれあいの居場所の開催。 ③ア3箇所に出席講座を実施(寿大に2回、城東中央四丁目敬老会に1回)。 ③イ泉野まつりへの参加。	①4箇所に各1回参加。 ②22回開催。参加者延べ432名。 ③ア3回。計80名参加。 ③イ11回	①民生委員・児童委員定例会への参加を継続し、関係強化を図る。 ②継続。 ③出前講座開催を呼びかけ、希望に応じて開催する。住民主体の活動やイベントを把握し参加に結びつける。介護予防、自立支援、健康増進、認知症への理解促進と併せ、関係強化を図る。
	早期発見・早期介入が図れるよう地域の様々な機関とのネットワークの強化を図る。支援を要する高齢者の実態把握を行う。	①関係機関にセンターの役割を説明し、支援を要する高齢者を発見と連絡の協力を依頼する。 ②相談受け付け後速やかに実態把握を実施。	①年1回以上 ②年150件以上	①広報活動の中で地域包括支援センターの役割、活用、実態把握業務について説明、理解を得て協力を依頼した。 ②相談受け付け後に速やかに実施。	①地域包括支援センターの役割と活用について説明した。広報先が対象者をイメージしやすいよう説明し相談に繋がるよう努めた。 ②訪問し実態把握を実施。支援に繋げるよう努めた。	①232件。 ②231件。
イ 実態把握	相談者の抱えている課題の状況把握等を迅速かつ的確に行い、相談内容に応じた適切な支援を行う。また家族介護者には介護職防止に対応する。	①関係機関にセンターの役割を説明し、支援を要する高齢者の発見と連絡の協力を依頼する。 ②相談受け付け後速やかに対応する。 ③認知症介護者教室を開催する。	①年1回以上 ②随時 ③年4回	①広報活動の中で地域包括支援センターの役割、事業について説明、理解を得て協力を依頼した。 ②相談を受け速やかに対応した。介護者の離職防止について説明、相談に応じた。 ③認知症介護者教室を開催した。	①広報232件。 ②相談件数763件。 ③6回開催。	①広報活動を継続する。 ②③相談に応じて速やかに対応する。
ウ 総合相談						

令和 6 年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市東部地域包括支援センター

3 権利擁護業務(介護保険法第115条の45第2項第2号)

	令和 6 年度計画	R 6 実施内容	R 6 回数等	R 6 実施内容	R 6 回数等	年度実績	課題・評価	R 7 年度の計画、取組
ア	成年後見制度の活用促進	制度の普及を目的とした広報活動を実施する。また対象者の状況を的確に把握し、制度利用が必要なケースの申立てを支援する。	①年1回以上 ②年1回 ③随時	①関係機関に制度の周知を図る。 ②医療と福祉関係者を対象に研修会を開催して制度の理解を深める。また活用促進を図る。 ③制度の利用が必要な事例に対しては、申し立ての支援をする。	①広報活動の中で成年後見制度と地域包括支援センターの役割について説明した。 ②2月に研修会を実施。 ③相談対応実施。申立支援。	①232件。 ②1回。23名参加。 ③相談件数10件、申立4件。	①成年後見制度と地域包括支援センターの申立支援について説明、理解を得ることができた。 ②医療、福祉関係者を対象に研修会を開催。「相続と遺言について」をテーマとし、制度活用において必要な知識の習得に繋がった。 ③相談内容に応じ申立支援を行った。他の支援策が適当な場合は提案・助言を行った。	①③継続。 ②課題やニーズ等把握し研修内容を検討する。
イ	老人福祉施設等への措置の支援	虐待により措置を要すると判断された場合は市に報告し、関係部署と協議、連携し対応する。	①年1回以上 ②随時	①関係機関にセンターの役割を説明し、支援を要する高齢者の発見と連絡の協力を依頼する。 ②関係部署と連携を図り対応する。	①広報活動の中で権利擁護と地域包括支援センターの役割について説明した。 ②未実施。	①232件 ②0件。	①権利擁護と地域包括支援センターの役割について説明し広報活動を行った。 ②措置を要するケースはない。	継続。
ウ	高齢者虐待への対応	高齢者虐待防止及び早期発見を図り、高齢者虐待防止対応マニュアルに基づき速やかに対応する。	①年1回以上 ②随時	①関係機関にセンターの役割を説明し、支援を要する高齢者の発見と連絡の協力を依頼する。 ②高齢者虐待対応マニュアルに沿った対応を行う。	①広報活動の中で権利擁護と地域包括支援センターの役割について説明した。 ②相談を受け速やかに対応した。	①232件。 ②7件(内虐待認定は1件)。	①権利擁護と地域包括支援センターの役割について説明し広報活動を行った。 ②速やかに訪問し、虐待者(疑い)、被虐待者(疑い)と面談した。マニュアルの沿って担当課と協議し対応した。	継続。
エ	困難事例への対応	課題の困難性を明らかにし、センター内外の専門職、関係機関と相互に連携し対応する。	随時	関係機関との連携、地域ケア会議も活用し、課題の解決と対応力の強化を図る。	地域包括支援センター内外の専門職、関係機関と連携し対応した。地域ケア個別会議を開催した。	3回、計6事例。	地域包括支援センター内外の専門職、関係機関と連携、役割分担し対応した。地域ケア個別会議を開催し課題解決の支援と対応力強化を図った。	継続。
オ	消費者被害の防止	最新の動向を把握し関係機関へ情報提供することで消費者被害の防止に努める。	①年1回以上 ②随時	①市民生活センターから最新の情報を得て、関係機関へ情報提供する。 ②消費者被害に関する相談には、市民生活センターと連携して対応する。	①市民生活センターから情報を得る。広報活動の中で消費者被害、市民生活センターについて情報提供を行った。 ②該当ケースなし。	①232件。 ②20件。	①②消費者被害に関する周知、市民生活センターの周知に繋がった。	①継続。 ②相談を受け付け後は市民生活センターと連携し速やかに対応する。

令和 6 年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市東部地域包括支援センター

4 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務(介護保険法第115条の45第2項第3号)									
項目	令和 6 年度計画	R 6 年度計画内容		R 6 年度実績		課題・評価	R 7 年度の計画・取組		
		実施内容	回数等	実施内容	回数等				
ア 包括的・継続的なケア体制の構築	介護支援専門員に必要な関係機関との連携体制を構築し円滑な活用を支援する。 圏域の居宅介護支援事業所と連携し、介護支援専門員のニーズに基づいた研修会等、意見交換の場を設け、介護支援専門員のスキル向上を支援する。	①圏域内の介護支援専門員を把握する。 ②ア介護支援専門員連絡会が中心となって研修会等を開催する。 ③イ多職種他機関との意見交換会を開催する。	①年度当初 ②ア年4回以上 ③イ年1回	①年度当初に圏域内の主任介護支援専門員、介護支援専門員を把握した。 ②ア2月に開催。 ③イ12月に開催。	①把握済み。 ②ア1回。 ③イ1回。	①年度当初に圏域内の居宅介護支援事業所に確認し把握した。 ②ア圏域内の居宅介護支援事業所からの要望等を確認し研修会を開催した。 ③イ課題に応じて多職種意見交換会を開催。課題の詳細なニーズの把握に繋がった。	①随時把握に努める。 ②③介護支援専門員が抱える課題やニーズを把握しながら研修会、多職種意見交換会を開催する。		
イ 地域における介護支援専門員のネットワークの活用	介護支援専門員のネットワークを活用して研修会等を実施する。 地域住民に対して介護予防・自立支援に関する知識の普及啓発活動を行う。	①介護支援専門員連絡会が中心となって研修会等を開催する。 ②ア認知症介護者教室を開催する。 ③イ地域の方の座談会を開催する。 ④ウ高齢者ふれあいの居場所を開催する。	①年4回以上 ②ア年4回 ③イ年4回 ④ウ年12回以上	①ネットワークの構築、研修会開催を支援する。 ②ア認知症介護者教室を開催した。 ③イ地域の方の座談会を開催した。 ④ウ高齢者ふれあいの居場所を開催した。	①1回。 ②ア6回。 ③イ4回。 ④ウ22回。	①圏域内の居宅介護支援事業所による介護支援専門員連絡会を開催しネットワーク構築を支援した。 ②ア圏域内の居宅介護支援事業所からの要望等を確認し研修会を開催した。 ③アイウ地域の集会所で認知症介護者教室、地域の方の座談会、高齢者ふれあいの居場所を開催した。地域住民に対し介護予防、健康増進、自立支援に関する普及啓発の機会となった。	①介護支援専門員が抱える課題やニーズを把握しながら研修会を開催する。 ②アイウ全世代を対象に介護保険の理念や介護予防、健康増進への理解を促す機会となるよう内容等を見直ししながら開催する。		
ウ 日常的個別指導・相談	専門的な見地からの個別指導や相談への対応を行い、介護支援専門員の業務が円滑に実施できる様に支援する。	圏域の居宅介護支援事業所に対しセンターの役割を説明し、介護支援専門員の個別相談・指導に応じる。	随時	書面で通知済み。相談を受け付け、都度個別指導を行っている。	通知済み。 相談件数47件。	書面で通知することと相談窓口を明らかにしている。介護支援専門員連絡会においても地域包括支援センターの相談窓口の役割について説明している。相談に応じ個別指導を実施している。	継続。		
エ 支援困難事例等への指導・助言	介護支援専門員が抱える支援困難事例について、関係機関と連携して支援する。	圏域の介護支援専門員が抱える支援困難事例に対し、各専門職や関係機関と連携して支援する。また、必要に応じて地域ケア個別会議を開催する。	随時	相談を受け付け、専門職、関係機関と連携して支援している。必要に応じて地域ケア個別会議を開催する。計画以外の地域ケア個別会議の開催はなし。	随時	介護支援専門員の相談に応じ、課題解決に向け支援している。地域包括支援センターのネットワークを活用し地域ケア個別会議の開催している。	地域ケア個別会議を一層活用してもらえよう介護支援専門員の書翰作成等に対する負担に配慮する。また関係機関に働きかけ協力を依頼する。		

令和 6 年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市東部地域包括支援センター

5 認知症総合支援に関する業務(介護保険法第115条の45第2項第6号)

項目	令和 6 年度計画	R 6 年度計画内容		R 6 年度実績		課題・評価	R 7 年度の計画、取組
		実施内容	回数等	実施内容	回数等		
ア 関係機関との連携	医療機関を含む関係機関との連携を強化し、認知症高齢者や介護者への支援を行う。	医療機関へセンターの役割の説明や認知症総合支援に関する企画への参加依頼等を通して協力体制の強化を図る。	年1回以上	広報活動の中で情報提供を行っている。	232件。	地域包括支援センターの役割、活用、事業について説明し理解を得た。 相談内容に応じて認知症疾患医療センターや認知症専門医療機関へ紹介、連絡調整を行った。 認知症疾患医療センターと協働し認知症サポーター養成講座を開催した。	継続して取り組み協力体制の強化と支援を継続する。
イ 認知症の人や家族への支援	認知症高齢者や家族が集える場を開催し、介護相談や情報提供等の支援を行う。	①認知症カフェを開催する。 ②認知症介護者教室を開催する。	①月1回 ②年4回	①地域包括支援センター内外及び地域の集会所等で認知症カフェを開催した。 ②地域の集会所等で認知症介護者教室を開催した。	①12回。 ②6回。	①認知症本人、その家族の参加があり支援にも繋がった。継続して開催し地域資源として定着させていきたい。 ②認知症、介護予防について理解を得ることができた。	①②全世代が認知症について学び、集える場となるよう継続して開催する。
ウ 知識の普及	認知症サポーター養成講座、認知症サポーターステップアップ講座を開催し、認知症に対する正しい知識の普及啓発を行う。	①認知症サポーター養成講座の開催を周知する。 ②認知症サポーター養成講座、認知症サポーターステップアップ講座を開催する。	①年1回以上 ②3回開催。 90名養成。	①広報活動の中で認知症サポーター養成講座、認知症ステップアップ講座について説明し、開催を呼びかけた。 ②認知症サポーター養成講座、認知症サポーターステップアップ講座を開催した。	①232件。 ②9回(内ステップアップ講座1回)。 251名養成。	①事業について説明し開催を呼びかけた。 ②高齢者ふれあいの居場所、企業、大学、中学校で開催した。多世代への普及啓発の機会となった。大学や中学校では今後も継続的な開催を予定している。	①②継続し開催希望に対応していく。

令和 6 年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市東部地域包括支援センター

6 地域ケア会議推進に関する業務(介護保険法第115条の48第1項)						
項目	令和 6 年度計画	R 6 年度計画内容		R 6 年度実績 回数等	課題・評価	R 7 年度の計画、取組
		実施内容	回数等			
個別支援と地域課題の把握	弘前市地域包括支援センター地域ケア会議ガイドラインに基づき、地域ケア会議を開催する。 市や関係機関と地域課題の共有を図り、地域包括ケアシステムの構築を推進する。	①地域ケア個別会議開催 ②地域ケア推進会議開催	①年3回 ②年3回	①6回開催 ②3回開催	①事例提供者と面談し地域ケア個別会議を開催した。多職種他機関からの参加を得て課題解決を検討した。モニタリング内容を参加者へ報告することで支援、対応の効果を共有できた。 ②医療、福祉、地域の代表者などの参加を得て開催。地域の実態、地域課題について共有し支援策を検討した。	①計画通りに実施していく。また随時開催も必要に応じて検討していく。 ②把握した地域課題を来年度の計画に反映し地域課題に対応していく。
7 地域包括支援センターで把握した地域課題						
【地域の実態】						
・地域住民の自立支援、重度化防止についての理解が不足している。それによって課題が複雑化、深刻化し在宅生活の継続が困難となっている。 ・支援者の自立支援、重度化防止についての意識が低い。 ・地域住民へ認知症についての正しい理解、対応方法の周知が不足している。 ・本人と家族の意向の相違、本人、家族の意向と介護支援専門員の支援方針の相違により必要な介護サービス利用につなげることができない。						
【地域課題】						
・全世代の対象者に介護予防、自立支援、健康増進について我が事として捉えてもらう必要がある。						
【地域での対応方針】						
・研修会や意見交換会の場において自立支援、重度化防止、介護サービスや総合事業活用について基本原則に立ち返る事の重要性とその理解を深め、関係機関との連携強化を図る。 ・認知症サポーター養成講座、認知症カフェ、認知症介護者教室、地域の方の座談会、高齢者ふれあいの居場所の開催や出前講座、地域でのイベント参加を通して、地域の全世代を対象に介護保険の理念や介護予防、健康増進、認知症についての理解を促す。 ・支援者を対象に地域包括支援センターの活用や地域ケア個別会議の活用を促し、支援者の対応力強化を図る。						
【市、関係団体への提言】						
・研修会の開催費用や講師謝礼に対する謝礼制度。 ・地域の魅力。若年層への情報発信や啓蒙活動。全年齢層の支援者や指導者等の育成事業。 ・市や地域包括支援センター等と関連する職能団体が一堂に会して、自立支援、重度化防止、健康増進、介護予防、介護サービスや総合事業活用について、情報交換・議論する場。いずれの地域においても必要と考えるため地域ごとに行うのではなく、全市的に行う。 ・地域リハビリテーション活動支援事業に関する周知が不足している。また、事業において、支援内容、実施要件、利用できる者について、制約が多い。						

令和 6 年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市西部地域包括支援センター

職員配置 (R.6.4.1現在)	保健師	1 人	予防給付プラン担当	2 人	ランチ数
	社会福祉士	2 人	その他(センターの他職種兼務以外のもの)	1 人	2
	主任ケアマネ	1 人			箇所

令和 6 年度の活動方針(地域課題・目標)

地域の実態
①訪問しても意思疎通困難な高齢者や地域とかかわりを持たず孤立している高齢者が増えている。民生委員の欠員やマンパワーの不足で見守りが不十分になっていて、地域に相談にのってくれる人がいない。見守りがあれば、自宅に退院できる独居高齢者が施設入所に至ってしまう現状がある。
②地域住民、介護支援専門員等の介護予防・フレイル予防に対する意識の変化が進んでいない。
③迷子になって問題がおきてからたらいまサポートに登録する人が多い。

地域課題

- ①地域住民へ認知症の理解を促し、専門職とつながる機会を作る必要がある。
- ②集いの場を広報し孤立防止していく必要がある。
- ③たらいまサポートを早期利用できるように普及啓発が必要である。
- ④介護予防・自立支援(フレイル予防)に対する意識づけが必要となっている。

目標

- ①西部圏域の事業所一覧や包括広報誌を作成し、集いの場の周知や民生委員、町会長、地域の人が相談しやすい環境づくりをする。
- ②各種研修、連絡会等でたらいまサポート事業の説明や認知症サポーター養成講座の広報をする。
- ③地域へ介護予防、フレイル予防に対する情報発信、意識の啓発をする。

令和 6 年度目標に対する取り組みの評価

- 1) 包括支援センターの包括だよりで、集いの場の様子や地域ケア会議の様子、出前講座や研修の様子、出前講座の案内や詐欺について、包括、在介の案内を載せて発行できた。今年度の計画では、上半期、下半期で2回発行予定であったが、1回の発行となってしまう。来年度は、2回発行できるように包括をさらに周知できるようにしていきたい。
- ・年度初めには、各地区民生委員や町会長へガソスタネットワーク(ガソリンスタンドへ貼っているポスター)の趣旨を説明できた。
- 2) 東目屋民児協児童委員から、東目屋小学校生徒を対象に高齢者疑似体験学習の依頼を受け実施できた。生徒が興味深く説明を聞き、体験し、高齢者に優しくしなければいけないという感想が聞かれた。学校との繋がりが少しずつではあるができてきている。
- 3) 認知症サポーター養成講座については、各大学の実習生に対し随時実施している。市からの依頼も受けて市民も参加しての実施もできた。なかなか、地域の企業や町会、学校などへ説明周知を行うが依頼はない状況ではある。案内や周知を来年度も継続実施していく。
- 4) 包括内でチームオレンジの勉強会を開催し、今後に向けた計画を立て、各地区民生委員へチームオレンジのPRを行った。包括内で、どのように開催していくかを検討を繰り返している状況である。
- 5) 相馬地区町会連合会の「昇月会」で、作業療法士会平川先生と共同で介護予防、フレイル予防について、岩手県「万年青年会終講式」「赤十字団体」「高屋地区高齢者イベント」でも、介護予防、フレイル予防、ダンベル体操など国保年金課の出前講座も交えながら講話を実施した。参加者からは、自分たちが自立に向けた味わい深い生活をどのように考え、どうしていかなくてはならないかを学ぶことができてよかったと感想が聞かれた。また、健康教室の中でも、参加者へ、フレイルの出前講座や自立に向けた生活についてお話しすることができた。

1 第1号介護予防支援事業(居宅要支援被保険者に係るものを除く)(介護保険法第115条の45第1項第1号二)

項目	令和 6 年度計画	R 6 年度実績		課題・評価	R 7 年度の計画、取組
		実施内容	回数等		
基本 チェックリスト該当者に係るケアマネジメント	対象者の状態把握に努め、自立支援、介護予防、重度化防止の必要性の周知、多様なサービスの情報提供を行っていく。	対象者の迅速なアセスメント、必要時基本チェックリストの実施、状況に応じて社会資源を含めたサービス情報の提供。	1) 都度(相談受付・対応、訪問) 2) 随時	・相談対応は迅速に行い、必要なサービスへ繋ぐことができた。本人の状況を確認する時点で介護申請が必要な状態の方も多くみられている。 ・出前講座等を通して、フレイル予防の大切さを伝えることで要介護状態になることなく地域で生活継続できるように支援していく必要がある。	・自立に向けた支援や一般介護予防事業も視野に入れたサービス導入が適切に行えるよう相談者や地域住民へ情報提供を行い、ケアマネジメントを実施していく。相談内容に応じた対応を行っていく。 ・地域の健康の意識を向上できるように講座を計画していく。

令和 6 年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市西部地域包括支援センター

2 総合相談支援業務(介護保険法第115条の45第2項第1号)

項目	令和 6 年度計画	R 6 年度実施内容	R 6 年度実績 回数等	課題・評価	R 7 年度の計画、取組
地域におけるネットワーク構築	地域の公共機関や施設、スーパー等と顔の見える関係づくりを強化する。	・圏域事業所や参加者等へ包括支援センターの各会議室を案内する。 ・開催される行事等の情報を収集して、参加の依頼をする(文化祭や敬老会、老人クラブなど)。 ・町会長、民生委員の会議への参加する。 ・パンフレット設置場所へ訪問する。 ・包括だよりを配布する。 ・地域の施設へあいさつ回りをする。	・圏域事業所や参加者等へ包括支援センターの各会議室を案内する。 ・各町会長会議へ参加し、包括の案内を配布。 ・民生委員定例会、地域密着型施設推進会議は、ほぼ出席。 ・パンフレット設置場所への訪問はできず。 ・包括だより配布。	・関係機関へ会議案内を配布し、直接説明をすることで信頼関係、協力体制、連携強化を図ることができた。 ・町会長会議では、包括の役割や地域の実情(高齢者数や高齢化率など)をお伝えし協力体制を築くことができた。 ・民生委員定例会ではとくし丸廃止に伴い地域で買物に困っている高齢者がいること、民生委員が買物支援をしていただいている実情があることも把握できた。 ・10/1号で発行できた。(9/21配布時、町会長と情報交換できた)	・パンフレットを設置しスムーズに相談対応、講座依頼などできるようにする。 ・町会長や民生委員、推進会議は連携強化し、地域の実情把握のために、イベントや会議等積極的に参加していく。 ・包括だよりの発行を年2回継続する。
実態把握	在宅介護支援センター(プランチ)との連携を強化し、実態把握に努める。 (市で行っている事業の周知)	1)実態把握にて高齢者の状態確認を行う。必要な高齢者へは安心カードの配付やゴミ出しサポート事業、ただいまサポート事業、これからのサポートなどを広報する。 2)プランチと定期的に連絡を図る。	1)年間150件以上(プランチ含む) 2)2回	1)前年度の実態把握者のリストや支援を要する高齢者の定期的な訪問を担当それぞれ訪問することができている。二人対で訪問するケースも増えている。 2)プランチとの連絡会を通じ、困難ケースの状況や実績報告、ケア会議の課題解決に向けた話し合いで今後の活動についても共有できた。	・定期的な訪問を継続していく。 訪問時、必要に応じて安心カードの配布やゴミ出しサポート、これからノートの説明を継続していく。 ・プランチとの連携でスムーズに同行訪問し実態把握、相談対応できるようにする。
総合相談	1)包括内の情報共有強化。 (必要時カンファレンスを行って対応策を検討し、他機関へ繋いでいく) 2)窓口の周知。	1)毎朝のミーティングとシステムの活用で包括全体の情報を統一し、内容に応じて他機関との連携を図る。 2)圏域施設、関係機関等、包括を周知できる窓口へパンフレットを配付し協力を依頼していく。	1)毎日 2)随時	1)ミーティングでは、他職員の見え方や対応、困難ケースの対応方法、決定事項など情報共有でき、有効な時間となっている。また、問題ケースが発生したときは、都度カンファレンスを開催し、主担当、副担当を決めて支援するようにスムーズに対応できた。 2)圏域施設、関係機関回りをしていることで、郵便局や農協などの機関から情報提供も増えている。	1)継続していく。 2)パンフレットの確認を行いながら、地域回りを行っていく。また、包括だよりを配布することで、周知の強化に努める。

令和 6 年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市西部地域包括支援センター

3 権利擁護業務(介護保険法第115条の45第2項第2号)

項目	令和 6 年度計画	R 6 年度計画内容		R 6 年度実績		課題・評価	R 7 年度の計画、取組
		実施内容	回数等	実施内容	回数等		
ア 成年後見制度の活用促進	1) 成年後見制度、意思決定支援など権利擁護についての知識向上と安定した情報提供ができる環境を構築する。 2) 制度の普及啓発活動を継続する。	1) 研修会へ参加して知識を得、正しい情報を提供できるようにする。 2) 資料を活用し、各会議や集会等で周知する。 ・各事業所へ出前講座の案内をする。	1) 随時 2) 随時	1) 研修参加 2) 各会議、集会での周知。 ・出前講座案内、実施。 3) 申し立て支援。	1) 4回 (7/20,9/6,10/18,10/22) 2) 随時 3) 相談5件 申立:2件	1) 各種研修に参加し、事例を聞くことで専門的知識の向上に繋がった。 2) コロナ感染で年度内での実施を見送った。出前講座の案内は事業所や会議で周知できている。 3) 多様な問題を抱えるケースが増えている。長期化するケースもあり、都度権利擁護センターへ相談、確認を行いながら支援することができた。	1) 包括社会福祉士のスキルアップのため、継続的に研修を受講していく。 2) 資料を活用し制度についての周知を実施していく。 3) 相談の内容が複雑化しているため、必要な機関と連携を図り対応していく。
イ 老人福祉施設等への措置	弘前市担当課、関係機関との連携をさらに強化し対応を図る。	措置の必要性の要否を随時、市と確認しながら対応する。	随時	・措置支援の実績はなかった。	0回	ケースが発生した際は、市と密に連携を図り対応していく。	・適宜、関係機関と連携を図り対応する。(R7年度も計画継続)
ウ 高齢者虐待への対応	1) 速やかに市やその他の機関等と綿密な連携を図る。 2) 虐待に関する知識普及のため、地域住民や圏域事業所へ広報を行う。	1) 市と密に連携を図り、マニュアルに沿って速やかに状況把握等を実施する。 2) 早期発見・防止できるよう、出前講座のチラシを、圏域企業に周知する。	1) 随時 2) 随時	1) 市:2件の通報。 虐待認定なし。 2) 圏域のサービス事業所へ出前講座のチラシを配布した。また町会長会議、民生委員の定例会でも周知した。 ・包括だよりで虐待防止の啓発を図った。	1) 随時 2) 随時 ・1回	1) 適宜、関係機関と迅速に情報交換を行い対応し、ケースの状況を確認し対応できた。 2) 事業所から、権利擁護に関する出前講座の依頼を受けて、虐待防止法についての研修会1回実施した。(コロナ感染で実施を見合わせた事業所もあり) ・包括だよりへ記事を載せて発行した。	1) 市と連携し、スムーズな対応を行っていく。 2) 出前講座の広報を継続する。 ・包括だよりで啓発を図っていく。
エ 困難事例への対応	1) 関係機関との連携を図り、役割分担を明確にして支援対応する。	1) 包括内カンファレンスで課題を整理し、必要に応じて地域ケア個別会議を開催し支援策を検討する。	1) 随時	1) 朝のミーティング時に情報共有と、支援の方向性の確認を行った。臨時地域ケア個別会議を1回開催。 ・わかる事例検討会WEB仙台参加。	1) 随時 ・1回 (7/20)	1) カンファレンスを行い、課題整理や解決策について検討した。方向性を決めることで、迅速な対応につながった。身寄りのないケースや家族が関わり拒否するケースの相談が増加しているため関係機関との連携が必須である。 ・他職種の課題整理の考え方や視点などを学び、多角的な支援方法を学ぶ機会となった。	1) 関係機関と適宜連携を図り、必要時、臨時地域ケア個別会議を開催していく。(計画継続) ・研修の参加や圏域社会福祉士の有資格者を対象とした勉強会をR7年度も計画し開催する。
オ 消費者被害の防止	1) 地域住民へ情報提供を実施する。 2) 各サービス事業所へ情報の周知を図り、早期発見に努める。	1) 実態把握や圏域企業へ消費者被害のチラシを配布し周知する。 2) 消費生活センターからの情報等を収集して、サービス事業所へ周知する。	1) 随時 2) 随時	1) 赤十字団体へ講座を開催した。 2) 民生委員定例会、集いの場で、国民生活センターの情報誌を提供した。 ・くらしの消費者講座受講。 ・WEB情報を発信。	1) 1回 2) 随時 ・1回	1) 話題提供をすることで「こんな被害もあるのか」「教えてもらって助かる」との声が聞かれた。注意喚起につながっている。 2) 消費者被害の事例は確認されず。定期的な情報発信で意識づけできた。	1) 消費者被害等の情報提供を行い、啓発活動を展開する。(計画継続) 2) 国民生活センターの情報等を取り最新情報を提供していく。

令和 6 年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市西部地域包括支援センター

4 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務(介護保険法第115条の45第2項第3号)

項目	令和 6 年度計画		R 6 年度計画内容		R 6 年度実績		課題・評価	R 7 年度の計画、取組
	実施内容	回数等	実施内容	回数等	実施内容	回数等		
ア 包括的・継続的なケア体制の構築	圏域の介護支援専門員が幅広い職種や機関と連携や協働しやすい体制を構築する。	1)8回	1)地域ケア会議を開催する。他職種・他機関と意見交換のできる場を設ける。 2)介護支援専門員が抱えている課題について把握し、必要時臨時地域ケア個別会議を開催する。	2)随時	1)地域ケア個別会議・臨時地域ケア個別会議を実施。 2) 居宅介護支援事業所へ定期訪問。	1)9回 2)15事業所	1) 事例に合わせた専門職を参集する事で具体的な専門的意見やアドバイスを受けることと重要性が理解できたことと感想聞かれた。 2) 支援困難ケースの対応は各事業所内の話し合いで解決できていることを確認できた。解決が難しいケースは包括も協力していることを周知できた。	1) 地域ケア会議の内容に応じ、他職種、他機関へ参加の声掛けを行う。連携しやすい体制の構築に努める。 2) 相談に応じ、臨時地域ケア個別会議を開催していく。
イ 地域における介護支援専門員のネットワークの活用	主任介護支援専門員連絡会とケアマネ連絡会を通して、圏域の介護支援専門員との連携を強化していく。	1)2回 ・1回 2)1回	1)西部圏域のケアマネ連絡会に参加して、情報交換・情報収集をする。(介護支援専門員へ紙面アンケートを実施する。) 2)圏域介護支援専門員の資質向上のため、主任介護支援専門員連絡会を実施する。	1)2回 ・1回 2)1回	1) 西部圏域ケアマネ連絡会へ参加。 1 回目25名参加 2 回目22名参加 ・各居宅介護支援事業所へアンケートを実施。 2)主任介護支援専門員連絡会実施。	1) 2回 ・1回 2) 1回	西部圏域ケアマネ連絡会やアンケートの回答をもとに圏域介護支援専門員対象に「軽度者に関する福祉用具貸与について」の「訪問看護の役割について」の研修会を実施した。また、主任介護支援専門員連絡会も年1回開催できるようになり、抱えている問題等意見交換できるようなっている。	1) 西部圏域ケアマネ連絡会へ参加し、顔の見える連携に繋がりを、相談しやすい環境を構築していく。 2) 圏域の介護支援専門員の業務内容や抱えている問題について話し合う機会を設けていく。
ウ 日常的個別指導・相談	介護支援専門員の業務が円滑に実施できる様、知識やスキルの向上に向けた支援体制を構築する。 必要時の後方支援を行う。	1)1回 2)1回 3)随時	1)包括主催の研修会を開催する。 2)主任介護支援専門員連絡会の実施。 3)相談受付時対応する。	1)1回 2)1回 3)随時	1) わかる事例検討会勉強会実施。 2) ・主任介護支援専門員連絡会実施。 ・身寄りのない人についての研修会実施。 3)随時	1) 1回 2) 1回 ・1回 3)随時	1) 個別ケア会議について理解を深め、介護支援専門員としての実践力向上につながった。 2) 圏域主任介護支援専門員との連携を強化し、相談しやすい環境を整えていく。 3) 介護支援専門員から相談があった時は常に3職種が情報共有し支援方法を話し合い、一緒に支援することができた。	・圏域の主任介護支援専門、介護支援専門員が抱えている問題や要望など把握できるよう連携を強化していく。 ・職種で情報共有し、各関係機関と連携しながら後方支援を行っていく。
エ 支援困難事例等への指導・助言	介護支援専門員が抱えている支援困難事例等について、包括的に支援していく。	1)随時 2)随時	1)各専門職や関係機関と連携しながら支援方法を検討し、後方支援を行う。 2)必要に応じて地域ケア個別会議の活用を提案、実施する。	1)随時 2)随時	1) 介護支援専門員から相談を受け、同行訪問を実施した。 2) 地域ケア個別会議開催時、活用していただくよう声掛けを行った。	1) 随時 2) 随時	1)一人での訪問が難しいと同行訪問の依頼あり関係機関からの意見を聞きながら支援の方向性を確認し課題解決に努めることができていた。 2) 包括の困難ケースの臨時地域ケア個別会議を開催した。圏域の介護支援専門員20名の参加あり。いつでも気軽に開催できることの提案をする。	1)相談があった際は、各専門機関や関係機関と連携しながら対応していく。 2) 必要に応じて臨時地域ケア個別会議を開催し、支援方法などの検討を行い、包括的に支援していく。

令和 6 年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市西部地域包括支援センター

5 認知症総合支援に関する業務(介護保険法第115条の45第2項第6号)

項目	令和 6 年度計画	R 6 年度計画内容		R 6 年度実績		課題・評価	R 7 年度の計画、取組
		実施内容	回数等	実施内容	回数等		
ア 関係機関との連携	1)認知症地域支援推進員の活動を周知する。	1)各企業等へ認知症ガイドブック概要版等を配布する。 2)地域へ包括だよりの回覧を実施する。 3)高齢者の見守りや連携しているガソリンスタンドを訪問し、連携強化を図る。 4)各種研修や連絡会に参加する。	1)2回 2)40件 3)2回/年 4)適宜	1)各企業へ資料配布。 2)包括だより作成し、各町会へ回覧。 3)ガソリンスタンドを訪問。 4)認知症地域推進員現任者研修へ参加。	1)2回 2)37件 3)9月下旬 4)1回	1)2)食堂や駐在所、金融機関へ周知したことで気になる高齢者の情報を共有することができ、見守り強化や支援に繋がっている。 3)包括の活動状況や啓発情報等掲載し各町会へ9月に配布した。 4)圏域ガソリンスタンドからの情報提供で見守り、介護申請へつながるケースもあり、訪問を継続していく必要がある。 5)包括の役割の再確認、最新の情報を共有することができ、包括全体で共有しスキルアップしていく。	1)2)企業や圏域の関係機関等への配布・周知活動を継続。 3)包括だよりを年2回配布し、活動の周知を継続していく。 4)第2層コーディネーターと一緒に訪問し関係強化につなげる。
	2)各関係機関と顔の見える関係作りを行い、ネットワークを強化する。	3)認知症初期集中支援チームとの連携体制を構築する。	3)随時	3)初期集中支援チームへの相談ケースはなし。	0件	3)認知症の相談は増加しているが、かかりつけ医への相談で対応できた。	3)必要に応じて相談、連携強化を図っていく。
イ 認知症の人や家族への支援	認知症の人やその家族が相談しやすい環境作りに努める。	1)認知症の人と家族のつどいへ参加し情報収集や顔の見える連携体制を作る。 2)実態把握や定例会等の場にて認知症ケアパスの説明や活用方法と説明を行い周知を図る。	1)2回 2)適宜	1)認知症の人と家族のつどいへ参加し、情報共有、情報収集を行った。 2)実態把握、定例会、企業回りの中で認知症ケアパスの活用方法について説明を行うことができた。	1)4回 2)適宜	1)家族で抱え込んでしまいうケースや相談先がどこなのかわからないなど認知症の家族が支援していく上での課題を参加者で共有し、今後の支援の方法として活かしていく。 2)認知症ケアパスを周知してきたことで、民生委員を通して早期対応の相談や圏域の関係機関等からも相談が増えた。地域での見守りや相談先としての機能を継続できている。	1)参加継続し、情報共有・情報収集し、多職種から助言をいただき、スキルアップに努め、今後、圏域の課題解決に取り組んでいく。 2)今後も説明や周知活動を継続していく。
	認知症の人やその家族が相談しやすい環境作りに努める。	1)小・中学校や町会、企業等へ認知症サポーター養成講座及び認知症ステップアップ講座の案内を行い、受講を働きかける。 2)包括だよりや認知症ケアパスの回覧・配布を通して地域への周知を図る。 またチームオレンジの立ち上げに向けて勉強会、情報収集を包括内で実施する。	1)随時 2)2回	1)実習生、地域住民(市からの依頼)へ認知症サポーター養成講座を開催した。 2)認知症ケアパス概要版を企業へ配布し、説明を行った。 3)包括内でチームオレンジについて勉強会を実施し、民生委員へ概要を説明した。	1)3回 2)37件 3)1回 (民生委員3回)	1)11月には児童委員から依頼を受け東目屋小学校で高齢者疑似体験の講座を実施し、高齢者への接し方について理解が深まったと感想を頂いた。 2)企業周知の他、町会の集まりや出前講座の場を活用し介護申請の流れや認知症ケアパスの概要を説明し相談先の周知や早期相談への重要性を伝える機会となった。 3)チームオレンジの概要や立ち上げについて定例会等を通じて説明できた。今後のどのように立ち上げをしていくか検討が必要となる。	1)民生委員・児童委員と一緒に地域や小学校へのサポーター養成講座の周知を行っている。また継続して圏域の事業所や企業、実習生、法人への働き掛けも行っていく。 2)チームオレンジ立ち上げの必要性や具体的な内容を各関係機関(民生委員、公民館、サークル等)へ説明する。
ウ 知識の普及							

令和 6 年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市西部地域包括支援センター

6 地域ケア会議推進に関する業務(介護保険法第115条の48第1項)

項目	令和 6 年度計画		R 6 年度計画内容		R 6 年度実績		課題・評価	R 7 年度の計画、取組
	実施内容	回数等	実施内容	回数等				
個別支援 と地域課 題の把握	1) 地域ケア個別会議は定期開催を計画する。必要時は臨時会議を開催し、個別支援と地域課題の抽出を行う。 2) 地域ケア個別会議から抽出された課題に応じて関係者を招集し、地域ケア推進会議を開催する。 3) 主任介護支援専門員連絡会と西部圏域ケアマネ連絡会を通し、地域課題の把握に努める。 4) 生活支援コーディネーターとの連携強化。 5) ふれあい介護者教室・座談会を通して地域住民の課題を抽出する。	1) 6回 2) 2回 3) 3回 4) 1回 5) 1回 (岩木地区)	1) 地域ケア個別会議を開催する。 2) 地域ケア推進会議を開催する。 3) 地域の現状を把握する。 4) 生活支援コーディネーター協議体への参加。 5) 介護者教室運営、企画をサポートし、地域住民の声を聴く。	1) 地域ケア個別会議・臨時個別ケア会議 6回 2) 臨時個別ケア会議 1回 3) 2回 4) 1回 5) 0回 (岩木地区、東目屋地区、相馬地区)	1) 定期開催に加え、臨時でも開催し多職種の視点での解決策の提案に幅が広がり、新たな視点で課題抽出することができた。 2) 関係機関が地域課題に向けて情報共有し今後の取り組みについて検討する事ができた。 3) 介護支援専門員同士情報共有し、業務に必要な勉強会など話し合うことができた。 4) 新しい生活支援コーディネーターと今までの活動や今後の連携について確認を行うことができた。 5) 各地区在介で企画まで至らず。	1) 臨時地域ケア個別会議の開催についての案内を継続していく。相談があれば都度開催していく。 2) 地域ケア個別会議から地域課題を把握し、地域に必要な資源の開発や取組みを検討していく。 3) 圏域介護支援専門員との連携を密にし課題解決に努める。 4) 生活支援コーディネーターと常に連携を図り、地域の実態(課題)把握に努めていく。		

7 地域包括支援センターで把握した地域課題

7 地域包括支援センターで把握した地域課題

【地域の実態】

- ① 服薬管理や適切な服薬ができない認知症高齢者が増加している。また、薬に関する問題が家族の介護上の負担となっている。
- ② 民生委員が、地域の見守りをしてくれていると聞かざる風に見守ってくれているかわからず、連携したいケースがあっても相談できない。
- ③ 若い世代と同居していても、家族間でのかわり加減が薄くなっていて、重度化してから相談が増えている。
- ④ 見守りを拒否する人や見守りのタイミング、地域の見守りが難しい。
- ⑤ 元氣な高齢者が少ない。

【地域課題】

- ① 専門職がもつと調剤薬局や薬剤師の役割を理解する必要がある。
- ② ③ ④ 認知症になっても安心して暮らせる地域を作っていく方法を検討する必要がある(見守り方法を含めて)。
- ⑤ 介護予防・自立支援(フレイル予防)に対する意識づけが必要となっている。

【地域での対応方針】

- ① 薬局(薬剤師)の役割やできること、できないこと、連携について学ぶ。
- ② ③ ④ 認知症カフェ開催やチームオレンジ立ち上げに向けた検討を行う。
- ⑤ 地域へ介護予防、フレイル予防に対する情報発信、意識の啓発をする。

【市、関係団体への提言】

- ・ 民生委員児童委員の成り手がなく、一人の民生委員が2町会を見守りしている現状がある。見守り方法を検討する必要がある。
- ・ とくし丸が廃止となり、買い物へ行けない高齢者が増えている。市独自の資源開発の検討が必要と思われる。

令和 6 年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名

弘前市南部地域包括支援センター

職員配置 (R.6.4.1現在)	保健師		予防給付プラン担当		プラン手数	
	2 人		4 人		4 人	
	社会福祉士		その他(センターの他職種兼務以外のもの)		1 人	
	主任ケアマネ		2 人		1 箇所	

令和 6 年度の活動方針(地域課題・目標)		令和 6 年度目標に対する取り組みの評価	
地域の実態 ・複合的な課題を抱えている世帯や支援を必要としている人が相談窓口が分からない事で支援に繋がらず重症化してしまう場合がある。 ・相談窓口が分からない。地域包括支援センターは何をする所なのか分からないと言う声がある。 ・認知症の理解不足や対応方法が分からず早期受診に繋がらなかったり、虐待に発展するようなケースもある。 地域課題 ①相談窓口が分からない事で支援が必要な方や多くの問題を抱える世帯等、相談や支援に繋がっていない。 ②認知症の理解不足や対応方法が分からない事で早期受診や治療に繋がっていない。	目標 ①地域包括支援センターの役割を周知するため広報誌を作成し町会へ回覧する。出前講座や定例会、各会議で包括の役割を情報発信していく。 ②認知症サポーター養成講座の周知活動を行い幅広い世代で対応を学ぶ機会に繋げる。またチームオレレンジと協力して認知症カフェを開催し認知症予防や居場所に繋がる取組を行う。	①地域包括支援センターの役割を周知するため広報誌を作成し、圏域全町会へ回覧した。昨年周知できなかった町会へも情報発信する事ができた。町会とのやり取りでは地域包括支援センターを「知らない」「聞いた事がない」と言う声が聞かれ、継続的に周知活動に取り組み必要性を感じた。また8月18日に圏域の障がい者施設と一緒に原ヶ平祭りで相談ブースを設置し、相談窓口の周知に繋がった。出前講座や定例会ではパンフレットを配布しセンターの役割を説明して情報発信している。8月と3月には弘前市の見守り体制づくりのモデル事業として、弘前大学の看護学生と一緒に茂森町会の独居高齢者宅を訪問したことで、包括のパンフレットを配布し相談窓口を伝える事ができた。 ②昨年から小学校へ出向き、認知症サポーター養成講座の周知活動を行ってきた事で千年小学校、朝陽小学校から依頼があり、面談で計4回開催する事ができた。また地域住民や関係機関を対象にステップアップ講座を開催し、内5名がチームオレレンジに加入となった。認知症カフェは毎回チームオレレンジと協力して開催している。今年度は開催場所を2か所(清水地区、千年地区)に増やして開催したことと新たな参加者が増え、居場所に繋げる事ができた。	

1 第1号介護予防支援事業(居宅要支援被保険者に係るものを除く)(介護保険法第115条の45第1項第1号二)		令和 6 年度計画		令和 6 年度計画内容		令和 6 年度実績		課題・評価		R 7 年度の計画、取組	
項目	令和 6 年度計画	実施内容		回数等		実施内容		回数等		R 7 年度の計画、取組	
		対象者の心身、生活状況等の確認、アセスメントを行い、チャエックリストの実施や社会資源を含めたサービスを提供する。		随時		相談後速やかに訪問し総合事業サービスや一般介護予防の説明を行った。希望者には、チャエックリストを実施し支援に繋がった。		事情対象者数292名(3月末現在)		相談を受けた後、日程調整を速やかに行い訪問した。対象者の状況把握や必要としている介護サービスの確認を行った。事業対象者のサービス利用者数が増えている。	
基本 チャエックリスト該当者に係るケアマネジメント	基本チャエックリスト該当者へ総合事業、一般介護予防事業を含めたサービスや社会資源の情報提供を行い、適切なケアマネジメントの下、自立に向けた支援をする。									適切なケアマネジメントと一般介護予防を含めたサービスの情報提供を行い自立に向けた支援をして行く。	

令和 6 年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市南部地域包括支援センター

2 総合相談支援業務(介護保険法第115条の45第2項第1号)

項目	令和 6 年度計画	R 6 年度計画内容	R 6 年度実績	課題・評価	R 7 年度の計画、取組
ア 地域におけるネットワーク構築	①地域の関係機関や地域住民等、多様な支援者との連携を図りネットワークの構築に努める。 ②民生委員との連携・協力体制を維持する。	①地域ケア会議を定期開催し、関係機関や専門職、地域住民等と顔の見える関係づくりに取り組む。 ②民生委員・児童委員定例会へ参加する。 ③圏域内の地域密着型サービス運営推進会議へ参加する。	①個別会議は定例と随時で開催、課題解決を図った。 ②推進会議は地域課題を抽出、課題解決に向けて検討し、関係構築を図った。 ③清水地区、千年地区、朝陽地区、文京地区の民生委員定例会に出席。 ④圏域内の地域密着型サービス事業所の運営推進会議に出席。	地域ケア会議では、圏域のケアマネジャーが担当する事例や、地域課題の検討を通して多職種やチームオレンジのチーム員を含む地域の支援者が顔を合わせる機会となり、今後の連携に向けた基盤をつくることのできた。 各地区の民生委員定例会や、地域密着型サービス事業所の会議に出席したことで、地域の実情やお互いの活動について理解を進め、今後の協力体制を作ることができた。	地域の関係機関や地域住民等、多様な支援者との連携を図り、協力体制をつくることで、個別課題や地域課題への対応力を高める。 また、民生委員との連携・協力体制を維持する。
イ 実態把握	関係機関と連携を図り、見守りや支援を要する高齢者の早期対応に努め、孤立化を防止する。	①在介やシルバーハウスの見守り等と高齢者の見守り等の情報共有を図る。 ②地域住民、民生委員等からの情報提供により迅速に対応する。	①在介やシルバーハウスの見守り等と高齢者の見守り等の情報共有をしていく。 ②相談があったケースや前年度以前に引き継ぎ把握が必要なケースの訪問をしている。今年度は孤立化防止のための取組として、大学生と茂森町会の実態調査を行っている。	①地域の実情や取り組み等について情報共有ができた。 ②相談ごとに緊急性を判断し、できるだけ早期の訪問に努めている。 茂森町会の実態調査により、相談以外のケースについて実態把握を行うことができた。	①引き続き会議を開催し、関係機関同士の連携を深め、個別の事例や地域課題について協力して対応できる体制づくりを進める。 ②地域からの相談や情報提供、過去に把握したケースをもとに、実態把握での訪問を行っていく。
ウ 総合相談	総合相談窓口としての地域包括支援センターの役割をわかりやすく周知する。	①包括パンフレットを地域の関係機関や住民に配布する。 ②広報誌を作成し、各町会の協力のもと回覧を行う。	①交流センターや公民館に常時設置してもらっている。また、サポーター養成講座や出前講座等の際に参加者へ配布している。 ②広報誌を作成し圏域内の全町会に回覧している。	①随時パンフレットを配布し地域包括支援センターの役割を周知することができた。 ②広報誌の回覧に関して、圏域内の全町会の協力を得ることができた。交流センターと公民館にも設置しているが、町会に参加していない世帯には目に入りづらいとの意見がある。	引き続き、パンフレットの配布や広報誌の作成を行い、地域包括支援センターの役割の周知に努めていく。また、SNSを活用した情報発信を行い、地域包括支援センターをより身近に感じてもらえるようにしていく。

令和 6 年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市南部地域包括支援センター

3 権利擁護業務(介護保険法第115条の45第2項第2号)

項目	令和 6 年度計画	R 6 年度計画内容		R 6 年度実績		課題・評価	R 7 年度の計画、取組
		実施内容	回数等	実施内容	回数等		
ア 成年後見制度の活用促進	①成年後見制度についての相談を随時受付し、申立が必要と判断されるケースについて関係機関と連携して支援する。 ②関係機関を含め、地域の中で成年後見制度がより正しく理解されるように各会議等で周知活動を行う。	①地域ケア個別会議やカンファレンスを開催し、関係機関と支援方法について話し合い、申立を支援する。 ②民生委員定例会や各会議などで制度の説明を行う。	①随時 ②民生委員定例会5回、随時	①随時相談を受け、後見等申立に係る会議を開催。必要性に応じて申立を支援した。 ②民生委員定例会や各会議などで制度についての説明や勉強会を行っている。	①相談8件、申立4件 ②民生委員定例会4回、出前講座1回、介護支援専門員連絡会2回	①成年後見申立てに関する相談内容が複雑化しており、随時関係者と連携し支援を継続している。 ②民生委員定例会等では、成年後見制度を含め、包括で幅広く相談を受け付けていることを周知した。	①成年後見制度についての相談を随時受付し、個別に必要性を判断し関係機関と連携して申立を支援する。 ②関係機関や地域住民に成年後見制度が正しく理解されるように各会議等で周知活動を行う。
イ 老人福祉施設等への措置の支援	措置を必要とするケースが発生した場合は市役所や関係機関と連携を図り対応する。	関係部署との情報共有し、連携を図りなら対応していく。	随時	該当するケースはない。	無し	該当するケースは無かった。	引き続き、措置を要するケースが発生した場合は市や関係機関と連携を取り対応する。
ウ 高齢者虐待への対応	高齢者虐待マニュアルに沿って早急に対応する。市役所等関係機関と連携を図り対応する。	高齢者虐待マニュアルに沿って早急に対応する。必要時はカンファレンスやケース会議を開催し、関係機関の役割分担を明確化する。	随時	事実確認には職員2名で対応した。警察や市役所、病院、入所施設等の関係機関と連携して虐待や疑いのあるケースに対応した。	養護者から高齢者虐待事例2件、事実無関係7件	相談は市役所経由で、すでに警察が介入しているケースが多かった。その他、介護事業所や家族からの相談もあった。認知症や精神障害がある家族からの虐待事例が目立っており、複合的な課題を持つケースが多かったため高齢者分野のみならず障害分野等とも連携する必要がある。	虐待相談があれば速やかに対応し、警察、市役所、病院等の関係機関と情報共有し連携を図っていく。
エ 困難事例への対応	行政や中核機関、他の支援者と連携して対応し課題解決に取り組む。	①地域ケア会議開催との情報共有を行う。また、権利擁護の制度利用等に発展する場合は必要に応じて行政や中核機関の助言を仰ぐ。 ②三職種で情報を共有し連携して対応する。	①随時 ②随時	①行政や関係機関と連携し、権利擁護の必要性や複合的な課題を持つケース等に対応した。 ②上記事例はミーティングや経過記録により三職種で共有、連携して対応している。	①個別会議2回。関係機関との連絡・連携は随時。 ②随時	高齢者だけでなく、取り巻く家族に障害がある、世帯全体が経済的に困窮している等、複合的な課題を抱えるケースが増加している。行政や、他分野の関係機関とも連携して課題解決に取り組んでいる。今後、ケアマネの後方支援を含め、相談体制を維持する必要がある。	居宅介護支援事業所を含む関係機関や地域住民等からの困難事例の相談に応じる。行政や中核機関、関係機関と連携し、課題解決に取り組む。
オ 消費者被害の防止	①各関係機関と連携を図りながら消費者被害に関する知識の普及啓発を図る。 ②消費者トラブルに関し、相談は迅速に対応する。	①出前講座や会議、地域活動の際パンフレットやグッズを配布する。 ②必要に応じて関係機関などの助言を仰ぎながら早期解決に努める。	①②随時	①地域住民や民生委員等に配布している。 ②相談はなかった。	①随時 ②0件	①相談窓口紹介ネットワーク全体ミーティングで最新情報の把握に努めた。また、民生生活センターからいただいたグッズやチラシを認知症カフェや民生委員定例会で配布。12月に開催したブラunch会議では駐在所とも情報交換することが出来た。	次年度も定例の会議や認知症カフェにおいての普及啓発はもちろん、新しい事業(孤立化防止やチームオレージ等)における訪問)を実施した際には積極的に情報提供していく。

令和 6 年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市南部地域包括支援センター

4 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務(介護保険法第115条の45第2項第3号)					
項目	令和 6 年度計画	R 6 年度実施内容		R 6 年度実績	
		実施内容	回数等	実施内容	回数等
ア 包括的・継続的なケア体制の構築	地域の介護支援専門員が他職種・他機関と連携しやすい体制を作る。	他職種・他機関と連携を図るため、地域ケア個別会議や地域ケア推進会議を開催する。	①個別会議: 定例4回、随時 ②推進会議: 年2回	①地域ケア個別会議を開催した。 ②地域ケア推進会議を開催した。	①定例4回 随時2回 ②2回
イ 地域における介護支援専門員のネットワークの活用	地域の介護支援専門員同士が意見交換ができる場として、定期的に連絡会を開催し相互の連携を図る。	介護支援専門員のニーズにあった学習会や意見交換会を企画する。	連絡会: 年4回	介護支援専門員にアンケートを実施しリーダーと企画して勉強会と意見交換会を開催した。	開催回数4回(5月、8月、11月、2月)
ウ 日常的個別指導・相談	地域の介護支援専門員へ日常的に個別指導・相談等を行う。	①相談窓口の設置。 ②介護支援専門員からの相談に対応する。 ③介護支援専門員に対する情報提供を行う。	①、②随時 ③連絡会年4回	①②専門的な知識や経験から相談への対応や個別指導を行った。 ③知識の習得やネットワークづくり、情報交換のため介護支援専門員連絡会を開催。	①、②随時 ③介護支援専門員連絡会4回
エ 支援困難事例等への指導・助言	地域の介護支援専門員が抱える支援困難事例等について専門職や関係機関との連携の下で支援方法を検討し指導・助言を行う。	①支援困難事例を担当する介護支援専門員への支援。 ②地域ケア個別会議を開催する。	①、②随時	①困難事例に対し、多職種や関係機関と連携し具体的な支援方針の検討や助言などを行う。 ②困難事例に対して地域ケア個別会を開催。	①随時 ②地域ケア個別介護2回
				地域の介護支援専門員が抱える困難事例について多職種や地域の関係機関との情報交換や連絡ができた。複合的な課題をもつ事例の増加が見込まれるため知識の習得や専門職との連携が必要となる。	
				地域の介護支援専門員が抱える困難事例に対して多職種の業務の実施に対し、指導や相談・情報提供の実施に取り組んでいく。	
				地域の介護支援専門員に対する相談窓口の継続と日常的業務の実施に対し、指導や相談・情報提供の実施に取り組んでいく。	
				地域の介護支援専門員が抱える困難事例に対して多職種や地域の関係者、関係機関と連携して取り組んでいく。	

令和 6 年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市南部地域包括支援センター

5 認知症総合支援に関する業務(介護保険法第115条の45第2項第6号)

項目	令和 6 年度計画	R 6 年度計画内容		R 6 年度実績		課題・評価	R 7 年度の計画、取組
		実施内容	回数等	実施内容	回数等		
ア 関係機関との連携	チームオレンジ、民生委員、関係機関と連携を図りネットワーク作りを行い支援に繋げる。	①認知症カフェ、認知症サポーター養成講座等で、ただいまサポーター事業、安心カードなどの説明をする。 ②認知症地域支援専門員連絡会や認知症関連の研修会に参加する。	①随時 ②随時	①地域住民や関係機関、チームオレンジが参加する認知症カフェ、小学校や薬剤師等を対象としたサポーター養成講座、民生委員等への出前講座の機会において市の関係機関と連携を図ることができた。 ②認知症に関する各研修会に参加した。	①カフェ6回、養成講座6回、出前講座4回 ②研修4回	認知症カフェやサポーター養成講座、出前講座等の機会において、認知症についての正しい知識や市の関係機関について普及するとともに、チームオレンジや民生委員、地域の関係機関とのネットワーク構築を図ることができた。 また、認知症地域支援推進員研修、オレンジコーディネーター研修等において関係機関と情報交換を行い、連携を強化することができた。	関係機関や、民生委員、チームオレンジを含む地域の支援者とネットワークをつくり、連携しながら支援を行う。
イ 認知症の人や家族への支援	認知症の人や家族、地域住民が気軽に立ち寄り、談話をしたり認知症予防の知識を身に付ける場を提供する。	チームオレンジと協力して認知症カフェを開催する。	年6回 4.6.10月 清水地区 5.7.11月 千年地区	認知症カフェ(みなみカ) フェを実施。地域住民や専門職、チームオレンジが参加。	年6回 4.6.10月 清水地区 5.7.11月 千年地区	参加者が興味を引くようなコンテンツを企画した。特にひろさきリードマン事業の演奏会「クラシック音楽を身近に」や化粧品メーカーによる出張ハンドトリートメント講座は好評だった。チームオレンジのメンバーが率先し送迎や参加者のフォローを行った。また、チームオレンジの加入者が増えたことにより、連携体制の強化が必要となった。	・認知症カフェは前年度と同様年6回開催予定。認知症の知識や情報交換できる場の提供はもちろん、認知症の方自身が参加できるような取り組みを行う。 ・チームオレンジには今年度民生委員をはじめ、薬剤師が新規加入いただいた。専門性を活かした介入を依頼したい。また、連携体制を構築し、認知症の方への見守り訪問や情報共有、家族支援を強化する。
ウ 知識の普及	地域住民へ認知症に関する正しい知識の普及のため認知症サポーターを開催しサポーターを増やす。	①認知症サポーター養成講座を開催する。 ②学校や町会、企業、団体等にサポーター養成講座の周知活動を行う。	①年3回以上 ②随時	①7/2、9/5、9/6(千年) 小(7/5(朝陽小)の計4回小学校で認知症サポーター養成講座開催。9/13金樹サロンのサポーター養成講座開催。11/15、1/28ステップアップ講座開催。 ②小学校へ出向いて周知活動や各会議、出前講座、広報誌を活用して周知活動を行った。	①5回 計190名 ステップアップ講座16名 ②随時 広報誌年2回覧	①小学校へ周知活動を行った事で2校で開催する事が出来た。学年に合わせて分かれやすいく説明し劇で対応方法を学んでいただいた。金樹サロンの体験談や寸劇を行った事で分かれやすかったと声が聞かれた。ステップアップ講座はチームオレンジに加入する方を含めて実施している。 ②4月、10月発行の広報誌で活動報告とともにサポーター養成講座についての周知を行った。	小学生を含む幅広い世代に向けて認知症サポーター養成講座を実施し、認知症について理解してもらえよう地域に働きかけていく。

令和 6 年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市南部地域包括支援センター

6 地域ケア会議推進に関する業務(介護保険法第115条の48第1項)

項目	令和 6 年度計画		R 6 年度計画内容		R 6 年度実績		課題・評価	R 7 年度の計画、取組
			実施内容	回数等	実施内容	回数等		
個別支援 と地域課題 の把握	①地域ケア個別会議を開催し多職 種間で検討を行うことにより個別支 援と地域課題の抽出を行う。	①地域ケア個別会議を 行う。	①年4回、随 時	①年4回、随 時	①地域ケア個別会議を 開催。	①定例4 回、随時	①関係機関に出席していただき会議 を開催。専門的な立場から意見や助 言を受け、課題解決や地域課題 候補抽出に繋がっている。 ②関係機関が連携し、地域課題解決 について情報交換や検討を行うこ とができた。 ③会議の趣旨や周知を行うことが できた。	①地域ケア個別会議を開催し、多職 種で検討を行うことにより個別支援 に活かし、課題解決を支援する。 ②個別ケースから地域間で共有でき る課題と検討していく必要のある課 題を地域課題として把握し、対応方 針を検討する。 ③ネットワーク作りを行い、地域関係 者の連携を深める。
	②個別ケースから抽出した課題につ いて地域で検討する会議を開催す る。	②地域ケア推進会議を 行う。 ※出席者に地域ケア個 別会議、地域ケア推進会 議の趣旨を解りやすく可 視化し説明する。	②年2回	②年2回	②地域ケア推進会議を 開催。 ③出席者には文書を郵 送し説明を行う。	②2回 ③開催時		

地域勾括支援センターで把握した地域課題

7 地域包括支援センターで把握した地域課題

【地域の実態】

- ・状態が悪化してしまっており、どうすればいいのかわからない、自宅に状態を見に来て欲しいと家族からの相談が多く、相談を受けた時は救急搬送されるケースが増えている。
- ・地域全体に健康や介護予防に対する意識が低い人が多い。
- ・介護が必要な状態でも本人または家族の介護拒否からサービスに繋がらず、状態が悪化していく場合がある。
- ・「孤立化防止対策」モデル事業で一人暮らしの方へ訪問した際、見守りをして欲しいと言う声が聞かれた。

【地域課題】

- ①介護予防や自立支援に対して意識を高める取り組みが必要である。
- ②高齢者の孤立防止のために地域で見守りする体制や支援が行き届く取り組みが必要である。

【地域での対応方針】

- ①地域で介護予防や自立支援についての重要性を情報発信する。
- ②地域全体で独居高齢者を支援するため、民生委員や町会、関係機関との連携を強化する。

【市、関係団体への提言】

令和 6 年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市北部地域包括支援センター

職員配置 (R6.4.1現在)	保健師	1 人	予防給付プラン担当	2 人	プランチ数
	社会福祉士	1 人	その他(センターの他職種兼務以外のもの)		
	主任ケアマネ	2 人		人	4 箇所

令和 6 年度の活動方針(地域課題・目標)					令和 6 年度目標に対する取り組みの評価				
地域の実態					・住民主体の通いの場(事業名:小友カフェソレイジュ)は月1回開催が地域に定着してきており住民の要望や希望に合わせて余暇活動(ゲーム、茶話、地域散歩、地域の歴史を振り返るなど)を実施。地域包括支援センターからは介護予防やフレイル予防、健康についての講座を開催したことで知識啓発となり、通いの場へ参加する住民の生きがいや楽しさに繋がっている。住民同士が協働し居場所での取り組みについて話し合いを行い活動し住民同士のネットワーク構築にもなっている。 ・地区の集会所単位で介護保険制度について講座を開催し相談会を併せて実施。普段から悩みを抱えてどこに相談したら良いか困っていた住民から地域での講座開催及び相談会は支援を必要とする当事者や家族の早期発見、早期支援にも繋がった。また健康や認知症予防についての講座開催でも住民の学びの機会となり受診する前の体の不調を相談するきっかけにつながり、具体的なアドバイスから健康意識の高まりとなり理解促進を図ることができた。 ・小学生から高齢者まで世代に合わせた認知症サポーター養成講座を開催することで、高齢者の心身状況や認知症の症状や寄り添い方などについての理解・知識啓発を図ることができた。 ・広報紙において北部地域包括支援センターの活動内容や取り組み、地域活動、弘前市北部圏域4地区在宅介護支援センターの実態訪問活動などを掲載し年3回回覧板にて周知、また北部地域包括支援センター取り組みとして出前講座パンフレットを年1回地域関係機関へ設置、講座や通いの場などのパンフレットを回覧板周知することで地域理解に繋がった。				
地域課題					・誰でも歩いて行ける場所での活動を実施していくことが必要。 ・介護をはじめとする認知症及び健康などに関する情報提供や実体験を通して自分の体を知る機会を作ることが必要。 ・地域住民が活用できる社会資源を知り、住民同士が行動できるような体制作りが必要。				
目標					・住民同士が交流できる居場所を作り、地域ニーズに合わせた講座を開催し知識啓発を図る。 ・介護や認知症、健康などに関する相談会を実施し、重症化及び早期発見・予防に繋げる。 ・幅広い年齢へ認知症サポーター養成講座を実施し、興味関心を持ってもらい知識啓発を図る。 ・地域包括支援センターの活動内容や地域資源を周知活動を通して地域に認識してもらおう。				

1 第1号介護予防支援事業(居宅要支援被保険者に係るものを除く)(介護保険法第115条の45第1項第1号二)									
項目	令和 6 年度計画	R 6 年度計画内容		R 6 年度実績		課題・評価	R 7 年度の計画、取組		
		実施内容	回数等	実施内容	回数等				
基本 子エックリ スト該当 者に係る ケアマネ ジメント	介護予防日常生活支援総合事業について支援を要する高齢者はじめ地域関係者へ説明し自立支援と重症化防止につなげる。対象者の状態像を把握し、状況に応じ多様なサービスの情報提供を行なう。	アセスメントによる対象者の状態把握、基本子エックリリストの実施、サービス利用支援、介護予防ケアマネジメントを実施する。	随時	総合相談にて総合事業の利用が必要且つ効果的と思われる方に対し、基本子エックリリストを実施し、ケアマネジメントを行った。	事業対象者の支援件数:延べ935件	介護予防の視点で必要なケアマネジメントを実施することができた。	総合事業だけでなく、一般介護予防事業の活用という視点も取り入れたケアマネジメントを実施する。		

令和 6 年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市北部地域包括支援センター

2 総合相談支援業務(介護保険法第115条の45第2項第1号)

項目	令和 6 年度計画	R 6 年度計画内容	R 6 年度実績回数等	R 6 年度実施内容	R 6 年度実績回数等	課題・評価	R 7 年度の計画、取組
ア 地域におけるネットワーク構築	①民生委員、町会長などをはじめとする地域関係者や担い手となる住民との連携体制を構築する。 ②地域住民へ介護や認知症、健康増進などに関する知識啓発を行う。 ③地域ニーズを把握し知識啓発活動の実施からネットワーク構築を図る。	①圏域各地区の民生委員、町会長、地域関係者等と意見交換を行う場へ参加及び機会を持つ。 ②地域住民へ介護や認知症、健康増進をはじめとする知識啓発活動(出前講座を含む)を行い、地域住民とのネットワーク構築に繋げる。 ③地域から寄せられた講座の開催。	①年1回以上 ②年4回以上 ③随時	①地区の民生委員定例会や町会長会議、その他地域関係者が集まる会議等へ参加する。 ②地区公民館と共催し介護・健康・認知症・消費者被害などについて講座開催。 ③地域住民から寄せられた内容に合う講座を開催。	①年間:20回 ②年間:5回 ③年間:4回 ※高杉、船沢、梶野、新和地区合わせた合計	北部圏域4地区の定例会や会議へ参加し意見交換や包摂からの地域に関する情報提供、情報共有することで、地域のネットワークが強化され、住民の意見を拝聴するきっかけとなった。関係機関を抱えるニーズを把握することができた。また相談支援の機能向上と周知に繋がった。身近な場所ですぐに相談できることが得られた。また、その場で介護相談にもつながる。地区関係者視点では気になっていた高齢者へ同行訪問することができた。とは言え地区を個別化すると各関係者の物の見え方にばらつきがある。	現在の取り組みを継続しつつ、さらに地域関係者とのネットワーク構築を高め、住民と対話ができる機会を持っていく。
イ 実態把握	地域住民や地域関係者からの情報や本人、家族からの相談により支援を要する高齢者世帯へアウトリーチを実施する。	①高齢者世帯への実態把握を実施する。 ②実態把握に関する個別訪問について、各町会へのチラシ回覧により、地域住民へ周知と理解を図る。	①実態把握:年間50件以上 ②上半期各町会の回覧板にてチラシを回覧する。	①相談者や支援を要する高齢者や世帯への実態把握を実施する。 ②広報紙を回覧板周知及び関係者へパンフレットを配布する。	①実態把握:年間385件 ②年間3回4地区へ広報紙発行、加えて必要に応じて配布	①農作業時期の相談は減少傾向となるが、帰省時期や家族や自身が支援が必要と判断した際の相談対応の中で即対応案件が多い。予防段階では必要性を感じていないケースや同居であっても気づかない環境の場合、早期発見にいく状況にあることからアウトリーチを強化する必要がある。 ②広報紙及び腕章着用で住民周知を図る。	①②現在の取り組みを継続していく。
ウ 総合相談	多様な相談や複合問題についても状態像を把握し必要に応じて適切な支援機構へつなぎ、ネットワーク構築を図る。 地域住民へ地域の相談機関としての周知を図る。	①地域包括支援センターに関する住民向けポスターや通信を作成し、地域活動の場で相談機関としての周知を図る。 ②公民館や集会所など身近な窓口で介護に関する出張相談を開催していく。	①年2回以上 ②年4回以上	①周知に関する広報紙、地域活動に関するパンフレットなどを回覧板や公共機関へ配布・設置する。 ②開催時期に応じて地区へ回覧板周知及び毎戸配布を実施。	①②ほくほく(広報紙):年間3回、講座、相談会など必要に応じてパンフレットを配置・配布する。	①②定期的な広報紙と地域活動パンフレットなどが地域に浸透してきており、住民からの気になる高齢者についての情報提供や地域関係者からの相談が増えている。身寄りがない人、生活困窮者、地域との関わりが弱い人、親族の協力を得られないなどの相談では必要な支援にアクセスできない状況もあることから個別での情報発信を強化していく必要がある。	①②現在の取り組みを継続していく。

令和 6 年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市北部地域包括支援センター

3 権利擁護業務(介護保険法第115条の45第2項第2号)

項目	令和 6 年度計画	R 6 年度計画内容		R 6 年度実績		課題・評価	R 7 年度の計画、取組
		実施内容	回数等	実施内容	回数等		
ア 成年後見制度の活用促進	成年後見制度の利用が必要と判断されるケースについて申立支援を進める。 成年後見制度や任意後見制度に関し地域住民や相談専門職への知識普及における活動を実施。	弘前圏域権利擁護支援センターと連携しながら申立支援を行う。 相談者やその家族に対する対応のみ、内1件は日常生活自立支援事業へ繋いでいる。	随時	後見申立て相談7件、内4件は申立支援を行い、他3件は相談対応のみ、内1件は日常生活自立支援事業へ繋いでいる。	申立支援4件	後見申立てが必要と思われる案件は、弘前圏域権利擁護支援センターや社会福祉協議会に相談・連携しながら、支援に繋げている。	総合相談の受付から、後見申立て支援が必要な案件に対して、現在の取り組みを継続する。
イ 老人福祉施設等への措置の支援	対象案件の発生時には介護福祉課と連携して対応する。	要措置と判断される事案が発生した場合には、介護福祉課へ報告、連絡、相談の上、必要な対応を速やかに行う。	随時	案件なし。	案件なし。	対象案件なし。	対象案件の発生時には弘前市と連携しながら速やかに対応する。
ウ 高齢者虐待への対応	『弘前市における養護者による高齢者虐待防止対応マニュアル』に基づき対応する。	高齢者虐待に関わる事案が発生した場合、介護福祉課と連携しながら、マニュアルに基づいた対応を速やかに行う。	随時	弘前警察署受付3件、担当介護支援専門員からの相談2件、家族からの相談1件対応し、いずれも最終してまた、DV案件1件あり被害者への実態把握において担当課と連携している。	6件	6件の案件に関して、虐待対応行い終結している。 被害者が施設入居に至った案件2件、病氣により逝去された案件1件、介護保険申請等に繋いだ案件3件となっている。	虐待案件の発生時には、虐待対応マニュアルに従い対応するとともに、行政との連携を図りながら対応していく。
エ 困難事例への対応	地域包括支援センターの専門職が相互に連携し全体で対応する。状況に応じて必要な他職種や機関とも協働しながら支援を行う。 他職種での検討が必要な事案については、地域ケア個別会議にて対応を協議していく。	①三職種にてケース検討会を行い、必要な職種、機関と連携しながら対応する。 ②地域連携や他職種での連携が必要な事案については、地域ケア個別会議にて検討を行う。	①随時 ②随時	①②未受診者への医療連携し、虐待ケース、生活困窮者など必要に応じて他の専門機関や職種と情報共有しながら連携対応している。	①随時実施。 ②地域ケア個別会議(臨時)2回	①担当介護支援専門員及び三職種間で情報共有を図り、共通認識を持ち支援対応を行う。 ②支援者が困難と思うケースであり地域ケア個別会議を臨時開催。関係者間で緊急性の高い問題や課題、具体策について検討することができた。	現在の取り組みを継続する。
オ 消費者被害の防止	消費者被害に関する情報収集を行い、その情報を地域や必要機関へ発信し被害の未然防止を図る。そして消費者被害相談において専門機関へ報告、連絡、相談し対応する。	①消費者被害に関する情報は、地域住民や圏域の介護支援専門員及び関係者等へ情報提供をする。 ②消費者被害相談において市民生活センターと連携し対応を行う。	①適宜 ②適宜	①関係機関のチラシを活用し地域や関係機関へ消費者被害の注意喚起実施。新和地区では消費者トラブルについての講座実施。 ②市民生活センターと情報共有。個別案件対応。	①地区定例会や介護サード事業所、地域住民へ情報提供。7/25新和地区講座実施。 ②4月1回・個別案件2件	①定期購入、訪問購入トラブルをはじめ特殊詐欺案件について地域や関係機関に情報提供・共有実施。また新和公民館において青森県消費生活センター出前講座を開催。 ②4月に市民生活センターへ出向き、相談内容の傾向等について共有し、消費者被害の防止活動に役立てることができた。また、個別相談に関しては市民生活センターや駐在所に相談し対応している。	①②現在の取り組みを継続する。

令和 6 年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市北部地域包括支援センター

4 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務(介護保険法第115条の45第2項第3号)					
項目	令和 6 年度計画	R 6 年度計画内容		R 6 年度実績	
		実施内容	回数等	実施内容	回数等
ア 包括的・継続的なケア体制の構築	医療機関を含め必要な職種が連携を図ることや個別支援を展開しているように地域での多職種連携ネットワークの構築を進める。	①地域ケア会議へ多職種を招集する。 ②研修会や事例検討会などでの介護支援専門員と専門職種との意見交換や交流を通じ、相互の継続的なネットワーク構築を図る。	①地域ケア会議(個別・推進)年間予定:8回 ②①に追加し、随時対応	①地域ケア個別会議:定例6回、臨時2回、地域ケア推進会議:2回 ②北部圏域会議1回、スキルアップ勉強会5回	①②医療系専門職、リハビリ専門職、福祉専門職、介護専門職などの専門職種を招集して会議や勉強、意見交換会を開催し支援ネットワークの構築に繋がっている。
	北部圏域で活動する介護支援専門員が相互に情報交換や相談ができる機会を提供することで、介護支援専門員間のネットワーク強化を図る。	①北部圏域ケアマネ会議へ関係機関を招集する。 ②地域住民に対し介護予防及び自立支援に関する知識啓発活動を行う。	①北部圏域ケアマネ会議:年間予定6回 ②年2回以上	①北部圏域ケアマネ会議及びスキルアップ勉強会、北部圏域介護サード事業所意見交換会を実施。 ②地区集会所で介護予防に関する講座を開催、協力参加。	①圏域の介護支援専門員へ勉強会や事例検討、情報交換等を実施。相互の情報意見交換が多職種とのネットワーク構築となる。 ②参加者の介護予防、フレイル予防となり生活意欲が高まり社会参加に繋がっている。
イ 地域における介護支援専門員のネットワークの活用	介護支援専門員としての業務遂行に必要な知識やスキルの向上に向けた支援体制を整備する。	①地域で活動する介護支援専門員を対象に勉強会や事例検討会を実施する。 ②介護支援専門員がケアプラン作成時、個別で相談できることを周知する。	①北部圏域ケアマネ会議内で年1回以上	①年間1回 ②随時対応	①②開催内容から知識向上につながっている。個別相談から支援の働き掛けを行うことで介護支援専門員としてのスキル向上にも繋がっている。
ウ 日常的個別指導・相談	地域で活動する介護支援専門員からの個別事例に関する相談に対応することによる課題解決に向けた後方支援を行う。	①個別事例に関する相談を受けた場合、必要に応じて地域ケア個別会議(臨時)の設定、地域包括支援センターの各専門職との連携、具体的な支援方法等を検討し、助言等を行う。	適宜	地域ケア個別会議(臨時)2回 電話相談及び同行訪問など適宜実施。	地域で活躍する介護支援専門員からの個別事例に関する相談に対応することと課題解決に向けた後方支援を行う。

令和 6 年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市北部地域包括支援センター

5 認知症総合支援に関する業務(介護保険法第115条の45第2項第6号)

項目	令和 6 年度計画	R 6 年度計画内容	R 6 年度実績	課題・評価	R 7 年度の計画、取組
		実施内容 必要事業等については、専門科における地域医療連携室との連携を図り、認知症疾患患者への支援を行う。	回数等 適宜	実施内容 認知症が疑われるケースや受診に繋がっていないなどのケースは家族や医療機関と連携しながら受診などの支援を実施。	回数等 状況に応じた実施。
ア 関係機関との連携	状況に応じて地域の関係者と情報共有を図り、専門科医と連携しながら認知症疾患患者への支援を行う。	①当事者や家族を含めた地域住民への認知症に関する理解や知識の啓発を推進する。 ②当事者や家族、地域関係者等が相談しやすい環境を整備する。	①適宜 ②年2回以上	①②家族や講座開催参加者等へ認知症ガイドブックの内容を周知する。	専門チームとの連携には至らなかったが、医療機関や地域関係者との連携により受診に繋がる。孤独、身寄りがいないケースについては受診、入院等につなげている。専門の医療機関の受診日程が延びてしまい地域での見守り方法や日常生活の支援調整に影響が出る。
イ 認知症の人や家族への支援	当事者や家族も含めた地域住民への認知症に関する理解や知識の啓発を推進する。 当事者や家族、地域関係者等が相談しやすい環境を整備する。	①当事者や家族を含めた地域関係者へ認知症ガイドブックの周知及び活用促進を促していく。 ②集会所単位で出張相談所を開室し、相談窓口として地域住民への周知及び認知を図る。	①適宜 ②講座開催に相談し、住民へ周知する。 年間2回(船、裾野各1回)	認知症と思われる高齢者の支援者側(家族や関係者)の相談内容に合わせて周知することで認知症に対して理解してもらい知識啓発にも繋がった。	当事者や家族も含めた地域住民への認知症に関する理解や知識の啓発と合わせ、地域に向けた認知症に関する相談窓口としての周知及び認知を図る。
ウ 知識の普及	地域において認知症サポーターの養成を行う。	①地区の小学校児童へ認知症サポーター養成講座を実施する。 ②地域関係者へ認知症サポーター養成講座開催を推進し実施につなげる。	①年2回 ②年1回	①高杉・新和小学5年生対象に実施。北辰中学校1・2年合同実施。 ②高杉保健衛生委員、新和地区住民対象に実施。	認知症者に対する対応の意識を持ってもらえることができた。地域活動から何気ない会話の中から認知症に関する話題にもなり講座に繋がっている。当事者を含め家族、住民に対し知識啓発となるように、認知症カフェへの取り組みを進めていく必要がある。
		①地区の小学校児童へ認知症サポーター養成講座を実施する。 ②地域関係者へ認知症サポーター養成講座開催を推進し実施につなげる。	①年間3回 ②年間2回	認知症者に対する対応の意識を持ってもらえることができた。地域活動から何気ない会話の中から認知症に関する話題にもなり講座に繋がっている。当事者を含め家族、住民に対し知識啓発となるように、認知症カフェへの取り組みを進めていく必要がある。	地域からの依頼があれば対応する。また出前講座などの活動について、町会など地域関係者への活動周知を図ること、地域からのサポーター養成講座や各種出前講座の依頼に繋がるよう周知を図る。月1回認知症カフェを開催し住民の認知症予防への取り組みやネットワーク構築を図る。

令和 6 年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市北部地域包括支援センター

6 地域ケア会議推進に関する業務(介護保険法第115条の48第1項)					
項目	令和 6 年度計画		R 6 年度計画内容		R 7 年度の計画、取組
	地域ケア個別会議を通じて地域課題を抽出する。	地域ケア個別会議へ医療、保健、福祉、地域関係者等を参集し、多職種協働での課題抽出に取り組む。	実施内容	回数等	
個別支援と地域課題の把握	地域ケア個別会議を通じて地域課題の抽出と把握を行う。	地域ケア推進会議の機能強化を図る。	①地域ケア個別会議へ医療、保健、福祉、地域関係者等を参集し、多職種協働での課題抽出に取り組む。 ②総合相談などで支援対応したケースの分析を行い、課題抽出につなげる。 ③各地区地域関係者へ地域ケア推進会議の招集を促進していく。	①地域ケア個別会議：年間予定6回 ②随時 ③地域ケア推進会議：2回	各関係者間と地域の実情を共有し課題について検証、地域づくりについて整理することができた。また関係者間のネットワーク構築にもつながった。
7 地域包括支援センターで把握した地域課題					
【地域の実態】					
農作業からの引退をきっかけに体力低下、認知機能低下、免許証返納により金銭面での負担増加、外出機会が減少、受診控え、公共交通機関の減少、減便など日常生活の利便性が低下、フレイル状態が常態化している。町内会や自治会に携わる人たちも高齢化が深刻となっており地域の担い手が不足し地域活動に影響が出ている。また地域の見守り体制も弱体化している。一定地域では住民同士が地域の活性化を望み居場所づくりや外出機会となる活動を期待する声がある。介護、医療、福祉などの社会資源が乏しく必要と思われる支援が入りにくいことから住み慣れた場での生活が困難となり住み替えが余儀なくされる。					
【地域課題】					
・北部圏域で介護に携わる従事者をはじめ住民関係者が地域の中でつながり、社会資源について情報発信する必要がある。 ・子どもから高齢者まで地域全体とのネットワーク強化により地域課題を把握し各領域ごとの取り組みが必要となる。 ・孤立傾向にある住民と支援者側がつながりを持つてるように関係者間の情報共有と協力体制の構築が必要となる。					
【地域での対応方針】					
・地域で行われている活動や通いの場へ向き、また地域ニーズを抽出し、講座の開催、認知症カフェへの取り組みなどから、介護予防や健康増進、認知症支援、福祉に関することなどについて知識啓発を図り情報発信するとともに、地域との協力体制を構築していく。 ・地域包括支援センターの役割周知活動、地域関係者との連携強化を図り、地域の見守り体制を構築していく。					
【市、関係団体への提言】					
・介護、医療、福祉における何らかの理由から身寄りがない、生活保護受給者、障がい者家族など支援を要する者が公平にサービスを利用できない事実も発生することから、市独自の資源開発が必要と思われる。 ・地域で行われる活動費について助成金や補助金などに係る情報が地域全体で知識共有できる取り組みをして欲しい。					

令和6年度に把握した地域課題・取組方針(令和6年度実績報告書より)

	地域の実態	地域課題	地域での対応方針	市、関係団体への提言
第一包括	・子世代に病気や精神的な障害があることで、親の病気の認識や状況の理解が難しく家庭内で抱え込み、適切な支援につながることが難しい。 ・他者とつながりを持たない高齢者が増加している。 ・自然災害が増加することで、今後の生活に対する不安が強くなり、高齢者の意欲低下を助長している。 ・子世代が仕事と介護の両立について悩みながらも、親の介護を優先することで生活破綻せざるを得ない状況がある。 ・高齢になり職を失うが、自己の欲求と収支のバランスを保つことができず、生活破綻後に相談に至る事例が増えている。	・認知症高齢者や自然災害の増加をきっかけに、「地域で支える」ことの重要性が再認識されたが具体的な動きにつながらないことから、地域で支えあうための新たな地域活動の発掘や創設、ボランティア活動の担い手とつながるための手段の検討といった、地域とのつながりの再構築が必要である。 ・地域性として大学生が多いというポテンシャルがありながらも、ボランティア活動の担い手となる人材育成や参加促進が充分に進んでいないため、前進させる必要がある。 ・子世代が親の介護のため、現状の企業の支援体制や介護休暇では離職を選択することもあり、企業の組織的な体制整備や介護休暇の充実が必要である。	・既存のわんわんパトロール隊等を中心に、ボランティアと協働した取り組みを実施し、多様なボランティア団体とつながる機会を増やす。 ・高齢者と学生ボランティアの「出合いの機会」の創設を検討する。 ・要援護者の個別避難計画の作成を積極的に支援するとともに、現状把握に努めるため、民生委員等との意見交換を行う。 ・介護休暇についての理解と周知に努める。	・地域活動やボランティア活動の担い手となる人材育成や参加促進、新たな担い手とつながるためのツールの開発が必要。 ・介護休暇の有給化と、地方企業の仕事と介護の両立支援体制の充実に対する支援が必要。
第二包括	・地域で暮らしていきたい高齢者に対して既存のサービスでは不足がある。 ・将来を予見して、生活できている人が少ない。 ・独居の認知症高齢者に対するリスク管理等を含めた支援への対応が困難である。 ・自己中心的な生活を送る高齢者に対して行う支援には限界があり支援者が疲弊している現状がある。	・身元引受人がいない方に対する支援の取り組みが必要である。 ・支援方法がわからないため支援者が疲弊している現状がある。 ・加齢により起因する問題等に関して、高齢者以外でも理解していく必要がある。	・若い世代も含めて認知症や介護予防に対する正しい知識の普及、相談窓口の周知を図る。 ・高齢者支援を全世代的に地域で考えていく必要がある。 ・多機関、多職種との連携を図り情報共有する機会を設定する。 ・支援者同士が交流できる機会を設定する。	・在宅生活を継続するためのニーズを充足するサービスが不足している状況がある。 ・地域の見守りを担う民生委員の高齢化や担い手不足、サービスを提供する介護職員の不足により必要な支援を受けるために支障がでてきている。 ・身元引受人がいない方に対する支援の仕組み作りが必要。
第三包括	①認知症の方の増加に伴い、幅広い世代で認知症高齢者の対応をする機会が増え、認知症に対する理解不足等から対応に苦慮する地域住民等がいる。 ②介護予防の必要性が周知されず、重度化してからの相談となる。	①認知症高齢者と接することがある多分野多機関の方、幅広い世代の方が、認知症の正しい理解や対応方法について学ぶ機会が少ない。 ②介護予防の必要性を自分のこととして、主体的に取り組むように周知されていない。	①関係機関や幅広い世代へ認知症サポーター養成講座等を実施する。 ②介護予防の必要性の周知や介護予防教室を実施する。	①身寄りのない方の支援の仕組みづくり ②セルフネグレクトに対する支援体制構築
東部包括	・地域住民の自立支援、重度化防止についての理解が不足している。それによって課題が複雑化、深刻化し在宅生活の継続が困難となっている。 ・支援者の自立支援、重度化防止についての意識が低い。 ・地域住民へ認知症についての正しい理解、対応方法の周知が不足している。 ・本人と家族の意向の相違、本人、家族の意向と介護支援専門員の支援方針の相違により必要な介護サービス利用につなげることができない。	・全世代の対象者に介護予防、自立支援、健康増進について我が事として捉えてもらう必要がある。	・研修会や意見交換会の場において自立支援、重度化防止、介護サービスや総合事業活用について基本原則に立ち返る事の重要性とその理解を深め、関係機関との連携強化を図る。 ・認知症サポーター養成講座、認知症カフェ、認知症介護者教室、地域の方の座談会、高齢者ふれあいの居場所の開催や出前講座、地域でのイベント参加を通して、地域の全世代を対象に介護保険の理念や介護予防、健康増進、認知症についての理解を促す。 ・支援者を対象に地域包括支援センターの活用や地域ケア個別会議の活用を促し、支援者の対応力強化を図る。	・研修会の開催費用や講師謝礼に対する謝礼制度。 ・地域の魅力、若年層への情報発信や啓蒙活動。全年齢層の支援者や指導者等の育成事業。 ・市や地域包括支援センター等と関連する職能団体が一堂に会して、自立支援、重度化防止、健康増進、介護予防、介護サービスや総合事業活用について、情報交換・議論する場。いずれの地域においても必要と考えるため地域ごとに行うのではなく、全市的に行う。 ・地域リハビリテーション活動支援事業に関する周知が不足している。また、事業において、支援内容、実施要件、利用できる者について、制約が多い。

	地域の実態	地域課題	地域での対応方針	市、関係団体への提言
西部 包括	①服薬管理や適切な服薬ができない認知症高齢者が増加している。また、薬に関する問題が家族の介護上の負担となっている。 ②民生委員が、地域の見守りをしてくれていると聞くがどのような方がどんな風に見守ってくれているかわからず、連携したいケースがあっても相談できない。 ③若い世代と同居していても、家族間でのかわりが薄くなっていて、重度化してから相談が増えている。 ④見守りを拒否する人や見守りのタイミング、地域の見守りが難しい。 ⑤元気な高齢者が少ない。	①専門職がもっと調剤薬局や薬剤師の役割を理解する必要がある。 ②③④認知症になっても安心して暮らせる地域を作っていく方法を検討する必要がある(見守り方法を含めて)。 ⑤介護予防・自立支援(フレイル予防)に対する意識づけが必要となっている。	①薬局(薬剤師)の役割やできること、できないこと、連携について学ぶ。 ②③④認知症カフェ開催やチームオレンジ立ち上げに向けた検討を行う。 ⑤地域へ介護予防、フレイル予防に対する情報発信、意識の啓発をする。	・民生委員児童委員の成り手がなく、一人の民生委員が2町会を見守りしている現状がある。見守り方法を検討する必要がある。 ・とくし丸が廃止となり、買い物へ行けない高齢者が増えている。市独自の資源開発の検討が必要と思われる。
南部 包括	・状態が悪化してしまっから、どうすればいいのかわからない、自宅に状態を見に来て欲しいと家族からの相談が多く、相談を受けた時は救急搬送されるケースが増えている。 ・地域全体に健康や介護予防に対する意識が低い人が多い。 ・介護が必要な状態でも本人または家族の介護拒否からサービスに繋がらず、状態が悪化していく場合がある。 ・「孤立化防止対策」モデル事業で一人暮らしの方へ訪問した際、見守りをしたいと言う声が聞かれた。	①介護予防や自立支援に対して意識を高める取り組みが必要である。 ②高齢者の孤立防止のために地域で見守りする体制や支援が行き届く取り組みが必要である。	①地域で介護予防や自立支援についての重要性を情報発信する。 ②地域全体で独居高齢者を支援するため、民生委員や町会、関係機関との連携を強化する。	
北部 包括	・農作業からの引退をきっかけに体力低下、認知機能低下、免許証返納により金銭面で負担増加、外出機会が減少、受診控え、公共交通機関の減少、減便など日常生活の利便性が低下、フレイル状態が常態化している。町内会や自治会に携わる人たちが高齢化が深刻となっており地域の担い手が不足し地域活動に影響が出ている。また地域の見守り体制も弱体化している。一定地域では住民同士が地域の活性化を望み居場所づくりや外出機会となる活動を期待する声がある。介護、医療、福祉などの社会資源が乏しく必要と思われる支援が入りにくいことから住み慣れた場での生活が困難となり住み替えが余儀なくされる。	・北部圏域で介護に携わる従事者をはじめ住民関係者が地域の中でつながり、社会資源について情報発信する必要がある。 ・子どもから高齢者まで地域全体とのネットワーク強化により地域課題を把握し各領域ごとの取り組みが必要となる。 ・孤立傾向にある住民と支援者側がつながりを持てるように関係者間の情報共有と協力体制の構築が必要となる。	・地域で行われている活動や通いの場へ出向き、また地域ニーズを抽出し、講座の開催、認知症カフェへの取り組みなどから、介護予防や健康増進、認知症支援、福祉に関することなどについて知識啓発を図り情報発信するとともに、地域との協力体制を構築していく。 ・地域包括支援センターの役割周知活動、地域関係者との連携強化を図り、地域の見守り体制を構築していく。	・介護、医療、福祉における何らかの理由から身寄りがいない、生活保護受給者、障がい者家族など支援を要する者が公平にサービスを利用できない事例も発生することから、市独自の資源開発が必要と思われる。 ・地域で行われる活動費について助成金や補助金などに係る情報が地域全体で知識共有できる取り組みをして欲しい。

令和6年度地域包括支援センター収支決算

(1) 包括的支援事業

(単位:円)

	第一地域包括 支援センター	第二地域包括 支援センター	第三地域包括 支援センター	東部地域包括 支援センター	西部地域包括 支援センター	南部地域包括 支援センター	北部地域包括 支援センター	合計
収入								
市委託料	32,046,000	25,154,000	39,491,000	37,398,000	26,694,000	40,750,000	30,234,000	231,767,000
ケアマネジメント収入	8,650,100	3,742,200	10,175,598	5,744,500	1,024,290	10,058,100	3,168,000	42,562,788
その他	0	0	0	0	0	0	0	0
収入合計	40,696,100	28,896,200	49,666,598	43,142,500	27,718,290	50,808,100	33,402,000	274,329,788
支出								
人件費	31,702,098	24,128,808	43,952,357	28,031,150	20,114,004	38,381,678	20,489,500	206,799,595
事務費	2,229,327	1,983,442	3,288,782	5,876,708	578,533	7,171,765	1,979,600	23,108,157
管理費	2,764,675	323,950	1,287,834	5,117,462	1,687,741	2,752,995	3,392,900	17,327,557
委託料	4,000,000	2,460,000	894,818	4,117,180	4,000,000	2,501,662	7,540,000	25,513,660
その他	0	0	263,000	0	0	0	0	263,000
支出合計	40,696,100	28,896,200	49,686,791	43,142,500	26,380,278	50,808,100	33,402,000	273,011,969

(2) 介護予防支援事業

(単位:円)

	第一地域包括 支援センター	第二地域包括 支援センター	第三地域包括 支援センター	東部地域包括 支援センター	西部地域包括 支援センター	南部地域包括 支援センター	北部地域包括 支援センター	合計
収入								
ケアマネジメント収入	15,253,580	13,533,780	19,140,042	11,951,300	10,214,110	14,722,520	9,348,000	94,163,332
その他	5,828,016	92,868	237,626	397,772	7,580,020	2,779,211	111,000	17,026,513
収入合計	21,081,596	13,626,648	19,377,668	12,349,072	17,794,130	17,501,731	9,459,000	111,189,845
支出								
人件費	16,637,178	9,430,448	8,772,222	4,969,505	7,582,578	12,300,366	6,156,500	65,848,797
事務費	1,089,483	1,490,501	33,220	339,663	108,630	2,056,630	848,400	5,966,527
管理費	1,476,069	224,819	13,009	55,000	7,517,035	893,239	1,424,100	11,603,271
委託料	1,878,866	2,317,992	6,026,256	6,984,904	306,306	2,251,496	1,000,000	20,765,820
その他	0	162,888	0	0	0	0	30,000	192,888
支出合計	21,081,596	13,626,648	14,844,707	12,349,072	15,514,549	17,501,731	9,459,000	104,377,303

令和7年度 地域包括支援センター事業計画

(令和7年4月1日現在)	第一	第二	第三	東部	西部	南部	北部
保健師等	2	2	1	3	1	1	1
社会福祉士	2	1	4	2	1	4	1
主任ケアマネ	1	1	2	1	1	2	2
予防給付プラン担当	3	3	3	1	2	2	2
その他	2	1	1	3	1	1	0
ランチ数	2	2	2	2	2	1	4

令和7年度の活動方針(地域課題・目標)			
	地域の実態	地域課題	目 標
第一包括	①自然災害が増加することで、今後の生活に対する不安が強くなり、高齢者の意欲低下を助長している。また、他者とながりを持たない高齢者が増加し認知症が進行している。	①自然災害や認知症高齢者の増加をきっかけに、「地域で支える」ことの重要性が再認識されたが、具体的な動きにつながりにくい状況がある。そのため、地域で支えあう新たな地域活動の発掘や創設、ボランティア活動の担い手とながるための手段の検討など、地域とのつながりの再構築が必要である。	①多様なボランティアとの協働した取り組みの実施や、高齢者と学生ボランティアの「出会いの機会」の創設、新たな地域資源の発掘など、地域とのつながりの再構築に取り組む。
第二包括	・地域で暮らしていきたい高齢者に対して既存のサービスでは不足がある。 ・将来を予見して、生活できている人が少ない。 ・独居の認知症高齢者に対するリスク管理等を含めた支援対応が困難である。 ・自己中心的な生活を送る高齢者に対して行う支援には限界があり支援者が疲弊している現状がある。	・加齢に起因する問題等に関して、高齢者以外でも理解していく必要がある。 ・支援方法がわからないため支援者が疲弊している現状がある。	・全世代に対し、認知症やフレイルについての知識の普及、相談窓口の周知を図り、支援者支援の強化、負担の軽減を目指す。
第三包括	①認知症の方の増加に伴い、幅広い世代で認知症高齢者の対応をする機会が増え、認知症に対する理解不足等から対応に苦慮する地域住民等がいる。 ②介護予防の必要性が周知されず、重度化してからの相談となる。	①認知症高齢者と接することがある多分野多機関の方、幅広い世代の方が、認知症の正しい理解や対応方法について学ぶ機会が少ない。 ②介護予防の必要性を自分のこととして、主体的に取り組むように周知されていない。	①関係機関や幅広い世代へ認知症サポーター養成講座等を実施する。 ②介護予防の必要性の周知や介護予防教室を実施する。
東部包括	・地域住民の自立支援、重度化防止についての理解が不足している。それによって課題が複雑化、深刻化し在宅生活の継続が困難となっている。 ・支援者の自立支援、重度化防止についての意識が低い。 ・地域住民へ認知症についての正しい理解、対応方法の周知が不足している。 ・本人と家族の意向の相違、本人、家族の意向と介護支援専門員の支援方針の相違により必要な介護サービス利用につなげることができない。	・全世代の対象者に介護予防、自立支援、健康増進について我が事として捉えてもらう必要がある。	・研修会や意見交換会の場において自立支援、重度化防止、介護サービスや総合事業活用について基本原則に立ち返る事の重要性和その理解を深め、関係機関との連携強化を図る。 ・認知症サポーター養成講座、認知症カフェ、認知症介護者教室、地域の方の座談会、高齢者ふれあいの居場所の開催や出前講座、地域でのイベント参加を通して、地域の全世代を対象に介護保険の理念や介護予防、健康増進、認知症についての理解を促す。 ・支援者を対象に地域包括支援センターの活用や地域ケア個別会議の活用を促し、支援者の対応力強化を図る。

令和7年度の活動方針(地域課題・目標)			
	地域の実態	地域課題	目 標
西部 包括	①服薬管理や適切な服薬ができない認知症高齢者が増加している。また、薬に関する問題が家族の介護上の負担となっている。 ②民生委員さんが、地域の見守りをしてくれていると聞かぬがどのような方がどんな風に見守ってくれているかわからず、連携したいケースがあっても相談できない。 ③若い世代と同居していても、家族間でのかわりが薄くなっていて、重度化してからの相談が増えている。 ④見守りを拒否する人や見守りのタイミング、地域の見守りが難しい。 ⑤元気な高齢者が少ない。	①専門職がもっと調剤薬局や薬剤師の役割を理解する必要がある。 ②③④認知症になっても安心して暮らせる地域を作っていく方法を検討する必要がある(見守り方法を含めて)。 ⑤介護予防・自立支援(フレイル予防)に対する意識づけが必要となっている。	①薬局(薬剤師)の役割やできること、できないこと、連携について学ぶ。 ②③④認知症カフェ開催やチームオレンジ立ち上げに向けた検討を行う。 ⑤地域へ介護予防、フレイル予防に対する情報発信、意識の啓発をする。
	・疾病が重症化してからの相談が多く、自身と家族の健康や介護予防に対する意識が低い傾向にある。 ・介護が必要な状態でも本人または家族が支援を拒否し、状態が悪化していく場合がある。 ・独居世帯や高齢夫婦世帯等、見守りや支援を必要としている人がいる。	①介護予防や自立支援に対して意識を高める取り組みが必要である。 ②高齢者の孤立防止のため地域で見守りする体制や支援が行き届く取り組みが必要である。	①地域で介護予防や自立支援についての重要性を情報発信する。 ②地域全体で独居高齢者を支援するため、民生委員や町会、関係機関との連携を強化する。
	・移動手段が限定されることで金銭面の負担が大きく受診や外出を控える傾向がある。 ・地域に関わる住民の担い手不足により、地域で役割を持って活動する民生委員や町会役員の負担が増加している。 ・現役世代の担い手が減少し地域交流や地域活動も再開の目途が立っていない地区がある。 ・世代を問わず活用できる社会資源の情報が入りにくい。 ・移動手段の確保に伴う交通費助成金制度や他補助金の活用方法があるのか地域住民に対して周知して欲しいという意見がある。	・地域包括支援センターをはじめとする介護、福祉、保健、地域の関係事業所が役割を周知し地域住民と相互に知る機会が必要。 ・さまざまな場面において地域関係者とネットワークを構築し地域全体とつながり、表面化しないケースを情報共有し早期発見から早期支援につなげていく必要がある。 ・地域住民のニーズに合わせた講座開催や地域住民の健康増進のため介護予防につながる取り組みが必要。	・主催する講座や勉強会、介護予防教室、地域関係機関との共催による取り組みから知識啓発を図る。 ・介護、福祉、健康、認知症などに関する介護相談会を実施。 ・地域ケア会議の開催はじめ地域の定例会や活動へ参加し相互に情報共有を図る。 ・北部地域包括支援センターの役割及び活動内容や地域資源に関する情報等の周知活動を実施。 ・健康増進と介護予防の取り組みとして地域の居場所や地域活動において健康指導と健康管理を実施。

令和 7 年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市第一地域包括支援センター

職員配置 (R.6.4.1現在)	保健師	2 人	予防給付プラン担当	3 人	プラン手数
	社会福祉士	2 人	その他(センターの他職種兼務以外のもの)	2 人	2
	主任ケアマネ	1 人			箇所

令和 7 年度の活動方針(地域課題・目標)		令和 7 年度目標に対する取り組みの評価
地域の実態	①自然災害が増加することで、今後の生活に対する不安が強くなり、高齢者の意欲低下を助長している。また、他者とながりを持たない高齢者が増加し認知症が進行している。	
地域課題	①自然災害や認知症高齢者の増加をきっかけに、「地域で支える」ことの重要性が再認識されたが、具体的な動きにつなげにくい状況がある。そのため、地域で支えあう新たな地域活動の発掘や創設、ボランティア活動の担い手とつながるための手段の検討など、地域とのつながりの再構築が必要である。	
目標	①多様なボランティアとの協働した取り組みの実施や、高齢者と学生ボランティアの「出合いの機会」の創設、新たな地域資源の発掘など、地域とのつながりの再構築に取り組む。	

第1号介護予防支援事業(居宅要支援被保険者に係るものを除く)(介護保険法第115条の45第1項第1号二)						
項目	令和 7 年度計画	R 7 年度計画内容		R 7 年度実績		課題・評価
		実施内容	回数等	実施内容	回数等	
基本 チェックリスト該当者に係るケアマネジメント	総合事業のスムーズな利用に向け支援を行う。	①制度説明や基本チェックリストを実施し、地域の社会資源の活用も含めたマネージメントを実施する。	①随時			R 8 年度の計画、取組

令和 7 年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市第一地域包括支援センター

2 総合相談支援業務(介護保険法第115条の45第2項第1号)						
項目	令和 7 年度計画	R 7 年度計画内容		R 7 年度実施内容	課題・評価	R 8 年度の計画、取組
		実施内容	回数等			
ア 地域におけるネットワーク構築		地域・各関係機関との関係づくり、ネットワーク構築に努める。	①民生委員定例会への参加や、地区会長と情報交換を行う。	①年1回以上		
			②商業施設や金融機関との情報交換を行う。	②年1回以上		
			③圏域グループホーム等運営推進会議へ参加する。	③随時		
			④第2層協議体活動に参加する。	④開催時		
イ 実態把握		地域住民や民生委員、その他関係機関と連携を強化し、実態把握に努める。	①在宅介護支援センターと連携し高齢者の実態を把握する。	①連携会議月1回開催		
			②町内会や民生委員と連携を強化し実態把握を行う。	②町内会や民生委員との情報交換の件数:年4回以上		
ウ 総合相談		①三職種が切れ目なく対応できるように情報共有を強化し、支援内容の検討を随時行い、他機関への情報提供や関係機関への紹介をスムーズに行う。	①毎朝のミーティングとデータを活用し情報や支援の方向性を包括内で共有し対応する。	①毎日		
		②窓口周知に取り組む。	②圏域内事業所・地域関係者等へパンフレットを配布し情報提供を呼び掛ける。	②随時		

令和 7 年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市第一地域包括支援センター

3 権利擁護業務(介護保険法第115条の45第2項第2号)						
項目	令和 7 年度計画	R 7 年度計画内容		R 7 年度実績		課題・評価
		実施内容	回数等	実施内容	回数等	
ア 成年後見制度の活用促進	①成年後見制度について普及啓発を図る。 ②成年後見制度に関する相談・申立て支援を、必要時圏域権利擁護センターと連携して行う。	①民生委員定例会、グループホーム運営推進会等での広報や関係機関への資料提供をする。 ②相談、申し立て支援を行う。	①年4回以上 ②随時			
イ 老人福祉施設等への措置の支援	措置を要するケースが発生した場合、市の関係部署と連携し対応する。	①市の関係部署、受け入れ措置施設と連携し対応する。	①随時			
ウ 高齢者虐待への対応	養護者による高齢者虐待に関わる通報を受けた場合は、速やかに対応する。	①虐待対応マニュアルに基づき関係部署と連携し対応する。	①随時			
エ 困難事例への対応	事実確認後、課題を整理し支援の方向性を関係者で協議する。	①包括内三職種カンファレンスや地域ケア個別会議、担当者会議を開催することと課題を整理し、支援方法を検討する。	①随時			
オ 消費者被害の防止	消費者被害に関する最新情報を把握し、住民に伝達する体制を構築する。	①市民生活センターからの最新情報を民生委員を通じて住民に提供する。 ②消費者被害に関する相談は市民生活センターや警察と連携して行う。	①年1回以上 ②随時			

令和 7 年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市第一地域包括支援センター

4 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務(介護保険法第115条の45第2項第3号)						
項目	令和 7 年度計画	R 7 年度計画内容		課題・評価	R 8 年度の計画、取組	
		実施内容	回数等			
ア 包括的・継続的なケア体制の構築	圏域の介護支援専門員が他職種・他機関と連携しやすい体制を構築する。	①他職種・他機関と連携し、地域ケア個別会議や推進会議を開催する。	① 個別：年4回以上 推進：年2回			
イ 地域における介護支援専門員のネットワークの活用	圏域の介護支援専門員同士が意見交換できる場として、定期的に連絡会を開催し、相互の連携を図る。	①リーダー会議を実施し、介護支援専門員のニーズにあった学習会や意見交換会を企画する。	①会議：年2回以上			
ウ 日常的個別指導・相談	介護支援専門員への個別指導・相談に対応し、円滑に業務が行えるよう支援する。	①個別相談 ②介護支援専門員対象の学習会や意見交換会を開催する。	①随時 ②年2回			
エ 支援困難事例等への指導・助言	介護支援専門員への効果的な支援を行う。	①同行訪問、関係機関とのネットワークを生かした具体的支援方針の検討や後方支援を行う。	①随時			

令和 7 年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市第一地域包括支援センター

5 認知症総合支援に関する業務(介護保険法第115条の45第2項第6号)						
項目	令和 7 年度計画	R 7 年度計画内容		R 7 年度実績		R 8 年度の計画、取組
		実施内容	回数等	実施内容	回数等	
ア 関係機関との連携	地域住民による高齢者の見守り活動(第一包括わんわんパトロール隊)を多様な機関と協働し実施する。	①隊員間で活動状況を共有する機会として、集合して活動する機会を設ける。	①年6回			
		②新規隊員のための認知症サポーター養成講座を実施する。	②年1回以上			
		③第一包括わんわんパトロール隊登録者の名簿管理をする。	③登録者30名以上			
イ 認知症の人や家族への支援	認知症に関する住民教育や早期相談の場所として認知症カフェを定期開催する。	①認知症カフェを青森県作業療法士会の指導助言をいただき開催する。	①年10回			
		②参加者拡大に向け、認知症カフェを周知する。	②SNSへの投稿:年10回以上 チラシ配布:20か所以上			
		③高齢者と学生がつながる機会として活用する。	③学生10名以上			
ウ 知識の普及	認知症サポーター養成講座を開催しサポーターを増やす。	①認知症サポーター養成講座を周知するためSNSを活用する。	①年間投稿数5回以上			
		②認知症サポーター養成講座を開催する。	②年2回以上			

令和 7 年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市第一地域包括支援センター

6 地域ケア会議推進に関する業務(介護保険法第115条の48第1項)						
項目	令和 7 年度計画	R 7 年度計画内容		R 7 年度実績		課題・評価
		実施内容	回数等	実施内容	回数等	
①地域ケア個別会議は定期開催を基本とするが、要望があった際は随時開催し、個別支援と地域課題の抽出を行う。 ②自立支援型のケア会議を開催し本人の自立支援や重度化防止を図る。 個別支援と地域課題の把握		①地域ケア個別会議を開催する。	①年4回			
		④地域ケア推進会議を開催する。	①年2回			
		②圏域の介護支援専門員に呼び掛け自立支援型ケア会議を開催する。	②年1回以上			
7 地域包括支援センターで把握した地域課題						
【地域の実態】						
【地域課題】						
【地域での対応方針】						
【市、関係団体への提言】						

(様式第1号)

令和 7 年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市第二地域包括支援センター

職員配置 (R.7.4.1現在)	保健師	2 人	予防給付プラン担当	3 人	プランチ数
	社会福祉士	1 人	その他(センターの他職種兼務以外のもの)	1 人	2
	主任ケアマネ	1 人			箇所

令和 7 年度の活動方針(地域課題・目標)		令和 7 年度目標に対する取り組みの評価
地域の実態 ・地域で暮らしていきたい高齢者に対して既存のサービスでは不足がある。 ・将来を予見して、生活できている人が少ない。 ・独居の認知症高齢者に対するリスク管理等を含めた支援対応が困難である。 ・自己中心的な生活を送る高齢者に対して行う支援には限界があり支援者が疲弊している現状がある。 地域課題 ・加齢に起因する問題等に関して、高齢者以外でも理解していく必要がある。 ・支援方法がわからないため支援者が疲弊している現状がある。 目標 全世代に対し、認知症やフレイルについての知識の普及、相談窓口の周知を図り、支援者支援の強化、負担の軽減を目指す。		

1 第1号介護予防支援事業(居宅要支援被保険者に係るものを除く)(介護保険法第115条の45第1項第1号二)					
項目	令和 7 年度計画	R 7 年度計画内容		R 7 年度実績	
		実施内容	回数等	実施内容	回数等
基本 チエックリ スト該当 者に係る ケアマネ ジメント	・介護予防日常生活支援総合事業について趣旨を説明し、本人の自立支援と重度化防止、セルフケアの重要性が認識できるような支援しスームーズな利用を図る。	介護予防・日常生活支援総合事業を推奨し、希望者には基本チエックリストを実施し該当者には適切、円滑な介護予防サービス支援計画書を作成する。	都度		
ア					

令和 7 年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市第二地域包括支援センター

2 総合相談支援業務(介護保険法第115条の45第2項第1号)						
項目	令和 7 年度計画	R 7 年度計画内容		R 7 年度実績		R 8 年度の計画、取組
		実施内容	回数等	実施内容	回数等	
ア 地域におけるネットワーク構築	地域・各関係機関との関係づくり、ネットワークづくりに努める。	①民生委員定例会への参加。 ②公民館や町会など地域行事への参加。 ③圏域内、地域密着型サービスの運営推進会議に参加する。	①定例会各1回 地区年：各1回 (藤代・城西・西地)			
イ 実態把握	地区住民・民生委員・在宅介護支援センター、その他の関係機関からの情報提供により地域の実態把握に努める。	在宅介護支援センターと連携しながら、地区住民やその他の関係機関からの情報提供により実施する。 また、必要時安心カーの配布やエンディングノート等の活用等も併せて周知する。	①在宅介護支援センター連絡会年：4回 ②実態把握年間：250件			
ウ 総合相談	総合相談窓口としての役割を周知していく。 多様な相談内容に対して、適宜状況把握を行い、相談内容に即したサービスまたは、各種制度に関する状況提供、適切な機関への紹介を行う。	地域の行事や集会などに積極的に参加し、包括支援センターの活動を周知していく。 多様な相談内容に対して、速やかに対応していきけるよう、職員間で情報を共有し調整していく。	随時			

令和 7 年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市第二地域包括支援センター

3 権利擁護業務(介護保険法第115条の45第2項第2号)									
項目	令和 7 年度計画	R 7 年度計画内容		R 7 年度実績		課題・評価	R 8 年度の計画、取組		
		実施内容	回数等	実施内容	回数等				
ア 成年後見 制度の活 用促進	民生委員定例会、地域包括支援センター主催の行事、町会等主催の行事、地域密着型サービスの運営推進会議等で成年後見制度の説明を行う。	各関係機関との連携、正しい情報の提供、必要な際の申立の援助を行う。	随時						
イ 老人福祉 施設等へ 措置の 支援	緊急対応が必要な高齢者に対しては市に状況を報告し、協議しながら対応する。	老人福祉施設等への措置が必要な場合は市に報告し実施を求める。	随時						
ウ 高齢者虐 待への対 応	養護者による高齢者虐待が疑われる際には速やかにマニュアルに沿って対応する。	養護者による高齢者虐待が疑われる際には市に報告し、協議しながらマニュアルに沿って対応していく。	随時						
エ 困難事例 への対応	速やかに事実を確認、関係者間で協議し、対応する。	地域ケア会議等を活用し、個別課題の解決、対応力強化を図る。	随時						
オ 消費者被 害の防止	市民生活センター、青森県消費者センターと連携を図り、予防に努める。	各関係機関との情報共有を行い予防に努める。被害が疑われた場合は速やかに対応する。	随時						

令和 7 年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市第二地域包括支援センター

4 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務(介護保険法第115条の45第2項第3号)						
項目	令和 7 年度計画	R 7 年度計画内容		R 7 年度実績		課題・評価
		実施内容	回数等	実施内容	回数等	
ア 包括的・継続的なケア体制の構築	地域の介護支援専門員が多職種・多機関との連携や協働しやすい体制を構築する。	多職種・多機関合同の研修会や地域ケア会議を開催し、意見交換の場を設定する。	①合同研修会：年1回 ②地域ケア会議：年6回 個別会議：年4回 推進会議：年2回			R 8 年度の計画、取組
イ 地域における介護支援専門員のネットワークの活用	地域の介護支援専門員相互の情報交換が行える場を設定し、介護支援専門員の連携強化を図る。	地域の介護支援専門員を定期的に連絡会を開催する。又、資質向上を目的として研修会の実施や制度、施策等に関する情報提供を行う。	連絡会：年5回			
ウ 日常的個別指導・相談	専門的な見地から個別指導や相談対応を行い、介護支援専門員の業務が円滑に実施できるように支援する。	日常的な連携に加え、定期的な連絡会等を通して、相談しやすい環境を整える。	①連絡会：年5回 ②地域ケア個別会議：年4回			
エ 支援困難事例等への指導・助言	支援困難事例を抱える介護支援専門員の不安を軽減し、効果的な支援を行う。	①相談内容に応じて各専門職の専門性を生かして対応する。 ②各専門職や関係機関と連携のもとに具体的な支援方針を検討し、必要に応じて地域ケア個別会議を開催する。	①随時 ②必要時			

令和 7 年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市第二地域包括支援センター

5 認知症総合支援に関する業務(介護保険法第115条の45第2項第6号)						
項目	令和 7 年度計画	R 7 年度計画内容		R 7 年度実績		R 8 年度の計画、取組
		実施内容	回数等	実施内容	回数等	
ア 関係機関との連携	認知症疾患医療センターや認知症協力医療機関、認知症初期集中支援チームなどと連携し、会議や研修会なども活用して、関係性を築いていく。	認知症関連の研修会や会議に参加したり、医療・介護等の関係機関と連絡をとりながら、情報を共有していく。	随時			
イ 認知症の人や家族への支援	認知症に関する相談支援を行いながら、認知症の人やその家族が、地域の中で交流や情報を共有できるような場を提供する。	①認知症の人と家族のつどいなどに参加。 ②認知症カフェを開催する。	①年1回 ②認知症カフェ：年3回 ③相談は随時			
ウ 知識の普及	①認知症サポーター養成講座を開催し、サポーターを増やす。 ②地域住民へ認知症についての知識の普及を図る。	①地域住民や企業・学校に対して、サポーター養成についての案内を行い、受講を働きかけていく。 ②認知症に関する行事や研修会を開催。	①広報活動 ・藤代地区 ・西地区 ・城西地区 目標サポーター数：30名 開催回数：年2回			

令和 7 年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市第二地域包括支援センター

6 地域ケア会議推進に関する業務(介護保険法第115条の48第1項)						
項目	令和 7 年度計画	R 7 年度計画内容		R 7 年度実績		R 8 年度の計画、取組
		実施内容	回数等	実施内容	回数等	
①地域ケア個別会議は定例開催と支援困難事例への対応としての随時開催を行う。 ②地域密着型サービスの運営推進会議や地域の行事、会合等日頃の活動を通して住民からニーズの把握を行う。		①地域ケア個別会議、地域ケア推進会議を開催する。 ②地域ケア個別会議：年4回 その他年度 ③地域ケア推進会議：年2回				
個別支援と地域課題の把握						
7 地域包括支援センターで把握した地域課題						
【地域の実態】						
【地域課題】						
【地域での対応方針】						
【市、関係団体への提言】						

(様式第1号)

令和 7 年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市第三地域包括支援センター

職員配置 (R6.4.1現在)	保健師	1 人	予防給付プラン担当	3 人	プラン手数
	社会福祉士	4 人	その他(センターの他職種兼務以外のもの)	1 人	2
	主任ケアマネ	2 人			箇所

令和 7 年度の活動方針(地域課題・目標)		令和 7 年度目標に対する取り組みの評価	
地域の実態			
①認知症の方の増加に伴い、幅広い世代で認知症高齢者の対応をする機会が増え、認知症に対する理解不足等から対応に苦慮する地域住民等がいる。 ②介護予防の必要性が周知されず、重度化してからの相談となる。			
地域課題			
①認知症高齢者と接することがある多分野多機関の方、幅広い世代の方が、認知症の正しい理解や対応方法について学ぶ機会が少ない。 ②介護予防の必要性を自分のこととして、主体的に取り組むように周知されていない。			
目標			
①関係機関や幅広い世代へ認知症サポーター養成講座等を実施する。 ②介護予防の必要性の周知や介護予防教室を実施する。			

1 第1号介護予防支援事業(居宅要支援被保険者に係るものを除く)(介護保険法第115条の45第1項第1号二)					
項目	令和 7 年度計画	R 7 年度計画内容		R 7 年度実績	
		実施内容	回数等	実施内容	回数等
基本 チェックリスト該当者に係るケアマネジメント	総合事業のスムーズな利用に向けた支援を行う。	制度の説明、基本チェックリストを実施、地域の社会資源を含む情報を提供し、マネジメントをする。	2週間以内		
課題・評価					
R 8 年度の計画、取組					

令和 7 年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市第三地域包括支援センター

2 総合相談支援業務(介護保険法第115条の45第2項第1号)						
項目	令和 7 年度計画	R 7 年度計画内容		R 7 年度実績	課題・評価	R 8 年度の計画、取組
		実施内容	回数等	実施内容	回数等	
ア 地域におけるネットワーク構築	①関係機関、住民組織と連携しやすい関係を作り、見守りネットワークの構築を図る。 ②介護予防についての知識を広げ、地域高齢者に関心を持ってもらえる取り組みを実施する。	①民生委員児童委員協議会定例会、各地区町会連合会などへ参加しセンターの役割周知を図る。生活支援コーディネーターなどの専門職とも連携を図る。 ②町内会回覧板等を活用し介護予防の啓発を行う。地域住民の集い等を活用し、公民館等において介護予防教室を行う。	①年7回以上 ②ア・年1回 イ・年1回			
イ 実態把握	高齢者の地域からの孤立・孤独死防止、重度化防止、支援を要する高齢者の早期発見・早期対応を行う。	高齢者の心身の状況や家族の状況等について実態把握を行う。	随時			
ウ 総合相談	重症化、複雑化する前に早期相談を促すため、地域の関係機関、市営住宅、マンション、金融機関、郵便局、医療機関などに広報活動を行う。	ア・広報紙を町内会回覧板にて広報する。 イ・回覧が回らない市営住宅やマンション等へ広報する。 ウ・金融機関や医療機関等へパンフレットの設置協力を依頼する。	ア・年1回 イ・年7カ所 ウ・年30カ所			

令和 7 年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市第三地域包括支援センター

3 権利擁護業務(介護保険法第115条の45第2項第2号)									
項目	令和 7 年度計画	R 7 年度計画内容		R 7 年度実績		課題・評価	R 8 年度の計画、取組		
		実施内容	回数等	実施内容	回数等				
ア 成年後見 制度の活 用促進	①成年後見制度の広報活動を行い、制度の普及啓発を図る。 ②成年後見制度の活用が必要な場合は、相談、申立てにつながるよう支援する。	①地域高齢者集会、民 児協定会等にて広報 ②相談、申立ての支援を 行う。	①年4回 ②随時						
イ 老人福祉 施設等へ の措置の 支援	措置を要するケースが発生した場合 には、弘前市の関係部署と連携を 図り、対応する。	弘前市関係部署、受け 入れ措置施設と連携を 図り対応する。	随時						
ウ 高齢者虐 待への対 応	養護者による高齢者虐待に係る通 報等を受けた後は、速やかに対応 する。また高齢者虐待防止の周知を 図る。	①弘前市の虐待マニ ュアルに基づき、関係部署 と連携を図り対応する。 ②民児協定会等にて 高齢者虐待防止の啓発 を行う。	①随時 ②年4回						
エ 困難事例 への対応	事実確認後、課題を把握し、援助の 方向性(支援策)を関係者間で協議 する。	各関係機関や専門機 関と連携を図る。必要に 応じて個別ケース会議を開 催、課題の整理や支援 方針を検討する。	随時						
オ 消費者被 害の防止	弘前市市民生活センターと連携を図 り、電話や窓口にて消費者被害に 関する情報を把握し、地域住民や民 生委員等の各関係機関へ情報共有 し、被害防止を図る。	地域高齢者集会、民児 協定会などで情報提 供、予防啓発する。	年5回						

令和 7 年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市第三地域包括支援センター

4 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務(介護保険法第115条の45第2項第3号)						
項目	令和 7 年度計画	R 7 年度計画内容		R 7 年度実績		課題・評価
		実施内容	回数等	実施内容	回数等	
ア 包括的・継続的なケア体制の構築	圏域の介護支援専門員が関係機関とスムーズな連携が出来るよう支援する。	圏域の介護支援専門員のニーズに基づき、研修会を企画・実施する。	年3回			R 8 年度の計画、取組
イ 地域における介護支援専門員のネットワークの活用	①圏域の介護支援専門員と連携を強化する。 ②日常業務について意見交換できる場を設定する。	①介護支援専門員及び主任介護支援専門員の人数を把握する。 ②地域課題や介護支援専門員からの要望に基づき関係機関等と意見交換会を企画・実施する。	①上半期1回 ②年1回			
ウ 日常的個別指導・相談	地域ケア個別会議を活用し、個別支援の中で、気づきや学びが得られるよう支援する。	介護支援専門員相互、多職種からの助言を得られるよう地域ケア個別会議を開催する。	年6回			
エ 支援困難事例等への指導・助言	介護支援専門員への効果的な支援を行う。	①同行訪問、関係機関とのネットワークを活かし、具体的な支援方針を検討、後方支援を実施する。 ②地域ケア個別会議の活用を提案、実施する。	①②随時			

令和 7 年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市第三地域包括支援センター

5 認知症総合支援に関する業務(介護保険法第115条の45第2項第6号)									
項目	令和 7 年度計画	R 7 年度計画内容		R 7 年度実績		課題・評価	R 8 年度の計画、取組		
		実施内容	回数等	実施内容	回数等				
ア 関係機関 との連携	①認知症地域支援推進員として、地域の関係機関、認知症疾患医療センターと連携・ネットワーク作りを行う。 ②認知症初期集中支援チームと連携する。	①ア・地域住民組織等に対して認知症施策について広報する。 イ・必要時は認知症疾患医療センターと連携を図る。 ②必要時、チームに支援を相談。訪問支援対象者について、課題を整理し、情報共有、支援協力をする。	①ア・年4回 イ・随時 ②随時						
		認知症の人やその家族、地域住民が集い、学びや情報交換できる場を提供する。	ア・年4回 イ・年3回						
イ 認知症の 人や家族 への支援		ア・効果的な認知症力 フェ(事業名:『橙燦力 フェ』)の実施をする。 イ・認知症カフェの振り返り・評価を実施する。	ア・年4回 イ・年3回						
ウ 知識の 普及	①認知症サポーター養成講座等について、広報、開催の働きかけを実施。要請に応じて計画・実施する。 ②若い世代に認知症の理解を広げ、地域の高齢者に関心を持ってもらえる取り組みを企画・実施する。	①ア・民生委員児童委員 定例会等に対して認知 症サポーター養成講座を 広報、周知。 イ・要望に応じ計画、実 施する。 ②圏域内教育機関等へ 認知症サポーター養成 講座を広報、要望に応じ 計画、実施する。	①ア・年4回 イ・随時 ②ア・年1回 以上 イ・随時						

令和 7 年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市第三地域包括支援センター

6 地域ケア会議推進に関する業務(介護保険法第115条の48第1項)						
項目	令和 7 年度計画	R 7 年度計画内容	R 7 年度実績	課題・評価	R 8 年度の計画、取組	
個別支援と地域課題の把握	①地域ケア個別会議は定期開催と随時開催を設定。個別支援と地域課題の抽出を図る。 ②地域ケア推進会議は、目的別に関係者を招集し実施する。 ③地域住民、民生委員等関係組織に会議参加の呼びかけを行う。 ④積極的に自立支援に向けたケースの検討を促す。	R 7 年度計画内容 回数等 ①年6回 ②年3回 ③随時 ④年6回 ①地域ケア個別会議 ②地域ケア推進会議 ③地域の関係組織、会議参加者に趣旨説明を丁寧に行う。 ④圏域の介護支援専門員へ呼びかけを行う。	実施内容 回数等			
7 地域包括支援センターで把握した地域課題						
【地域の実態】						
【地域課題】						
【地域での対応方針】						
【市、関係団体への提言】						

令和 7 年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市東部地域包括支援センター

職員配置 (R7.4.1現在)	保健師	3 人	予防給付プラン担当		1 人	ランチ数
	社会福祉士	2 人	その他(センターの他職種業務以外のもの)		3 人	2
	主任ケアマネ	1 人				箇所

令和 7 年度の活動方針(地域課題・目標)						令和 7 年度目標に対する取り組みの評価	
地域の実態							
・地域住民の自立支援、重度化防止についての理解が不足している。それによって課題が複雑化、深刻化し在宅生活の継続が困難となっている。 ・支援者の自立支援、重度化防止についての意識が低い。 ・地域住民へ認知症についての正しい理解、対応方法の周知が不足している。 ・本人と家族の意向の相違、本人、家族の意向と介護支援専門員の支援方針の相違により必要な介護サービス利用につなげることができない。							
地域課題							
・全世代の対象者に介護予防、自立支援、健康増進について我が事として捉えてもらう必要がある。							
目標							
・研修会や意見交換会において自立支援、重度化防止、介護サービスや総合事業活用について基本原則に立ち返る事の重要性とその理解を深め、関係機関との連携強化を図る。 ・認知症サポーター養成講座、認知症カフェ、認知症介護者教室、地域の方の座談会、高齢者ふれあいの居場所の開催や出前講座、地域でのイベント参加を通して、地域の全世代を対象に介護保険の理念や介護予防、健康増進、認知症についての理解を促す。 ・支援者を対象に地域包括支援センターの活用や地域ケア個別会議の活用を促し、支援者の対応力強化を図る。							

1 第1号介護予防支援事業(居宅要支援被保険者に係るものを除く)(介護保険法第115条の45第1項第1号二)							課題・評価		R 8 年度の計画、取組	
項目	令和 7 年度計画	R 7 年度計画内容		R 7 年度実績		回数等	課題・評価			
		実施内容	回数等	実施内容	回数等					
基本 チャックリス ト該当者 に係る ケア メント	介護予防・日常生活支援総合事業の普及啓発を図る。 基本チャックリスト該当者には適切なサービスが包括的かつ効果的に提供されるよう介護予防ケアマネジメントを行う。	①対象者に基本チャックリストを実施し該当者には適切な支援を行う。 ②介護予防・日常生活支援総合事業について圏域内で周知活動を行う。	①随時 ②年1回以上							

令和 7 年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市東部地域包括支援センター

2 総合相談支援業務(介護保険法第115条の45第2項第1号)						
項目	令和 7 年度計画	R 7 年度計画内容		R 7 年度実績	課題・評価	R 8 年度の計画、取組
		実施内容	回数等	実施内容		
ア 地域におけるネットワーク構築		地域の関係機関、住民組織と連携し地域の社会資源の活用、開発し、ネットワークの強化を図る。	①民生委員・児童委員定例会への参加。 ②高齢者ふれあいの居場所を開催する。 ③関係機関と共に住民主体の活動に参加する。	①豊田地区、東地区、堀越地区、石川地区に年1回以上 ②年12回以上 ③随時		
		早期発見・早期介入が図れるよう地域の様々な機関とのネットワークの強化を図る。支援を要する高齢者の実態把握を行う。	①関係機関にセンターの役割を説明し、支援を要する高齢者の発見と連絡の協力を依頼する。 ②相談受け付け後速やかに実態把握を実施する。	①年1回以上 ②年150件以上		
イ 実態把握						
ウ 総合相談		相談者の抱えている課題の状況把握等を迅速かつ的確に行い、相談内容に応じた適切な支援を行う。また家族介護者には介護離職防止に対応する。	①関係機関にセンターの役割を説明し、支援を要する高齢者の発見と連絡の協力を依頼する。 ②相談受け付け後速やかに対応する。 ③認知症介護者教室を開催する。	①年1回以上 ②随時 ③年4回		

令和 7 年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市東部地域包括支援センター

3 権利擁護業務(介護保険法第115条の4第2項第2号)						
項目	令和 7 年度計画	R 7 年度計画内容		R 7 年度実績		R 8 年度の計画、取組
		実施内容	回数等	実施内容	回数等	
ア 成年後見 制度の活 用促進	制度の普及を目的とした広報活動を実施する。また対象者の状況を的確に把握し、制度利用が必要なケースの申立てを支援する。	①関係機関に制度の周知を図る。 ②医療と福祉関係者を対象に研修会を開催して制度の理解を深める。また活用促進を図る。 ③制度の利用が必要な事例に対しては、申し立ての支援をする。	①年1回以上 ②年1回 ③随時			
イ 老人福祉 施設等へ の措置の 支援	虐待により措置を要すると判断された場合は市に報告し、関係部署と協議、連携し対応する。	①関係機関にセンターの役割を説明し、支援を要する高齢者の発見と連絡の協力を依頼する。 ②関係部署と連携を図り対応する。	①年1回以上 ②随時			
ウ 高齢者虐待への対応	高齢者虐待防止及び早期発見を図り、高齢者虐待防止対応マニュアルに基づき速やかに対応する。	①関係機関にセンターの役割を説明し、支援を要する高齢者の発見と連絡の協力を依頼する。 ②高齢者虐待対応マニュアルに沿った対応を行う。	①年1回以上 ②随時			
エ 困難事例への対応	課題の困難性を明らかにし、センター内外の専門職、関係機関と相互に連携し対応する。	関係機関との連携、地域ケア会議も活用し、課題の解決と対応力の強化を図る。	随時			
オ 消費者被害の防止	最新の動向を把握し関係機関へ情報提供することで消費者被害の防止に努める。	①市民生活センターから最新の情報を得て、関係機関へ情報提供する。 ②消費者被害に関する相談には、市民生活センターと連携して対応をする。	①年1回以上 ②随時			

令和 7 年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市東部地域包括支援センター

4 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務(介護保険法第115条の45第2項第3号)						
項目	令和 7 年度計画	R 7 年度計画内容		R 7 年度実績		R 8 年度の計画、取組
		実施内容	回数等	実施内容	回数等	
ア 包括的・継続的なケア体制の構築	介護支援専門員に必要な関係機関との連携体制を構築し円滑な活用を支援する。 圏域の居宅介護支援事業所と連携し、介護支援専門員の抱える課題やニーズに基づいた研修会、意見交換の場等を設け、介護支援専門員のスキル向上を支援する。	①圏域内の介護支援専門員を把握する。 ②ケア支援専門員連絡会を開催する。 ③介護支援専門員の抱える課題やニーズを把握し研修会等を開催する。 ④多職種他機関との意見交換会を開催する。	①年度当初 随時 ②ア年1回 ③イ年1回 ④ウ年1回			
イ 地域における介護支援専門員のネットワークの活用	介護支援専門員のネットワークを活用して地域住民の抱える課題を把握する。 地域住民に対して介護予防、自立支援、重度化防止に関する知識の普及啓発活動を行う。	①認知症介護者教室を開催する。 ②地域の方の座談会を開催する。 ③高齢者ふれあいの居場所を開催する。	①年4回 ②年4回 ③年12回以上			
ウ 日常的個別指導・相談	専門的な見地からの個別指導や相談への対応を行い、介護支援専門員の業務が円滑に実施できる様に支援する。	圏域の居宅介護支援事業所に対しセンターの役割を説明し、介護支援専門員の個別相談・指導に応じる。	随時			
エ 支援困難事例等への指導・助言	介護支援専門員が抱える支援困難事例について、関係機関と連携して活用を促進し対応力強化を図る。	圏域の介護支援専門員が抱える支援困難事例に対し、各専門職や関係機関と連携し支援する。また、必要に応じて地域ケア個別会議を開催する。	随時			

令和 7 年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市東部地域包括支援センター

5 認知症総合支援に関する業務(介護保険法第115条の45第2項第6号)

項目	令和 7 年度計画	R 7 年度計画内容		R 7 年度実績		課題・評価	R 8 年度の計画、取組
		実施内容	回数等	実施内容	回数等		
ア 関係機関との連携	医療機関を含む関係機関との連携を強化し、認知症高齢者や介護者への支援を行う。	医療機関へセンターの役割の説明や認知症総合支援に関する企画への参加依頼等を通して協力体制の強化を図る。	年1回以上				
イ 認知症の人や家族への支援	認知症について学びとなる場、認知症高齢者や家族が集える場を開催し、介護予防、介護保険、介護サービス等の相談や情報提供等の支援を行う。	①認知症カフェを開催する。 ②認知症介護者教室を開催する。	①月1回 ②年4回				
ウ 知識の普及	認知症サポーター養成講座、認知症サポーターステッパアップ講座を開催し、認知症に対する正しい知識の普及啓発を行う。	①認知症サポーター養成講座の開催を周知する。 ②認知症サポーター養成講座、認知症サポーターステッパアップ講座を開催する。	①年1回以上 ②3回開催。90名養成。				

令和 7 年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市東部地域包括支援センター

6 地域ケア会議推進に関する業務(介護保険法第115条の48第1項)							
項目	令和 7 年度計画	R 7 年度計画内容		R 7 年度実績		課題・評価	R 8 年度の計画、取組
		実施内容	回数等	実施内容	回数等		
個別支援と地域課題の把握	弘前市地域包括支援センター地域ケア会議ガイドラインに基づき、地域ケア会議を開催する。市や関係機関と地域課題の共有を図り、地域包括ケアシステムの構築を推進する。	①地域ケア個別会議 開催。 ②地域ケア推進会議 開催。	①年6回 ②年3回				
7 地域包括支援センターで把握した地域課題							
【地域の実態】							
【地域課題】							
【地域での対応方針】							
【市、関係団体への提言】							

令和7年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

弘前市西部地域包括支援センター

職員配置 (R.7.4.1現在)	保健師	1 人	予防給付プラン担当	2 人	プランチ数
	社会福祉士	1 人	その他(センターの他職種業務以外のもの)	1 人	2
	主任ケアマネ	1 人			箇所

令和 7 年度目標に対する取り組みの評価	令和 7 年度の活動方針（地域課題・目標）
	地域の実態 ①服薬管理や適切な服薬ができない認知症高齢者が増加している。また、薬に関する問題が家族の介護上の負担となっている。 ②民生委員さんが、地域の見守りをしてくれていると聞くとどのようの方がどんな風に見守ってくれているかわからず、連携したいケースがあっても相談できない。 ③若い世代と同居していても、家族間でのかわりが薄くなっていて、重度化してから相談が増えている。 ④見守りを拒否する人や見守りのタイミング、地域の見守りが難しい。 ⑤元氣な高齢者が少ない。 地域課題 ①専門職がもつと調剤薬局や薬剤師の役割を理解する必要がある。 ②③④認知症になっても安心して暮らせる地域を作っていく方法を検討する必要がある（見守り方法を含めて）。 ⑤介護予防・自立支援（フレイル予防）に対する意識づけが必要となっている。 目標 ①薬局（薬剤師）の役割やできること、できないこと、連携について学ぶ。 ②③④認知症カフェ開催やチームオレシンジ立ち上げに向けた検討を行う。 ⑤地域へ介護予防、フレイル予防に対する情報発信、意識の啓発をする。

第1号介護予防支援事業(居宅要支援被保険者に係るものを除く)(介護保険法第115条の45第1項第1号二)							
項目	令和7年度計画	R7年度計画内容		R7年度実績		課題・評価	R8年度の計画、取組
		実施内容	回数等	実施内容	回数等		
基本 チャエックリ スト該当 者に係る ケアマネ ジメント ア	対象者の状態把握に努め、自立支援、介護予防、重度化防止の必要性を周知し、一般介護予防事業を含め、社会資源の提供を行い、適切なケアマネジメントを行う。	対象者の迅速なアセスメント、必要時基本チャエックリストの実施、状況に応じて社会資源を含めたサービス提供をする。	回数等 1)都度 (相談受付・対応、訪問) 2)随時				

令和 7 年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市西部地域包括支援センター

2 総合相談支援業務(介護保険法第115条の45第2項第1号)						
項目	令和 7 年度計画	R 7 年度計画内容		R 7 年度実績		課題・評価
		実施内容	回数等	実施内容	回数等	
ア	地域におけるネットワーク構築 地域の公共機関や施設、スーパー等と顔の見える関係づくりを強化しネットワーク構築に努める。	・園域事業所へ包括支援センターの各会議案内を行う。 ・開催される行事等の情報を収集して、参加の依頼をする(文化祭や敬老会、各種サークル等)。 ・町会長、民生委員の会議への参加する。 ・パンフレット設置場所へ訪問する。 ・包括だよりを配布する。 ・地域の施設へあいさつ回りをする。 ・GH推進会議への参加。	随時			
イ	在宅介護支援センター(プランチ)や町会長、地域住民との連携を強化し、実態把握に努める。 。(市で行っている事業の周知)	1)実態把握にて高齢者の状態確認を行う。必要な高齢者へは安心カードの配付やゴミ出しサポート事業、たぐいまのサポーター事業、これからノートなどを広報する。 2)プランチと定期的に連絡会を行い、情報共有を図る。	1)年間150件以上 (プランチ含む) 2)年2回 (8月、2月)			
ウ	総合相談	1)包括内の情報共有強化。 (3職種が切れ目なく連携対応できるようにする。) 2)相談窓口の役割を周知。 3)相談内容に応じ、適切な機関へ繋ぎネットワークを構築する。	1)毎日 2)随時 3)随時			

令和 7 年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市西部地域包括支援センター

3 権利擁護業務(介護保険法第115条の45第2項第2号)						
項目	令和 7 年度計画	R 7 年度計画内容		課題・評価	R 8 年度の計画、取組	
		実施内容	回数等			
ア 成年後見 制度の活 用促進	1)成年後見制度、意思決定支援など権利擁護についての知識向上に努める。(スキルアップを目指す) 2)制度の普及啓発活動を継続する。	1)研修会へ参加して知識を得、正しい情報を提供できるようにする。 2)資料を活用し、各会議や集会等で周知する。 ・各事業所へ出前講座の案内をする。 ・権利擁護センターと連携する。	1)随時 2)随時			
イ 老人福祉 施設等へ の措置の 支援	弘前市担当課、関係機関との連携をさらに強化し対応を図る。	措置の必要性の可否を随時、市と確認しながら対応する。ケースが発生した場合は措置施設との連携を図る。	随時			
ウ 高齢者虐 待への対 応	1)速やかに市やその他の機関等と綿密な連携を図り、マニュアルに沿って対応をする。 2)虐待に関する知識普及のため、地域住民や圏域事業所へ広報を行う。	1)市と密に連携を図り、マニュアルに沿って速やかに状況把握等を実施する。 2)早期発見・防止できるよう、出前講座のチラシを、圏域企業に周知する。	1)随時 2)随時 (企業回り: 8月予定)			
エ 困難事例 への対応	1)課題を整理し、関係機関との連携を図り、協議し、役割分担を明確にして支援対応する。	1)包括内カンファレンスで課題を整理し、必要に応じて地域ケア個別会議を開催し支援策を検討する。包括で対応困難な場合は、市へ報告し助言を得て支援する。	1)随時			
オ 消費者被 害の防止	1)市民生活センターや県消費者センター等からの情報を収集し、各関係機関へ情報提供を行って被害防止に努める。 2)各サービス事業所へ情報の周知を図り、早期発見に努める。	1)実態把握や圏域企業へ消費者被害のチラシを配布し周知する。 2)消費生活センターからの情報を収集して、サービス事業所、民生委員へ周知する。	1)随時 2)随時			

令和 7 年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市西部地域包括支援センター

4 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務(介護保険法第115条の45第2項第3号)						
項目	令和 7 年度計画	R 7 年度計画内容		R 7 年度実績		R 8 年度の計画、取組
		実施内容	回数等	実施内容	回数等	
ア 包括的・継続的なケア体制の構築	圏域の介護支援専門員が幅広い職種や機関とスムーズに連携できるような体制を構築する。	1) 地域ケア会議を開催する。他職種・他機関と意見交換のできる場を設ける。 2) 介護支援専門員が抱えている課題について把握し、必要時臨時地域ケア個別会議を開催する。	1) 年8回 2) 随時			
イ 地域における介護支援専門員のネットワークの活用	主任介護支援専門員連絡会とケアマネ連絡会を通し、圏域の介護支援専門員との連携を強化していく。	1) 西部圏域のケアマネ連絡会に参加して、情報交換・情報収集をする。 2) 介護支援専門員ヘアシンケートを実施する。 3) 圏域介護支援専門員の資質向上のため、主任介護支援専門員連絡会を実施する。	1) 年2回 (6月、2月) 2) 年1回 3) 年1回 (9月)			
ウ 日常的個別指導・相談	介護支援専門員の業務が円滑に実施できる様、知識やスキルの向上に向けた支援体制を構築する。 必要時の後方支援を行う。	1) 包括主催の研修会を開催する。 2) 主任介護支援専門員連絡会の実施する。 3) 相談受付時対応する。	1) 年1回 2) 年1回 (9月) 3) 随時			
エ 支援困難事例等への指導・助言	介護支援専門員が抱えている支援困難事例等について、包括的に支援していく。	1) 事業所を訪問し、介護支援専門員の支援困難なケースを把握し、各専門職や関係機関と連携しながら支援方法を検討し、後方支援を行う。 2) 必要に応じて地域ケア個別会議の活用を提案、実施する。	1) 随時 2) 随時			

令和 7 年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市西部地域包括支援センター

5 認知症総合支援に関する業務(介護保険法第115条の45第2項第6号)						
項目	令和 7 年度計画	R 7 年度計画内容		R 7 年度実績		課題・評価
		実施内容	回数等	実施内容	回数等	
ア 関係機関 との連携	1)認知症地域支援推進員を地域の 関係機関へ周知し、連携を図り、支 援をする。	1)2) ・各企業等へ認知症ガイ ドブック概要版等を配布 する。 ・地域へ包括だよりの回 覧を実施する。 ・高齢者の見守りで連携 しているガソリンスタンド を訪問し、連携強化を図 る。 ・各種研修や連絡会に参 加する。 3)初期集中支援チーム と情報共有する。	1)2) ・圏域企業 約40件 ・年2回 (6月、12 月) ・年2回			R 8 年度の計画、取組
	2)認知症初期集中支援チームとの 連携体制を構築する。					
イ 認知症の 人や家族 への支援	認知症の人や家族、地域住民が情 報交換や集える場を設置する。	1)認知症の人と家族の つどいへ参加する。 2)認知症カフェ、チーム オレンジの検討。 3)実態把握や定例会等 の場にて認知症ケアパ スの説明や活用方法と 説明を行い周知を図る。	1)開催時 2)適宜 3)随時			
ウ 知識の 普及	地域で認知症サポーター養成講座 実施し、サポーターを増やす。	1)・小中学校や町会、企 業等へ認知症サポー ター養成講座の案内を する。 2)包括だよりの認知症ケ アパスの回覧・配布を通 して地域への周知を図 る。 3)チームオレンジの立ち 上げに向けてステップ アップ講座を開催する。	1)・随時 2)年2回 (6月、12 月) 3)年1回			

令和 7 年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市西部地域包括支援センター

6 地域ケア会議推進に関する業務(介護保険法第115条の48第1項)						
項目	令和 7 年度計画	R 7 年度計画内容		R 7 年度実績		課題・評価
		実施内容	回数等	実施内容	回数等	
個別支援と地域課題の把握	1)地域ケア個別会議は定期開催を計画する。必要時は臨時会議を開催し、個別支援と地域課題の抽出を行う。 2)地域ケア個別会議から抽出された課題に応じて関係者を招集し、地域ケア推進会議を開催する。 3)主任介護支援専門員連絡会と西部圏域ケアマネ連絡会を通し、地域課題の把握に努める。 4)生活支援コーディネーターとの連携強化。	1)地域ケア個別会議を開催する。 2)地域ケア推進会議を開催する。 3)地域の現状を把握する。 4)生活支援コーディネーター協議体への参加。	1)年6回 (5, 6, 7, 9, 10, 11月) 2)年2回 (1, 2月) 3)年3回 4)ケア会議打ち合わせや会議時等随時			
7 地域包括支援センターで把握した地域課題						
【地域の実態】						
【地域課題】						
【地域での対応方針】						
【市、関係団体への提言】						

令和 7 年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市南部地域包括支援センター

職員配置 (R.6.4.1現在)	保健師	1 人	予防給付プラン担当	2 人	プランチ数
	社会福祉士	4 人	その他(センターの他職種業務以外のもの)		
	主任ケアマネ	2 人	1 人		
					箇所

令和 7 年度の活動方針(地域課題・目標)		令和 7 年度目標に対する取り組みの評価	
地域の実態 ・疾病が重症化してからの相談が多く、自身と家族の健康や介護予防に対する意識が低い傾向にある。 ・介護が必要な状態でも本人または家族が支援を拒否し、状態が悪化していく場合がある。 ・独居世帯や高齢夫婦世帯等、見守りや支援を必要としている人がいる。			
地域課題 ①介護予防や自立支援に対して意識を高める取り組みが必要である。 ②高齢者の孤立防止のため地域で見守りする体制や支援が行き届く取り組みが必要である。			
目標 ①地域で介護予防や自立支援についての重要性を情報発信する。 ②地域全体で独居高齢者を支援するため、民生委員や町会、関係機関との連携を強化する。			

1 第1号介護予防支援事業(居宅要支援被保険者に係るものを除く)(介護保険法第115条の45第1項第1号二)						
項目	令和 7 年度計画	R 7 年度計画内容		R 7 年度実績		課題・評価
		実施内容	回数等	実施内容	回数等	
基本 チェックリスト該当者に係るケアマネジメント	適切なケアマネジメントと一般介護予防を含めたサービスの情報提供を行い、自立に向けた支援をする。	対象者の状況確認、アセスメントを行い希望者にはチェックリストの実施や社会資源を含めたサービス情報の提供を行う。	随時			R 8 年度の計画、取組

令和 7 年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市南部地域包括支援センター

2 総合相談支援業務(介護保険法第115条の45第2項第1号)						
項目	令和 7 年度計画	R 7 年度計画内容		R 7 年度実施内容	課題・評価	R 8 年度の計画、取組
		実施内容	回数等			
ア 地域におけるネットワーク構築	①地域の関係機関や地域住民等、多様な支援者との連携を図り、協力体制をつくることで、個別課題や地域課題への対応力を高める。 ②民生委員との連携・協力体制を維持する。	①地域ケア会議を定期開催し、関係機関や専門職、地域住民等と顔の見える関係づくりに取り組む。 ②圏域内の地域密着型サービス運営推進会議へ参加する。 ③民生委員・児童委員定例会へ参加する。	①個別会議: 定例4回、随時 推進会議: 2回 ②開催時 ③年5回			
イ 実態把握	地域住民や民生委員、関係機関との連携を図り、見守りや支援を要する高齢者の早期対応に努め、孤立化を防止する。	①在宅介護支援センターやシルバーハウス援助員と協力し、情報共有を行う。 ②地域住民、民生委員などからの情報提供により迅速に訪問する。	①ブランチ・シルバークラス会議: 年2回 ②実態把握: 50件以上			
ウ 総合相談	総合相談窓口としての地域包括支援センターの役割をわかりやすく周知する。	包括パンフレットや広報、SNS等を活用し、地域の関係機関や住民に情報発信する。	随時			

令和 7 年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市南部地域包括支援センター

3 権利擁護業務(介護保険法第115条の45第2項第2号)

項目	令和 7 年度計画	R 7 年度計画内容		R 7 年度実績	課題・評価	R 8 年度の計画、取組
		実施内容	回数等	実施内容	回数等	
ア 成年後見 制度の活 用促進	①成年後見制度についての相談を随時受付し、申立が必要と判断されるケースについて関係機関と連携して支援する。 ②関係機関を含め、地域の中で成年後見制度が正しく理解されるように各会議等で周知活動を行う。	①地域ケア個別会議やカンファレンスを開催し、関係機関と支援方法について話し合い、申立を支援する。 ②民生委員定例会や各会議などで制度の説明を行う。	①随時 ②民生委員定例会5回、随時			
イ 老人福祉 施設等へ の措置の 支援	措置を必要とするケースが発生した場合は市役所や関係機関と連携を図り対応する。	関係部署との情報共有し、連携を図りなら対応していく。	随時			
ウ 高齢者虐 待への対 応	高齢者虐待マニュアルに沿って早急に対応する。市役所等関係機関と連携を図り対応する。	高齢者虐待マニュアルに沿って対応する。必要時はカンファレンスやケース会議を開催し、関係機関の役割分担を明確化する。	随時			
エ 困難事例 への対応	行政や中核機関、各関係機関と連携して対応し、課題解決に取り組む。	①地域ケア会議開催の他、随時関係機関との情報共有を行う。また、権利擁護の制度利用等に発展する場合は必要に応じて行政や中核機関の助言を仰ぐ。 ②三職種で情報を共有し連携して対応する。	①随時 ②随時			
オ 消費者被 害の防止	相談窓口紹介ネットワークや警察等と連携し、地域住民や事業所等へ消費者被害の情報提供に努める。	①連絡会や民生委員定例会、認知症カフェ等で情報提供や知識普及に努める。 ②相談があった際は迅速に対応し、ケースに応じ関係機関と連携する。	①②随時			

令和 7 年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市南部地域包括支援センター

4 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務(介護保険法第115条の45第2項第3号)						
項目	令和 7 年度計画	R 7 年度計画内容		R 7 年度実績		課題・評価
		実施内容	回数等	実施内容	回数等	
ア 包括的・継続的なケア体制の構築	圏域の介護支援専門員が他職種・他機関と連携しやすい体制を構築する。	他職種・他機関と連携を図るため、地域ケア個別会議や地域ケア推進会議を開催する。	①個別会議: 定例4回、随時 ②推進会議: 年2回			R 8 年度の計画、取組
イ 地域における介護支援専門員のネットワークの活用	圏域の介護支援専門員同士が意見交換ができる場として、定期的に連絡会を開催し相互の連携を図る。	介護支援専門員のニーズにあった学習会や意見交換会を企画する。	連絡会: 年4回			
ウ 日常的個別指導・相談	地域の介護支援専門員へ日常的に個別指導・相談等を行う。	①相談窓口の設置。 ②介護支援専門員からの相談に対応する。 ③介護支援専門員に対して情報提供を行う。	①随時 ②随時 ③介護支援専門員連絡会 年4回			
エ 支援困難事例等への指導・助言	地域の介護支援専門員が抱える支援困難事例等について専門職や関係機関と連携し支援方法を検討し、指導・助言を行う。	①支援困難事例を担当する介護支援専門員を支援する。 ②地域ケア個別会議を開催する。	①随時 ②随時			

令和 7 年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市南部地域包括支援センター

5 認知症総合支援に関する業務(介護保険法第115条の45第2項第6号)						
項目	令和 7 年度計画	R 7 年度計画内容		R 7 年度実績		課題・評価
		実施内容	回数等	実施内容	回数等	
ア 関係機関との連携	関係機関や、民生委員、チームオレメンジを含む地域の支援者とネットワークをつくり、連携しながら支援を行う。	①必要に応じ各関係機関や民生委員、チームオレメンジと連携して支援する。 ②認知症に関連した研修会や連絡会等に参加する。	①随時 ②随時			
イ 認知症の人や家族への支援	①認知症の方やその家族、地域住民が参画し、交流や情報交換できる場を提供する。 ②チームオレメンジの連携体制を強化する。	①認知症カフェ「みなみカフェ」の開催 ②必要に応じてチームオレメンジの連絡会を開催し、情報共有や支援体制を評価する。	①清水地区 6.10.3月 千年地区 5.9.11月 ②随時			
ウ 知識の普及	地域住民へ認知症に関する正しい知識の普及の為認知症サポーター養成講座を開催しサポーターを増やす。	①認知症サポーター養成講座を開催する。 ②学校や町会、企業、団体等にサポーター養成講座の周知活動を行う。	①年3回以上 ②随時			

令和 7 年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市南部地域包括支援センター

6 地域ケア会議推進に関する業務(介護保険法第115条の48第1項)					
項目	令和 7 年度計画	R 7 年度計画内容		R 7 年度実績	
		実施内容	回数等	実施内容	回数等
①地域ケア個別会議を開催し多職種間で検討を行うことにより個別支援と地域課題の抽出を行う。 ②個別ケースから抽出した課題について地域で検討する会議を開催する。		①地域ケア個別会議 ②地域ケア推進会議	①年4回、 随時 ②年2回		
個別支援と地域課題の把握					
7 地域包括支援センターで把握した地域課題					
【地域の実態】					
【地域課題】					
【地域での対応方針】					
【市、関係団体への提言】					

(様式第1号)

令和 7 年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市北部地域包括支援センター

職員配置 (R.6.4.1現在)	保健師	1 人	予防給付プラン担当	2 人	プラン手数
	社会福祉士	1 人	その他(センターの他職種業務以外のもの)		
	主任ケアマネ	2 人	人		
					4 箇所

令和 7 年度の活動方針(地域課題・目標)		令和 7 年度目標に対する取り組みの評価	
地域の実態 ・移動手段が限定されることで金銭面の負担が大きく受診や外出を控える傾向がある。 ・地域に関わる住民の担い手不足により、地域で役割を持つ活動する民生委員や町会役員の負担が増加している。 ・現役世代の担い手が減少し地域交流や地域活動も再開の目途が立っていない地区がある。 ・世代を問わず活用できる社会資源の情報が入りにくい。 ・移動手段の確保に伴う交通費助成金制度や他種助金の活用方法があるのか地域住民に対して周知して欲しいという意見がある。			
地域課題 ・地域包括支援センターをはじめとする介護、福祉、保健、地域の関係事業所が役割を周知し地域住民と相互に知る機会が必要。 ・さまざまな場面において地域関係者とネットワークを構築し地域全体とつながり、表面化しないケースを情報共有し早期発見から早期支援につなげていく必要がある。 ・地域住民のニーズに合わせた講座開催や地域住民の健康増進のため介護予防につながる取り組みが必要。			
目標 ・主催する講座や勉強会、介護予防教室、地域関係機関との共催による取り組みから知識啓発を図る。 ・介護、福祉、健康、認知症などに関する介護相談会を実施。 ・地域ケア会議の開催はじめ地域の定例会や活動へ参加し相互に情報共有を図る。 ・北部地域包括支援センターの役割及び活動内容や地域資源に関する情報等の周知活動を実施。 ・健康増進と介護予防の取り組みとして地域の居場所や地域活動において健康指導と健康管理を実施。			

1 第1号介護予防支援事業(居宅要支援被保険者に係るものを除く)(介護保険法第115条の45第1項第1号二)						
項目	令和 7 年度計画	R 7 年度計画内容		R 7 年度実績		課題・評価
		実施内容	回数等	実施内容	回数等	
基本 チェックリスト該当者に係るケアマネジメント	介護予防・生活支援総合事業について支援を要する高齢者はじめ地域関係者へ説明し、自立支援と重度化防止につなげる。対象者の状態像を把握し、状況に応じた多様なサービスの情報提供を行う。	基本チェックリスト、アセスメントを実施、対象者の状態把握、サービスの利用支援、介護予防ケアマネジメントを実施する。	随時			

令和 7 年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市北部地域包括支援センター

2 総合相談支援業務(介護保険法第115条の45第2項第1号)						
項目	令和 7 年度計画	R 7 年度計画内容		R 7 年度実績		課題・評価
		実施内容	回数等	実施内容	回数等	
ア 地域におけるネットワーク構築		①町会長、民生委員などをはじめとする地域関係者や担い手となる住民との連携体制を構築する。 ②地域住民へ介護予防、認知症、福祉、健康増進などの活動を通して地域住民とのネットワーク構築を図る(包括主催のもの)。 ③地域ニーズを把握し地域の知識啓発の活動の実施からネットワーク構築を図る(地域との共催活動のもの)。	①年2回以上 ②年2回以上 ③年2回以上			R 8 年度の計画、取組
イ 実態把握		①高齢者の心身・健康状態や家庭環境等について実態把握を行う。 ②地域活動の中で必要と思われる高齢者等について実態把握を行う。	①実態把握:年間150件以上 ②随時			
ウ 総合相談		多様な相談、複合問題についても状態像を把握し必要に応じて適切な支援機関へつなげる。 地域住民へ地域へ相談機関としての周知を図る。	①年3回以上 ②年4回以上			

令和 7 年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市北部地域包括支援センター

3 権利擁護業務(介護保険法第115条の45第2項第2号)						
項目	令和 7 年度計画	R 7 年度計画内容		R 7 年度実績		R 8 年度の計画、取組
		実施内容	回数等	実施内容	回数等	
ア 成年後見制度の活用促進	成年後見制度の利用が必要と判断されるケースについて申立支援を進める。 成年後見制度や任意後見制度に関し地域住民や相談専門職への知識普及における活動を実施。	①弘前圏域権利擁護支援センターと連携し申立支援を行う。 ②相談者やその家族に対し必要に応じて制度の説明を行う。	随時			
イ 老人福祉施設等への措置の支援	対象案件発生時には介護福祉課をはじめとする必要関係部署と連携し対応する。	要措置と判断される事案が発生した場合には、介護福祉課へ報告、連絡、相談の上、必要な対応を速やかに行う。	随時			
ウ 高齢者虐待への対応	「弘前市における養護者による高齢者虐待防止対応マニュアル」に基づき対応する。	事案が疑われる、または発生した場合は、介護福祉課をはじめとする必要関係機関と連携し、早期発見・早期対応を実施する。	随時			
エ 困難事例への対応	地域包括支援センターの三職種が相互に連携し全体で対応する。状況に応じて必要な他職種や機関とも協力しながら支援を行う。 他職種での検討が必要な事案については、地域ケア個別会議にて対応を協議していく。	①三職種にてケース検討会を行い、必要な職種、機関と連携しながら対応する。 ②必要な事案については、地域ケア個別会議にて検討及び対応、モニタリングを実施。	随時			
オ 消費者被害の防止	消費者被害に関する情報収集を行い、必要な情報を地域や関係機関へ発信し、被害の未然防止を図る。 消費者被害相談においては専門機関へ報告、連絡、相談し対応を図る。	①市民生活センターや地域住民や警察などから消費者被害に関する情報収集を行い、地域へ情報提供する。 ②必要事案が生じた場合は関係機関と連携し対応していく。	①年1回以上 ②随時			

令和 7 年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市北部地域包括支援センター

4 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務(介護保険法第115条の45第2項第3号)						
項目	令和 7 年度計画	R 7 年度実績		課題・評価	R 8 年度の計画・取組	
		実施内容	回数等			
ア 包括的・継続的なケア体制の構築	医療機関を含め介護や多職種との連携を図り、高齢者の状況や変化に応じた個別支援を展開していく。	①地域ケア会議(定例)へ多職種を招集する。 ②①以外での随時的に発生する事例については、最低限必要な関係者を招集する。 ③意見交換会などで介護支援専門員と専門職種との意見交換や交流を通じ相互の継続的なネットワーク構築を図る。	①地域ケア会議(個別・推進) 年間:7回 ②随時 ③北部圏域ケアマネ会議 年間:1回			
イ 地域における介護支援専門員のネットワークの活用	介護支援専門員が相互に情報交換や相談ができる機会を提供することや、介護支援専門員間のネットワーク構築を図る。	勉強会や事例検討会などで介護支援専門員と専門職種との意見交換や交流を通じ相互の継続的なネットワーク構築を図る。	①スキルアップ勉強会 年間:3回 ②地域密着型介護サード事業所意見交換会 年間:1回以上			
ウ 日常的個別指導・相談	介護支援専門員としての業務遂行に必要な知識やスキルアップに向けた支援体制を構築する。	①地域で活動する介護支援専門員を対象に勉強会や事例検討会を実施する。 ②介護支援専門員がケアマネジメントを実施する際、個別指導・助言を行い、多職種の連携・協働による継続ケアの支援を行う。	①スキルアップ勉強会 年間:1回 ②随時			
エ 支援困難事例等への指導・助言	介護支援専門員からの個別事例に関する相談に対応することで課題解決に向けた後方支援を行う。	個別事例に関する相談を受けつけた場合、必要に応じて地域ケア個別会議(臨時)の開催、三職種との連携を図り、具体的な支援方法等を検討して実践していく。	適宜			

令和 7 年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市北部地域包括支援センター

5 認知症総合支援に関する業務(介護保険法第115条の45第2項第6号)						
項目	令和 7 年度計画	R 7 年度計画内容		R 7 年度実績		課題・評価
		実施内容	回数等	実施内容	回数等	
ア 関係機関との連携	状況に応じて地域の関係者や医療機関と情報共有を図り、また専門科医と連携しながら認知症患者患者への支援を行う。	必要事業については専門家の地域医療連携室や認知症初期集中支援チームと情報共有や同行訪問などの連携を図り受診勧奨していく。	適宜			
イ 認知症の人や家族への支援	当事者や家族の実情を把握し、認知症に関する情報や予防に効果的な取り組みなどを伝えていく。また、地域関係者や地域住民が相談しやすい環境作りを行う。	①認知症に関する情報や予防に効果的な取り組みなどを分かりやすく伝える。 ②認知症地域支援推進員が中心となり、カフェを開催する。	①② 年間:2回以上			
ウ 知識の普及	認知症の人が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるように当事者や家族を含め地域住民への認知症に関する理解や知識の啓発を推進する。	①地域の居場所へ参加する地域住民へ認知症ケアに関する情報や予防に効果的な取り組みを伝える。 ②地区の小学校児童へ認知症サポーター養成講座を開催する。	①② 年間:2回以上			

令和 7 年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市北部地域包括支援センター

6 地域ケア会議推進に関する業務(介護保険法第115条の48第1項)						
項目	令和 7 年度計画	R 7 年度計画内容		R 7 年度実績		R 8 年度の計画、取組
		実施内容	回数等	実施内容	回数等	
個別支援と地域課題の把握	介護支援専門員が抱える困難事例等について、地域ケア会議を開催し包括的・継続的なケアマネジメントが実践できるようにサポートを行う。 地域ケア会議を含めさまざまな場面を通じて地域関係者等と地域課題を抽出する。	①地域ケア会議へ医療、保健、福祉、地域関係者等を招集し、多職種協働での地域課題抽出に取り組む。 ②各地区の地域関係者へ地域ケア会議の招集を行い地域課題を共有し実情を把握していく。	①② 地域ケア会議(個別・推進) 年間:7回			
7 地域包括支援センターで把握した地域課題						
【地域の実態】						
【地域課題】						
【地域での対応方針】						
【市、関係団体への提言】						

令和7年度地域包括支援センター収支予算

(1) 包括的支援事業

(単位:円)

	第一地域包括 支援センター	第二地域包括 支援センター	第三地域包括 支援センター	東部地域包括 支援センター	西部地域包括 支援センター	南部地域包括 支援センター	北部地域包括 支援センター	合計
収入								
市委託料	32,684,000	25,664,000	40,383,000	38,163,000	27,204,000	41,643,000	30,744,000	236,485,000
ケアマネジメント収入	7,752,000	5,194,200	10,100,000	4,800,000	1,000,000	4,500,000	3,053,000	36,399,200
その他	0	0	0	0	0	0	0	0
収入合計	40,436,000	30,858,200	50,483,000	42,963,000	28,204,000	46,143,000	33,797,000	272,884,200
支出								
人件費	33,590,000	25,923,377	44,924,000	31,094,000	21,710,000	35,499,000	21,344,400	214,084,777
事務費	2,226,000	2,091,089	3,635,000	4,294,000	880,000	5,179,000	2,978,400	21,283,489
管理費	620,000	383,734	1,034,000	2,125,000	1,614,000	1,565,000	1,799,200	9,140,934
委託料	4,000,000	2,460,000	890,000	4,500,000	4,000,000	3,900,000	7,540,000	27,290,000
その他	0	0	0	950,000	0	0	135,000	1,085,000
支出合計	40,436,000	30,858,200	50,483,000	42,963,000	28,204,000	46,143,000	33,797,000	272,884,200

(2) 介護予防支援事業

(単位:円)

	第一地域包括 支援センター	第二地域包括 支援センター	第三地域包括 支援センター	東部地域包括 支援センター	西部地域包括 支援センター	南部地域包括 支援センター	北部地域包括 支援センター	合計
収入								
ケアマネジメント収入	15,360,000	11,561,680	20,360,000	14,053,000	10,500,000	21,300,000	9,348,000	102,482,680
その他	0	20	199,000	20,000	209,000	807,000	100,000	1,335,020
収入合計	15,360,000	11,561,700	20,559,000	14,073,000	10,709,000	22,107,000	9,448,000	103,817,700
支出								
人件費	11,010,000	7,538,586	9,401,000	6,387,000	7,871,000	17,787,000	7,638,600	67,633,186
事務費	750,000	1,491,155	1,294,000	421,000	272,500	2,965,000	744,600	7,938,255
管理費	600,000	221,488	452,000	65,000	457,500	1,055,000	449,800	3,300,788
委託料	3,000,000	2,167,380	6,470,000	7,200,000	650,000	300,000	600,000	20,387,380
その他	0	143,091	298,000	0	0	0	15,000	456,091
支出合計	15,360,000	11,561,700	17,915,000	14,073,000	9,251,000	22,107,000	9,448,000	99,715,700

